

平成 30 年度
八王子市包括外部監査の結果報告書

条例に基づく事務執行について

取り分け、10 年以上改正されていない条例に基づく
事務執行について

平成 30 年 11 月

八王子市包括外部監査人

弁護士 戸井田 哲夫

目 次

I 部	外部監査の概要	1～10
第 1	外部監査の種類.....	1
第 2	選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1～9
1	外部監査対象事項.....	1
2	監査対象所管.....	1～5
3	外部監査対象期間.....	6
4	事件として選定した理由.....	6～9
第 3	外部監査の実施期間.....	9
第 4	外部監査の補助者.....	9～10
第 5	利害関係.....	10
II 部	外部監査の方法	11～15
第 1	監査の視点.....	11～13
1	監査の基本的視点.....	11～12
2	監査の具体的視点.....	12～14
第 2	監査の範囲.....	14～15
1	監査手法の選択に関して.....	14～15
III 部	監査対象の概要	15
第 1	条例の規定内容（業務、客体、規定事項）を問わない監査.....	15
1	概観.....	15
IV 部	監査結果の指摘及び意見	16～20
第 1	「指摘」及び「意見」の基準について（条例の内容に関して）.....	16～18
1	条例に基づく事務執行について、に関しての指摘及び意見の基準.....	16～17
2	「その他」を付加することの当否に関して.....	17～18
第 2	総括的意見.....	18～19
1	オーソドックスな条例の定立と条例への認識の欠如との違い.....	18
2	指定管理者の関係する問題は今後大きな問題になり得ること.....	18～19
第 3	各論に入る前に.....	19～20
1	3 年の任期を終えるにあたって.....	19
2	条例の具体的な担当者について.....	20
各論		
No.1	八王子市議会事務局設置条例.....	21～23
No.2	職員のサービスの宣誓に関する条例.....	24～25
No.3	職員の職務に専念する義務の特例に関する条例.....	26～29
No.4	「財政事情」の公表に関する条例.....	30～31
No.5	八王子市財政調整基金条例.....	32～35

No.6	八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例.....	36～38
No.7	八王子市公告式条例.....	39～40
No.8	市役所の位置を定める条例.....	41
No.9	職員の分限に係る手続及び効果並びに失職の特例に関する条例...	42～43
No.10	八王子市教育センター条例.....	44～48
No.11	八王子市の休日に関する条例.....	49～50
No.12	職員団体の登録に関する条例.....	51～52
No.13	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例...	53～54
No.14	八王子市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例...	55～57
No.15	八王子市議会議員定数条例.....	58
No.16	選挙公報発行に関する条例.....	59～61
No.17	八王子市監査委員に関する条例.....	62～63
No.18	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例.....	64～65
No.19	八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例臨時特例.....	66～67
No.20	八王子市育英基金条例.....	68～71
No.22	八王子市社会福祉基金条例.....	72～74
No.23	八王子市外国人留学生奨学基金条例.....	75～77
No.24	八王子市の福祉に関する事務所設置条例.....	78～79
No.25	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例.....	80～81
No.26	八王子市国民健康保険高額療養資金貸付条例.....	82～85
No.27	八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例.....	86～87
No.28	八王子市公共物管理条例.....	88～89
No.29	八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例.....	90～93
No.30	政治倫理の確立のための八王子市長の資産等の公開に関する条例...	94～95
No.31	八王子市副市長定数条例.....	96～97
No.32	八王子市職員の定年等に関する条例.....	98～99
No.33	八王子市職員公務災害等見舞金支給条例.....	100
No.34	財産の交換、譲渡及び無償貸付等に関する条例.....	101～102
No.35	八王子市青少年海外派遣基金条例.....	103～106
No.36	八王子しみどりの保全基金条例.....	107～112
No.37	八王子市行政財産使用料条例.....	113～114
No.38	八王子市長房ふれあい館条例.....	115～119
No.39	八王子市芸術文化会館条例.....	120～123
No.40	八王子市南大沢文化会館条例.....	124～127
No.41	八王子市学園都市センター条例.....	128～132
No.42	八王子市夢美術館条例.....	133～138
No.43	八王子市市民活動支援センター条例.....	139～142
No.44	八王子市児童館条例.....	143～147

No.45	八王子市老人憩の家条例.....	148～152
No.46	八王子市心身障害者福祉センター条例.....	153～156
No.47	八王子市障害者療育センター条例.....	157～159
No.48	八王子市立看護専門学校条例.....	160～164
No.49	八王子市戸吹湯ったり館.....	165～170
No.51	八王子市民の生活環境を守る条例.....	171～172
No.52	八王子市余熱利用センター条例.....	173～175
No.53	八王子市事業資金融資あつ旋条例.....	176～185
No.54	八王子市先端技術センター条例.....	186～190
No.55	八王子市夕やけ小やけふれあいの里条例.....	191～196
No.56	八王子市農村環境改善センター条例.....	197～200
No.57	八王子都市計画事業上野第2地区土地区画整理事業施行規程.....	201
No.58	八王子都市計画事業中野中央土地区画整理事業施行規程.....	202
No.59	八王子都市計画事業中野西土地区画整理事業施行規程.....	203～204
No.60	八王子都市計画事業打越土地区画整理事業施行規程.....	205～206
No.61	八王子市清川交通遊園条例.....	207～210
No.62	八王子市営駐車場条例.....	211～214
No.63	八王子市営住宅管理審議会条例.....	215～217
No.64	八王子市消防団員賞じゅつ金支給条例.....	218～219
No.65	八王子市奨学資金支給条例.....	220～224
No.66	八王子市文化財保護条例.....	225～229
No.67	八王子市姫木平自然の家条例.....	230～231
No.68	八王子市郷土資料館条例.....	232～233
No.69	八王子市絹の道資料館条例.....	234～237
No.70	八王子市陵南プール条例.....	238～241

I 部 外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（監査テーマ）

1 外部監査対象事項

特定の事件

「条例に基づく事務執行について」

取り分け、10年以上改正されていない条例に基づく事務執行について

2 監査対象所管（前記「1」に該当する条例の所管課で、以下のものである。）

議会事務局

総務部 職員課

同上 労務課

財務部 財政課

教育委員会事務局（学校教育部 教職員課）

総務部 法制課

財務部 庁舎管理課

教育委員会事務局（学校教育部 指導課）

公平委員会事務局

財務部 契約課

まちなみ整備部 建築指導課

選挙管理委員会事務局

監査事務局

教育委員会事務局（学校教育部 教育支援課）

福祉部 福祉政策課

市民活動推進部 多文化共生推進課

医療保険部 保険年金課

まちなみ整備部 開発指導課

道路交通部 管理課

水循環部 水環境整備課

子ども家庭部 児童青少年課

都市戦略部 秘書課

行財政改革部 行政管理課

財務部 資産管理課

教育委員会事務局（生涯学習スポーツ部 生涯学習政策課）

環境部 環境保全課

市民活動推進部 協働推進課

福祉部 高齢者いきいき課

市民活動推進部 学園都市文化課

福祉部 障害者福祉課

医療保険部	看護専門学校
同上	地域医療政策課
資源循環部	北野清掃工場
産業振興部	産業政策課
同上	企業支援課
同上	観光課
同上	農林課
拠点整備部	区画整理課
道路交通部	交通事業課
まちなみ整備部	住宅政策課
生活安全部	防災課
教育委員会事務局	(生涯学習スポーツ部 文化財課)
同上	(生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課)

以上は、項目の整理上、改正の時間的間隔の長い順にナンバーリングを実施したが（後述）、その順に従って、記載したものである。

未改正	No.	例規名称	制定年月日	最終改正日	関連所管	ヒアリング日	施設往査
50年以上	1	八王子市議会事務局設置条例	昭和24年9月1日	昭和43年4月1日	議会事務局	7月25日	-
	2	職員の服務の宣誓に関する条例	昭和26年4月2日	昭和35年3月31日	総務部職員課	7月30日	-
	3	職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	昭和26年4月2日	昭和31年12月21日	総務部労務課	7月30日	-
	4	「財政事情」の公表に関する条例	昭和23年3月31日	昭和39年3月31日	財務部財政課	8月10日	-
	5	八王子市財政調整基金条例	昭和39年3月31日	昭和43年3月30日	財務部財政課	7月27日	-
	6	八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例	昭和25年12月25日	昭和37年3月31日	教育委員会事務局(学校教育 部教職員課)	7月23日	-
40年以上	7	八王子市公告式条例	昭和25年7月29日	昭和44年4月1日	総務部法制課	8月13日	-
30年以上	8	市役所の位置を定める条例	昭和26年3月7日	昭和58年9月26日	財務部庁舎管理課	8月2日	-
	9	職員の分限に係る手続及び効果並びに失職の特例に関する条例	昭和26年10月2日	昭和62年3月14日	総務部職員課	7月30日	-
	10	八王子市教育センター条例	昭和49年9月30日	昭和56年3月11日	教育委員会事務局(学校教育 部指導課)	8月3日	8月21日
20年以上	11	八王子市の休日に関する条例	平成元年6月30日	平成4年6月26日	総務部労務課	7月30日	-
	12	職員団体の登録に関する条例	昭和26年4月2日	平成6年12月16日	公平委員会事務局	8月13日	-
	13	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	昭和39年3月31日	平成4年3月3日	財務部契約課	7月30日	-
	14	八王子市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	昭和53年10月7日	平成8年6月28日	まちなみ整備部建築指導課	8月3日	-
15年以上	15	八王子市議会議員定数条例	昭和37年9月27日	平成14年12月24日	議会事務局	7月25日	-
	16	選挙公報発行に関する条例	昭和35年12月26日	平成10年6月25日	選挙管理委員会事務局	8月6日	-
	17	八王子市監査委員に関する条例	昭和31年3月20日	平成14年6月26日	監査事務局	8月3日	-
	18	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	昭和26年10月2日	平成11年12月7日	総務部職員課	7月30日	-
	19	八王子市職員退職料等ノ支給ニ関スル条例臨時特例	昭和23年9月30日	平成15年3月10日	総務部労務課	7月30日	-
	20	八王子市育英基金条例	昭和36年6月26日	平成14年3月8日	教育委員会事務局(学校教育 部教育支援課)	7月31日	-
	21	八王子市公共施設整備基金条例	昭和55年3月31日	平成14年3月8日	財務部財政課		-
	22	八王子市社会福祉基金条例	昭和54年3月17日	平成14年3月8日	福祉部福祉政策課	7月27日	-
	23	八王子市外国人留学生奨学基金条例	平成元年3月31日	平成14年3月8日	市民活動推進部多文化共生推進課	7月31日	-
	24	八王子市の福祉に関する事務所設置条例	昭和26年10月1日	平成12年9月18日	福祉部福祉政策課	8月10日	-
	25	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例	昭和49年4月1日	平成12年9月18日	福祉部福祉政策課	8月10日	-
	26	八王子市国民健康保険高額療養資金貸付条例	昭和52年3月31日	平成13年3月27日	医療保険部保険年金課	-	-
	27	八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成3年1月9日	平成14年6月26日	まちなみ整備部開発指導課	8月8日	-
	28	八王子市公共物管理条例	平成13年12月17日	平成15年3月3日	道路交通部管理課、水循環部水環境整備課	8月8日	-
	29	八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例	平成3年9月26日	平成13年6月21日	子ども家庭部児童青少年課	8月2日	-
10年以上	30	政治倫理の確立のための八王子市長の資産等の公開に関する条例	平成7年7月3日	平成19年9月18日	都市戦略部秘書課	8月9日	-
	31	八王子市副市長定数条例	昭和44年6月19日	平成19年3月1日	行財政改革部行政管理課	7月23日	-
	32	八王子市職員の定年等に関する条例	昭和59年9月27日	平成19年3月28日	総務部職員課	7月30日	-
	33	八王子市職員公務災害等見舞金支給条例	平成15年9月25日	平成18年12月7日	総務部労務課	7月30日	-
	34	財産の交換、譲渡及び無償貸付等に関する条例	昭和39年3月31日	平成20年3月10日	財務部資産管理課	-	-
	35	八王子市青少年海外派遣基金条例	昭和49年3月15日	平成18年6月26日	教育委員会事務局(生涯学習スポーツ部生涯学習政策課)	7月31日	-
	36	八王子市みどりの保全基金条例	昭和61年3月31日	平成17年3月8日	環境部環境保全課	7月27日	-

10年 以上	37	八王子市行政財産使用料条例	昭和40年4月1日	平成20年3月28日	財務部資産管理課	8月9日	-
	38	八王子市長房ふれあい館条例	平成12年3月27日	平成17年7月1日	市民活動推進部協働推進課、福祉部高齢者いきいき課	7月25日	9月3日
	39	八王子市芸術文化会館条例	平成5年12月15日	平成19年3月28日	市民活動推進部学園都市文化課	7月31日	8月21日
	40	八王子市南大沢文化会館条例	平成8年6月28日	平成19年3月28日	市民活動推進部学園都市文化課	7月31日	9月6日
	41	八王子市学園都市センター条例	平成8年9月30日	平成19年3月28日	市民活動推進部学園都市文化課	7月31日	9月4日
	42	八王子市夢美術館条例	平成15年3月27日	平成17年7月1日	市民活動推進部学園都市文化課	7月31日	9月4日
	43	八王子市市民活動支援センター条例	平成15年3月27日	平成17年7月1日	市民活動推進部協働推進課	7月25日	8月21日
	44	八王子市児童館条例	昭和46年9月28日	平成18年3月28日	子ども家庭部児童青少年課	8月2日	9月11日
	45	八王子市老人憩の家条例	昭和49年9月20日	平成17年7月1日	福祉部高齢者いきいき課	8月9日	8月23日
	46	八王子市心身障害者福祉センター条例	昭和55年3月17日	平成17年7月1日	福祉部障害者福祉課	7月30日	8月23日
	47	八王子市障害者療育センター条例	平成11年12月22日	平成17年12月7日	福祉部障害者福祉課	7月30日	8月30日
	48	八王子市立看護専門学校条例	平成4年12月24日	平成19年12月7日	医療保険部看護専門学校	8月6日	9月3日
	49	八王子市戸吹湯ったり館条例	平成12年12月18日	平成17年7月1日	医療保険部地域医療政策課	7月23日	9月10日
	50	八王子市斎場条例	昭和39年3月31日	平成17年12月7日	市民部斎場事務所		-
	51	八王子市民の生活環境を守る条例	昭和47年7月10日	平成18年9月15日	環境部環境保全課	8月8日	-
	52	八王子市余熱利用センター条例	平成9年3月31日	平成18年3月28日	資源循環部北野清掃工場	8月8日	8月30日
	53	八王子市事業資金融資あつ旋条例	平成15年12月16日	平成18年3月8日	産業振興部産業政策課	7月27日	-
	54	八王子市先端技術センター条例	平成16年9月28日	平成17年6月28日	産業振興部企業支援課	8月6日	8月28日、9月6日
	55	八王子市タやけ小やけふれあいの里条例	平成12年12月18日	平成17年7月1日	産業振興部観光課	8月14日	8月23日
	56	八王子市農村環境改善センター条例	昭和55年3月17日	平成17年12月7日	産業振興部農林課	8月8日	8月23日
	57	八王子都市計画事業上野第2地区土地区画整理事業施行規程	昭和61年3月31日	平成18年3月1日	拠点整備部区画整理課	8月13日	-
	58	八王子都市計画事業中野中央土地区画整理事業施行規程	平成5年3月31日	平成18年3月1日	拠点整備部区画整理課	8月13日	-
	59	八王子都市計画事業中野西土地区画整理事業施行規程	平成10年3月31日	平成18年3月1日	拠点整備部区画整理課	8月14日	-
	60	八王子都市計画事業打越土地区画整理事業施行規程	平成4年3月31日	平成18年3月1日	拠点整備部区画整理課	8月13日	-
	61	八王子市清川交通遊園条例	昭和62年12月22日	平成17年12月7日	道路交通部交通事業課	7月30日	9月10日
	62	八王子市営駐車場条例	昭和52年5月2日	平成18年9月27日	道路交通部交通事業課	7月30日	9月4日、9月6日
	63	八王子市営住宅管理審議会条例	昭和52年3月31日	平成15年7月2日	まちなみ整備部住宅政策課	8月14日	-
	64	八王子市消防団員賞じゅつ金支給条例	昭和61年3月31日	平成19年3月8日	生活安全部防災課	-	-
	65	八王子市奨学資金支給条例	昭和35年3月31日	平成19年12月7日	教育委員会事務局(学校教育部教育支援課)	7月31日	-
	66	八王子市文化財保護条例	昭和52年3月15日	平成19年9月28日	教育委員会事務局(生涯学習スポーツ部文化財課)	7月31日	-
	67	八王子市姫木平自然の家条例	昭和51年3月31日	平成18年9月29日	教育委員会事務局(生涯学習スポーツ部生涯学習政策課)	7月31日	-
	68	八王子市郷土資料館条例	昭和42年4月1日	平成19年3月28日	教育委員会事務局(生涯学習スポーツ部文化財課)	7月31日	8月28日
	69	八王子市絹の道資料館条例	平成元年12月26日	平成17年12月7日	教育委員会事務局(生涯学習スポーツ部文化財課)	7月31日	8月30日
	70	八王子市陵南プール条例	昭和49年6月26日	平成16年3月1日	教育委員会事務局(生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課)	8月14日	8月28日

3 外部監査対象期間

自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 31 年 3 月 31 日

ただし、必要があると判断した場合には、平成 29 年度以前に遡り、また、平成 29 年度予算の執行状況についても対象とした。

4 事件として選定した理由

テーマ 「条例に基づく事務執行について」

取り分け、10 年以上改正されていない条例に基づく事務執行について

特定の事件の選定理由

(1) メインテーマを条例とした理由について

近年は、地方分権改革の進展や人口減少などに代表される社会構造の変化に伴い、「地域のことは地域で決める」という理念のもと、地方自治体の政策形成及びその実現のための手段として条例制定権を積極的に活用しようという、いわゆる政策法務が注目されている。このような中、八王子市は平成 27 年 4 月に中核市に移行し、法務を活用した自己決定の範囲の拡大を推進中であり、移行から 3 年余を経過した現在、さらなる法務能力の向上が求められているところである。

一方で、いかに素晴らしい条例を持ち合わせていても、その解釈及び運用に問題があれば条例の効果は限定的なものにならざるを得ない。また、条例は議会の議決による立法であり、市民の権利を制約し、義務を課す側面もある。こうした側面から、現存する条例が「時代の要請に適合したものであるか」といった検証を不断に行う必要がある。

このようなことから条例に基づく事務執行をテーマに、一定期間改正されていない条例に着目し、「適法性」「適正性」「適時性」の視点からの検証及び当該条例の理念・規定に基づく事務執行が適切に行われているかを点検する意義は大きいものと思われる。よって、今回条例に関する事項を特定の事件として選定する

ものである。

（２）切り口（着目点）の設定について

条例は、地方自治体にとって、その基本法というべき位置にある法規範であり、条例で規律すべき事務に関して、その総則的規定ないし基礎的な理念を規定すべきものである。しかし、市町村に現存する多くの条例は、必ずしも、そこで規律する事務の総則的規定や、理念的規定が明確にされているとは限らない。

取り分け、年月の経過によって、条例制定当時の社会通念が現代では変遷していることも珍しくはない。これらは、国家単位では、法律においてその法律の立法を支える社会的、経済的事実（立法事実）の存否として、憲法学上はもとより、最高裁判所大法廷の判例上も、その合憲性の判断においても、慎重に吟味されているところである。

そこで、条例制定後その改正がどれ程の期間行われていないかに着目して、条例の適正性を監査することにした次第である。一昔前は、社会通念が変更するためには、20 年以上の期間を要するという考え方が一般的であった。しかし、近年の情報化の進展はめざましく、インターネットや携帯用通信端末の急速な発達・普及などを筆頭に情報の伝達手段の多様化と迅速化が進み、社会は膨大な情報にあふれている。このような成熟した情報社会においては、10 年の経過でも社会通念を一変させることもあり得る。

係る考え方から、10 年以上改正されていない条例に注目して、制定当時の立法（条例の制定）理由にまでに立ち返り、検討を加えることは、現代においては取り分け意義深いものであると思われる。

（３）本包括外部監査人の過去のテーマとの連続性に関して

ア 本包括外部監査人は、周知のように、平成 28 年度においては、「要綱」を特定の事件として取り上げている。これは、業務、事務執行の、内部規範ともいうべき「要綱」が、現実的に市町村の、業務、事務執行について大きな役割を果たしていることに着目したものである。そして、本来は内部規範に過ぎな

い「要綱」が、事実上対外的にも規範と同様に作用する可能性のある現実に着目し、市民ないし第三者の人権を侵害することがないか、という点に着目して、監査を実施した。

イ 翌平成 29 年度は、「申請に対する処分」を包括外部監査の特定の事件とさせてもらった。これは、人権侵害の対概念ともいえるべき「市民の受益」という見地に着目して、それが適正に行われているかを、監査の対象とした。もとより、こうした「申請に対する処分」も、その根拠法として、条例が存在したり、事実上の内部規範として「要綱」が存在し、その解釈や趣旨・目的が問題になり得るものであった。しかし、ここでの中心的な視点は、あくまで、受益を必要とする、個々の市民であった。

ウ こうした経緯から、平成 30 年度は、その集大成として「条例」をテーマに選択した次第である。この理由は、冒頭に述べたように「条例」の意味合いが近時注目されている点がある。しかし、それだけではない。地方自治法においても、「…は、条例で定める（定めることができる。）。」といった（改正）規定が目立つからである。これは、地方自治法において、「…については、市町村で、価値選択をして、政策判断をするように」と命じているようにも、読み取ることが十分にできるからである。そこでは、条例においてその立法を支える事実を、不断に検討して、その存否をしっかりと検証しなくてはならない（前述（2））からである。

係る見地から、改正がしばらくされていない条例に着目し、平成 30 年度の包括外部監査における特定の事件として、選定した次第である。従って、「条例に基づく事務執行について」となっているとしても、これまで述べてきたことから自明のように、「条例」の内容面の問題という側面もあるし、また、施行規則、要綱等を介在させた上での、条例の「事務執行」という側面もある。この後者の側面では、市民の立場から見た事務執行の適正という側面があるのは、勿論である。

なお、古くから改正のない条例の中には、条文数自体も少なく、形式的であり実質的な意味を持たず、監査対象とする意味がどの程度あるのか、との意見は包括外部監査人、及び補助者各位から出たこともあった。確かに、こうしたものへの検討、取り分け内容的検討の意味は薄くなることは間違いない。しかし、包括外部監査自体が、市民への情報公開機能に資する側面のあることに鑑み、議論の末、これらの条例も含めて、監査対象とすることとした。

また、これと関連するが、「条例に基づく事務執行」が観念できないもの、ないし観念できないではないが、事務執行といってもその内実が希薄なものもある。例えば、市議会には事務局を置くという条例がある。これに関しては、事務局を置いている事実があるのなら、その余の事務執行という観点は、抽出することが難しい。また、副市長の定数に係る条例も同様である。したがって、係る「…に基づく事務執行」が観念しにくいものについては、監査における、市民への情報提供機能に資する見地から、ヒアリングで得られた情報を提供するに留めた。

第3 外部監査の実施期間

平成 30 年 5 月 1 日から平成 30 年 11 月 14 日まで

第4 外部監査の補助者

加 畑 貴 義 弁護士

古 屋 尚 樹 公認会計士

稲 坂 将 成 弁護士

奥 田 真 帆 弁護士

なお、監査にあたっては、監査人と補助者との関係において、その実施方法は様々である。監査人は統括的役割のみを担い、監査を実施することも可能である。しかし、本監査人（平成 28 年度以降）は、監査人も補助者と同様に監査業務を行った。これは、本監査人は、監査人が統括的な作業をするだけで、当該年度の監査の実情を知らないと、監査が表層的なものになり、血の通ったものにならないと考えたからである。

第 5 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

Ⅱ部 外部監査の方法

第1 監査の視点

1 監査の基本的視点

監査対象とした事項・所管について、次の3点を基本的な視点として、監査を実施した。

(1) 合規性、適法性の視点

条例の内容及びそれに基づく事務執行が、その趣旨・目的に沿っているか、かつ、それが、現在の諸状況にも耐えられるものか、及び、事務執行の各段階において、法令の規定に従っているか、その趣旨に反してはいないかを始め、市の標榜する行政運営の指針、精神に背くことはないか、に関して判断する。

(2) 経済性、効率性及び有効性の視点

条例の内容及びそれに基づく事務執行が、その各段階において、経済性、効率性、有効性の観点から合理的かつ適切な対応がなされているかを検討する。

条例の内容に関しては、制定当時の立法の趣旨・目的に関し資料があればそれを参照し、資料の無いものに関しても諸般の事情からそれを推論し、確定するように努めた。また、条例に基づく事務執行に関しては、実際の事務執行における実情を把握し、その現実を理解するように努めた。これは、担当所管課からのヒアリングにおいて、実施した。

また、条例の内容に関しては、他市の条例の例を参考とするように努めた。その他市としては、近隣市であったり、また、八王子市は、相当数の人口及び面積を有することから、その規模等における類似性のある市町村、ないし、条例における先駆性のある市町村を適宜参考にするように努めた。

また、「…は、条例でこれを定めねばならない。」の典型例としては、公の施設の設置、管理及び廃止について、地方自治法（以下「法」という。）第 244 条の 2 項がこれを定めている。そして、同条 3 項以下では、「指定管理者」について、言わば相当細目的な内容を、第 11 項まで 9 項目に渡って、定めている。

本監査においては、この法の趣旨に則り、抽出した条例に現れた「公の施設」においては、原則として全て現地見分を行うこととした。かかる、現れた「公の施設」だけでも、約 25 あり、しかも広汎な八王子市においては市庁舎から遠隔地にあるものもある。だが、「指定管理者の業務の実際を現に見分しないと、条例に基づく事務執行について、責任のある報告ができないのでは…」との意見が勝り、全て現地見分を行うことを、原則とした。

（３）公正性の視点

この点では、条例の内容については制定当時の立法資料が参考になる。ただし、なにぶん古い条例が多いため、この資料が存在しないことが予想される。よって、この点は条例に基づく事務執行を慎重に吟味し、これが合理的であるなら、これに基づいて条例内容の合理性を判断することとした。

２ 監査の具体的視点

（１）まず、条例の抽出・整理

実際八王子市の条例を調べてみると、以下のような改正状況にあることが判明した。

- ア 過去 50 年以上改正のないもの
- イ 過去 40 年以上改正のないもの（アのものは除く。）
- ウ 過去 30 年以上改正のないもの（ア、イのものは除く。）
- エ 過去 20 年以上改正のないもの（ア、イ、ウのものは除く。）

オ 過去 10 年以上改正のないもの（ア、イ、ウ、エのものは除く。）

これは、前述したように（第 2「4」（2））、法律や条例の立法事実論に帰着する。すなわち、法律や条例を支える、社会的な事実ないし経済的な事実が変遷するための時間軸としてどの程度の時間幅をとらえるかの問題である。一昔前までは、一般に「20 年」とされていた。しかし、情報化社会が極度に発達した現代においては、「20 年」というのはあまりに長い。これは、包括外部監査人・補助者間の議論でも一致していた。

しかし、これより短くするとして「10 年」とするか「15 年」とするかについては、意見が分かれた。従って、「10 年」以上改正されていない条例を抽出はするが、ここは、「15 年」の間改正されていない条例も摘示することで、判断の素材として、その旨の条例に整理 No をふり、これを示すことにした。

よって、次のように区分けを行うことにした。

ア 過去 50 年以上改正のないもの

イ 過去 40 年以上改正のないもの（アのものは除く。）

ウ 過去 30 年以上改正のないもの（ア、イのものは除く。）

エ 過去 20 年以上改正のないもの（ア、イ、ウのものは除く。）

オ 過去 15 年以上改正のないもの（ア、イ、ウ、エのものは除く。）

カ 過去 10 年以上改正のないもの（ア、イ、ウ、エ、オのものは除く。）

これを、整理して一覧したものが、前 4・5 頁の表である。これに従って、上から順にナンバーをふったので、機械的に条例ナンバーが確定している。

（2） 現実面を重視した所管課からのヒアリング

まずは、包括外部監査を開始するに際しては、条例に基づく事務執行のみならず、条例の内容に関しても、現実的な事情を聴くことに留意した。事務執行の概念が生じ得る条例はもとより、条例においても、特に広汎な事項に関して横断的

に定めているものに関しては、かつては頻繁に使用された条項であっても、現在は全く使用されていない条項があるということがあるからである。

第2 監査の範囲

1 監査手法の選択に関して

(1) 条例単位で選択し業務単位では観察しなかったこと

昨年の「申請に対する処分」等は典型であるが、基本的に所管課の業務単位で監査を行うべきものである。横断的で理解しやすいし、効率的な方法であるからである。しかし、市町村の最高規範である条例は、基本的には条例単位で、趣旨・目的があり、そしてその立法事実がある。よって、これに虚心坦懐に接するためにも、これを真摯に読み取ろうと努力するのが妥当である。

このため、上記4・5頁のNo順に、担当者を機械的に決め、立法資料があるものはまずこれを検討し、ないものは、各文言を解釈することで、その内容を確定することに努めた。

特に、業務執行に関しては、施行規則のあるものはそれを理解し、実際に業務を行うに当たっての疑問点をあらかじめ提出し、事前に所管課に準備をしてもらうこととし、フリートークの格好で、事務執行の実態を把握するように努めた。

(2) 注力すべき条例とその余の条例の選別

条例の中には、形式的な内容だけを定めた条例、業務執行という概念が希薄な条例、が選択されている。逆にいえばこうした条例であるから、多年に渡って改正がなかったともいえる。よって、こうした条例は、監査で検討を加えても、それが実のあるものにはなり難い。

よって、業務執行に関する実態がきちんとあるもの、典型的には公の施設の管

理を伴う、指定管理が関係する条例こそ、注力をすべき対象になる。そこで、前段のような、条例は思いきってそれを紹介するに留め、条例の、内容にも、それに基づく事務執行にも、監査を行って実のあるものに注力することにした。

Ⅲ部 監査対象の概要

第1 条例の規定内容（業務、客体、規定事項）を問わない監査

1 概観

昨年のような申請に対する処分においては、その申請主体を、年齢、男女、健全者とそれ以外の者等きめ細かく区分けすることが可能である。しかし、今回は、一定期間改正されていないということのみを区分けの基準として、監査をするものである。

およそ、法規範というものは、主体も抽象的であり、事件も抽象的なものである。今回、条例を対象としたのも、要綱から始まった、弁護士による包括外部監査の最終年である3年目であることから、これをテーマとした訳である。よって、これによる監査で、条例の内容に関しても、また、条例に基づく事務執行に関しても、ほとんど問題が出なかったら、それは、本八王子市が素晴らしい市であることになるし、問題が多数出てきたのなら、相当な問題を抱えている市となる。そして、そこそこの問題が出たのなら、それは、そこそこの問題のある市であるということになる。

だからこそ、問題を探し出そうとはせずに、虚心坦懐に、感心すべきところがあれば、それを評価するという姿勢で臨むべきであると考えている。

Ⅳ部 監査結果の指摘及び意見

第1 「指摘」及び「意見」の基準について（条例の内容に関して）

報告書には、「指摘」と「意見」が記載されるのが通例である。一般に指摘とされる事項は、法令など上位法の規定等に明らかに違反しているか（違法）、法令や条例の趣旨からして著しく適切さを欠くと判断されるもの（著しく不当）である。これに対し「意見」とは、明らかに違法とまではいえないものの、上位法等の趣旨に反しているもの、著しく不当とまでは言えないものではあるが、自治体の基本的な姿勢として不当といえるもの、ないし、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるものとされている。

1 条例に基づく事務執行について、に関しての指摘及び意見の基準

上記の基準を、条例に基づく事務執行について、当てはめると以下ようになる。

（1）指摘

法令など上位法の規定等に抵触すると認められる条例に基づく事務執行、又は、明らかに相当とはいえない、いわば誰が見ても不相当な、条例に基づく事務執行は、重大な問題が認められるもの、又は、相当でないことが明確であるものについては、改善内容を記載して「指摘」とした。

記載方法としては、具体的にいかなる事務処理が上記に当てはまるかを記載した後、改善内容につき、事務処理自体に対する改善を求めるだけでなく、事務処理にあたっての要綱等が存在する場合については、当該要綱等が問題のある事務処理を行う要因になっていることもあることから、要綱等の修正を求める記載をした。また、要綱等の内部規範がなく、慣例などによって係る事務処理がなされている場合は、そうした慣例を改めるべく記載を行っている。

(2) 意見

法令など上位法の規定等に抵触するものの内、その程度が、指摘における程ではないものの、問題のあるもの、ないし相当でないものを「意見」とした。法令、条例の趣旨からすればより望ましい事務処理がなされるべきであることから、提言等を行うものといえる。

その記載方法については、指摘と同様に、具体的にいかなる事務処理が上記にあてはまるかを記載したのち、改善内容を記載している。

(3) その他

指摘及び意見のどちらにも該当しないものの、事業の法適合性、相当性の見地から今後において留意すべき点について、また、所管課の業務に精通していないいわば素人である監査人ないし補助者から見た場合、合理性、相当性、経済性その他の観点から、改善すれば業務の遂行が一層スムーズになると思われる点については、この「(3)その他」において言及することとした。

この「その他」については、条例の「内容」に関しても、条例に基づく「事務執行」に関しても、言及している。これは、指摘ないし意見のように、監査関係法上、処置して貰わねばならないことではない。しかし、下記「2」後段のような事情からも、尊重して頂ければ幸いである。

2 「その他」を付加することの当否に関して

監査人、補助者の間でも、一般的に広く用いられているとはいえない「その他」の項目を設けるか否かは、一応議論になった。消極論としては、あまり一般的とはいえない項目を付加することは、混乱を招くし、対象所管にとっては、見当違いである「その他」の論述も出現する可能性があるというものである。

しかし、現状、八王子市の包括外部監査人及びその補助者の多くは弁護士であること、弁護士は日常の事件を通じて、少なくとも一般の人よりは多くの社会経

験を積んでいる。こうした見地からの素直な発想は、一般市民が有する発想と酷似するであろうことから、「その他」の記載も、加えるべきと判断した。

よって、この「その他」においては、今回のテーマである「条例に基づく事務執行について」の範疇から食み出すものもあることを付言しておく。

第2 総括的意見

1 オーソドックスな条例の定立と条例への認識の欠如との違い

八王子市の条例は、一般的に言ってオーソドックスであり、手堅い条例が多い、これが、我々包括外部監査人及び補助者のほぼ一致した総括的な意見である。しかし、これは、他市において先進的な条例を観察して、その問題性を認識することを、きちんと意識しているかどうかとは別問題である。

もとより、監査人として先進的な条例につき、「こうした条例を作りなさい。」などと言うつもりは毛頭ない。しかし、先進的な条例は、オーソドックスな条例が抱える問題点に果敢にきりこんでいるものが多く、大変勉強になるものが多い。

所管課の話の中には、所属課の条例がオーソドックスで、こうした条例の抱える問題点も、果たしてよく理解されているのか、と心配になったケースが少なからずあった。我々が、多くの報告で、条例の内容について「他市の例」を挙げているのは、それを勉強の素材として欲しいとの思いからでもある。

2 指定管理者の関係する問題は今後大きな問題になり得ること

八王子市の公の施設においても、他市と同様に、多く指定管理者制度が取られている。今回の監査の範囲内では、八王子市の場合、市の直営であった時代はほとんどないようである。比較的古い施設は、委託管理方法を取っていたことから、そのまま指定管理者へと、いわば流れて管理をしているが、比較的新しい施設は、建物建設・業務開始と同時に指定管理業者が入っている。

これでは、現実には、そこの運営を担っていないことから、市の側に現実的な知見が何もない状態で業者に任せていることになってしまう。確かに、八王子市は公の施設の全てが市街地にある訳でなく、また、各所管課の職員単位でみれば、数年で担当職員が異動する等、直営の時期を設けることには困難が伴う。しかし、こうした体質では、市から指定管理業者に対しての指示についても説得力がなく、業者との癒着も生み易いといえる。労務関係上の問題も生じ得るが、例えば、所管課から期限を区切って、若手職員を指定管理業者に出向させ、現実の業務につき最新の知見を得る等の方法もあり得る。

ほんの少し、現地見分をただけであり、確たる根拠はないので、これ以上の言及は差し控えるが、頭の下がるような指定管理業者もいるが、そうではない業者もいるらしい。少なくとも、今回の現地見分において、そうした事実の「萌芽」が懸念されたからの言及であると思って欲しい。

第3 各論に入る前に

1 3年の任期を終えるにあたって

今回、所管からの聴取の段階でも、対象所管課からの多大なご協力を頂いた。また、現地見分を実施した条例に関しては、丁寧なご説明を頂いた。末尾となつてしまい恐縮であるが、ここに感謝の意を表したい。

包括外部監査人、及び補助者計5名の内、公認会計士以外の4名は弁護士である。だが、弁護士は、民事法（民法・商法・その他周辺法）及び、刑事法、行政等の基本法には精通しているものの、施設に関する細かな法令に関しては、素人の方と大差がない。素人の方との違いといえば、法文の読み方一般について、多少慣れているといった程度に過ぎない。思えば、平成28年4月に、包括外部監査を受命以来、曲がりなりにも、3年間の職責を全うできたのは、一重に所管課各位のご協力の賜物である。

2 条例の具体的な担当者について

最後に、各条例の担当について以下に確認しておく。

例年もそうであるが、各担当に関しては、無作為に決定している。これは、「重要な条例であるから…が担当すると」いったことは、一切行っていない。監査人と補助者の弁護士、及び公認会計士は、実務経験・取扱業務において多種多様である。キャリアが長いからといって、こうした監査において、必ずしも優位であるということはなく、むしろ、キャリアが浅くても新鮮な目で固定観念を排して観察できるからこそ、実態が把握できるという側面があるからである。ただ、提言における「指摘」「意見」「その他」などの、全体のバランスを考えた調整、細かな表現その他は、包括外部監査人が、その責任において、調整している。

この場面では、法曹関係者とは異なった、役所特有の表現方法の調整もある。特に、こうした関係においては、本年度の包括外部監査の担当所管である「総務課」の方々には、大変なご苦勞を頂いていることもここに付言しておきたい。

No.1 八王子市議会事務局設置条例

制定年月日 昭和 24 年 9 月 1 日

最終改正日 昭和 43 年 4 月 1 日

関連所管 議会事務局

第 1 条例について

1 内容・経過

- (1) 現行条例：地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 2 項の規定に基づき、八王子市議会に事務局を置く、との 1 条のみである。
- (2) 改正以前は、第 2 条の「八王子市議会に事務局を置く。」から始まり、全 6 条で構成され、事務局内の「書記長」、「書記」に関する身分保障の規定を有していたことがあった。その後、第 2 条以下の規定は全て削除され現行の規定となっている。本条例においては「改正理由」の資料が存在する。
- (3) 「改正理由」について

「改正の理由」によれば、①八王子市職員の旅費に関する条例(昭和 34 年 3 月)が存在すること、「八王子市職員退隠料、退職給与金、死亡給付金及び遺族扶助料条例（昭和 37 年 3 月）が、そのままになっていたこと、及び他の条例と重複して規定されていたこと、さらには、②本条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条第 2 項の規定に基づく条例であり、議会事務局設置の条例であって、本来その設置のみの条例であるから、内部組織には立ち入っていない。

2 本条例の意味合い

都道府県の議会には、事務局を置くべきことが地方自治法で強制されている（第 138 条第 1 項）のだから、本条例の意味合いとしては、八王子市（市町村）の議会には、条例で事務局を置くという宣言的な意味とみることができる。ただ、立法技術的には、「事務局長、書記長、書記、その他の常勤に職員の定数については、条例でこれを定める。」（第 138 条第 6 項）のだから、これらについての規定を本

条例で定めることも検討されてもよいと思われる。

3 他の市町村の例

(1) 他市の議会事務局に関する設置例は、以下のようなものである。

①市議会に 事務局置く	②事務局に置く べき職員種類	③職員定数な いし委任規定	④事務局職員の 給与保証規定	⑤設置市町村
○	事務局長、書記、 その他	本条例で規定 「40人」	《これはほとん どが一般市職の 例による旨の規 定である》	福岡市
○	事務局長、書記 (狛江市)	定数は条例で 定める。	同上。	狛江市、蒲郡 市、東大阪市
○	同上のほか課 長、係長、その他 の職員	別に定める。	同上。	札幌市
○	...	...	...	八王子市

こうした比較をすると、条例の果たす、市民への市政の情報伝達機能という側面の充実からするとやや疑問が残る。

(2) 本条例に下位規範は存在しないようである。であるとすれば、八王子市には議会事務局はあることは分かるが、そのほかは何もわからない。この点は、市民への透明性の見地からはいかなるものか。

4 ヒアリング結果

(1) 所管課の考え方としては、本条例を通じて、議会ないし事務局の詳細について市民への周知活動をするのも一方法ではあるが、それはホームページないしパンフレット等別の手段で行った方がより効率的ではないか、という考え方のようである。

- (2) 確かに、市政について興味を持った市民の多数は、例規集を見て本条例にアクセスするより、現実にはホームページ等を見ることが多いかも知れない。所管課としては、今後は必要に応じて、ほかの広報手段を調査する予定である。

第2 条例に基づく業務執行

その余の条例に関しては、議会事務局を設置している以上、条例に「基づく業務執行」という観念は問題になり得ない。

第3 提言（指摘・意見等）

1 指摘・意見として言及すべき事項について

指摘・意見として言及すべきところは見当たらない。若干気になる点といえば、条例を通じておこなうところの市民への市政情報の伝達機能の点である。

ただ、市政の情報伝達機能についても、ホームページ等で尽くせていれば、その手段が条例でならなければいけない、とまでは思わない。こうしたことは、例えば市報による「議会だより」のような記事は、その詳しさの点では差異のあるものの、どこの市町村でも出している。

よって、指摘・意見として言及すべき事項はない、と考える。

2 「その他」として

よって、市政情報の伝達機能の拡充の見地からは、各市民の考え方によって意見の分かれ得る審議案件のある場合等に議会への「傍聴案内」など、方向性の異なる広報手段を検討されるのが望ましいと思う。

以 上

No.2 職員の服務の宣誓に関する条例

制定年月日 昭和 26 年 4 月 2 日

最終改正日 昭和 35 年 3 月 31 日

関連所管 総務部職員課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

本条例の趣旨は、現行法令第 1 条の、「この条例の目的」から明らかである。
地方公務員法第 31 条は、「職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。」と規定しており、それを受けて、市の職員の服務に関して規定することを目的とするものである。

2 現行条例の規定内容

全 3 条からなり、第 1 条が目的、第 2 条が様式、第 3 条が権限の委任について定めている。

3 他の自治体での立法例

多くの自治体で同様の内容の条例が定められている。近隣の自治体である日野市、多摩市、立川市の 3 市の同内容の条例について調査したところ、日野市に「日野職員の服務の宣誓に関する条例」、多摩市に「職員の服務の宣誓に関する条例」、立川市に「立川市職員の服務の宣誓に関する条例」という同内容の条例が存在した。上記 3 市の条例全てが 3 条から構成されており、文言もほぼ同じであった。また、上記 3 市の条例も八王子市と同様に 50 年以上改正されていない。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 7 月 30 日、午前 10 時 30 分より、担当課である総務部職員課に対し、ヒアリングを行ったところ、市では本条例に従って、服務の宣誓が滞りなく行わ

れているとのことであった。特に条例の内容に関して問題はないと考えており、改正のために精査する予定もないとのことであった。

第3 提言（指摘・意見等）

典型的な服務宣誓に関する条例である。職務宣誓に関する条例は、他市の条例と比較をしても、特に個性はない。

条例の内容にも、条例に基づく事務執行に関しても、指摘、意見、その他として特に言及するような点は見当たらない。

以 上

No.3 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

制定年月日 昭和 26 年 4 月 2 日

最終改正日 昭和 31 年 12 月 21 日

関連所管 総務部労務課

第 1 本条例に関して

1 本条例の位置付け

本条例は地方公務員法第 35 条に基づく職務専念義務につき、同条が規定する「条例に特別の定」を設けて職務専念義務が特例として免除される場合及びその手続を規定したものである。

本条例第 2 条各号及び職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（以下、「規則」とする。）第 2 条各号に、職務専念義務が免除される場合が列挙されている。

2 本条例の規定内容

職員が承認を得た上で職務専念義務を免除される場合として、本条例第 2 条は、（研修を受ける場合（第 1 号）、厚生に関する計画の実施に参加する場合（第 2 号）、前 2 号に規定する場合を除くほか、市規則で定める場合（第 3 号））を列挙している。加えて、条例に委任を受けた規則第 2 条では、地方公務員法第 55 条第 8 項に規定する適法な交渉を勤務時間内に行なう場合（第 1 号）、職員団体の業務にもっぱら従事する場合（第 2 号）、職員が、国または他の地方公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業または事務に従事する場合（第 3 号）、職員が、法令または条例の規定により設置された厚生福利を目的とする団体の事業または事務に従事する場合（第 4 号）、職員が、講演会等において市政または学術等に関し、講演を行う場合（第 5 号）、職員が、その職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合（第 6 号）、職員が、その職務の遂行に必要な資格試験を受験する場合（第 7 号）、その他特別の事由のある場合（第 8

号)、が列挙されている。

3 他の自治体での立法例

全ての自治体を確認したわけではないが、他の自治体でも、八王子市の本条例と同様に、条例自体では、研修を受ける場合と厚生に関する計画の実施に参加する場合のみを列挙し、ほかは規則に委ねる立法例が多くみられた。他方で、委任を受けた規則には、様々なバリエーションの立法例があった。

第2 事務執行に関して

ヒアリングの結果、次の内容が明らかになった。

1 申請・承認の方法について

職務専念義務免除の申請・承認の方法は、免除事由に応じて3パターンが用意されている。①職免申請書により申請を行い、承認決定を得るパターン、②庶務事務システムにより申請し、同システムにより出力された書類送付票及び必要添付書類を労務課に提出した後、労務課が提出書類を確認し同システムで認定するパターン、③労務課から取り扱いについて通知が行われ、通知に基づき庶務事務システムで入力を行うパターン、である。

①のパターンは、例えば、東京都市町村職員共済組合が主催・共済又は講演するスポーツ大会などに参加希望の職員が参加する場合(本条例第2条第2号関係)など、個別の判断を要する場合に用いられているようであった。②のパターンは、全職員対象の健康診査を受ける場合(本条例第2条第2号関係)など、画一的な処理が可能な場合に用いられているようであった。③のパターンは、交通機関の事故等の場合(規則第2条第8号関係)など、事前の申請に適さない場合に用いられているようであった。

2 件数について

申請数の統計はとられていないようであったが、もっとも多い職務免除の事由は、交通機関の事故等の不可抗力による場合(規則第2条第8号関係)とのこと

であった。

3 「研修」について

本条例第2条の第1号の「研修」として職務免除が承認された実績はなく、また、職員からの要望もないとのことであった。これは、実施される研修につき、職務との関連性を検討の上、職務関連性が認められれば、これを職務扱いとして予算配当をして実施している実態があるからである。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例に関して（意見①）

ヒアリングによれば、本条例第2条第1号が規定する「研修を受ける場合」については全く該当の事例がない一方で、規則第2条第8号の「その他特別の事由のある場合」には交通機関の事故等の不可抗力による場合など多くの免除事例が存在するとのことであった。必ずしも該当件数の多いものから順に条例で規定すべきとまではいえないが、件数の多い典型的な事由については「その他」扱いではなく、条例又は規則で明確に類型化しておくことが望ましいと考える。例えば、他の自治体の規則では、「職員の責に帰することのできない事由によって職務の執行が不能となった場合」を挙げている例もみられる。

2 事務執行に関して（意見②）

研修の内容の職務関連性の程度や当該研修内容の（職員にとっての）汎用性を加味した上で、本条例に基づく職務専念義務免除扱いで実施される「研修」が存在してもよいと考える。これは、例えば、職務とは一定の関連性を有するが当該職員にとって汎用性のある知識を付与する研修などについては、予算配当をせずに有給で職務を免除するといういわば中間的な取り扱いが効率的であるともいえるからである。今後は労働市場の流動性が高まっていく可能性もあるから、研修などによるスキルの取得の場面においては、職務に与える利益と当該職員個人にとっての利益をバランスよく調整していくことが求められる。今後は、役所内で、

いかなる研修を職務とし、いかなる研修を本条例の職務専念義務免除扱い研修とするのか、その線引きの議論を進めていくことが望ましい。

以 上

No.4 「財政事情」の公表に関する条例

制定年月日 昭和 23 年 3 月 31 日

最終改正日 昭和 39 年 3 月 31 日

関連所管 財務部財政課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条のとおり、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項に基づき、財政事情の公表方法について定めるものである。

2 現行条例の規定内容

第 5 条で「その他必要な事項は市長が定める」とされているが、その他の必要事項は今のところ生じておらず、下位規範は特段存在しない。

3 他の自治体での立法例

立川市では「立川市財政状況公表条例」、日野市では「日野市財政状況の公表に関する条例」、多摩市でも「多摩市財政状況の公表に関する条例」がある。規定内容や文言は本条例とほぼ同じである。

第 2 事務執行に関して

平成 30 年 8 月 10 日、午前 10 時 30 分より、担当課である財政課に対しヒアリングを行った。

「八王子市の財政事情」の冊子を半年ごとに作成し、5 月 1 日は前年度下半期に議決された補正予算についての概要説明資料、11 月 1 日は当年度上半期に議決された補正予算についての概要説明資料とともに、掲示板に入れておくほか、市役所 1 階の市政資料室、図書館、市のホームページで公開している。条例第 4 条では閲覧には請求を要する規定ぶりになっているが、実際には請求を要せず自由

に閲覧できる。また、同条では閲覧場所を市長が指定することとなっているが、毎回市長決裁で市政資料室と図書館とホームページでの公開を指定している。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について

指摘・意見・その他として言及すべき点は見当たらない。

2 本条例に基づく事務執行について（その他）

指摘・意見として言及すべき点は見当たらない。

八王子市における財政事情に関する公開状況は、全国の他の市町村と比較しても充実しているとのことであり、当初予算・補正予算は議会の議決があり次第ホームページに掲載されるし、「八王子市の財政事情」のほかにも予算概要・決算概要を公開しており市の事業について法律上要請されている以上に詳しく説明しているとのことである。財政事情公開の趣旨が市民による市政への監督を実効的にし、財政面における市政の透明性を確保することにあることからすれば、このような運用は望ましいものといえる。

他方、条例上は第3条第2号において「住民の負担の概況」、同条第3号において「公営事業の経理の概況」を掲載することとされているところ、現在作成されている「八王子市の財政事情」ではそれらは予算の執行状況の中で他の項目と一体的に表に記載されており、どの項目がそれらに該当するものか一見して明らかではない。現行の冊子の体裁を大幅に変更すべきとは考えないが、「住民の負担の概況」「公営事業の経理の概況」にあたる項目を注記するなど、より条例の規定ぶりを意識した体裁にするのがよいと考える。

以 上

No.5 八王子市財政調整基金条例

制定年月日 昭和 39 年 3 月 31 日

最終改正日 昭和 43 年 3 月 30 日

関連所管 財務部財政課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

災害復旧、地方債の繰上償還その他財源に不足を生じたときの財源を積み立てるため（第 1 条）の基金である。いわば市の貯金のような位置づけにあり、財政的に余裕のある年度に積み立てる一方で、財政的に窮する年度には財政調整基金を取り崩して財政運営に充てることにより、市の健全な財政運営に資することを目指している。

2 基金について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる」とされており、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金を積立基金、定額の資金を運用するための基金を定額運用基金と呼ぶ。八王子市財政調整基金条例に基づく財政調整基金を含め、今回の包括外部監査の対象となった基金条例に関する基金は、すべて積立基金に分類される。

基金の運用に関し、地方自治法第 241 条第 2 項においては「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と定められており、これを受けて、本条例第 4 条（管理）、第 5 条（運用益金の処理）、第 6 条（繰替運用）について運用に関する定めを置いている。また、基金の処分に関し、地方自治法第 241 条第 3 項において「第 1 項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた

場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない」と定められており、これを受けて、本条例第 7 条において処分にかかる定めを置いている。

第 2 事務執行に関して

1 基金残高について

直近 4 か年における財政調整基金の状況は次のとおりである。

(単位：記載なき場合は千円)

		平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末
不 動 産	土 地	621,845.73 m ²	621,845.73 m ²	621,845.73 m ²	621,845.73 m ²
	山 林	621,845.73 m ²	621,845.73 m ²	621,845.73 m ²	621,845.73 m ²
	立ち木	8,180.18 m ³	8,294.70 m ³	8,410.83 m ³	8,528.58 m ³
現 金		10,329,887	10,337,229	12,438,438	11,439,609

*金額については決算金額を記載している

財政調整基金のうち、条例別表に定める山林、すなわち裏高尾町市有林 406,225.61 m²、南浅川町市有林 198,347.39 m²、上恩方町市有林 17,272.73 m²については、かつての浅川町の編入により受け入れたものなどであり、山林管理については農林課の所管事務として行われているとのことである。

財政調整基金は、市が有する 16 基金のうち、圧倒的な基金残高を有しているが、その積立原資は、毎年度の剰余金（市は、地方財政法第 7 条に基づき剰余金の 2 分の 1 以上を基金に積み立てることが要請されている）及び基金の運用収益である。所管課によれば、財政調整基金残高は、災害などの有事や著しい税収減の状況において財政調整基金を取り崩して運営に充てることを想定して必要十分な水準にある。

2 基金運用について

財政調整基金は、毎年度、一般会計への一時運用、すなわち繰替運用を行っており、その運用状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
繰り出し	19,400,000	18,700,000	27,200,000	24,400,000
戻し入れ	19,400,000	18,700,000	27,200,000	24,400,000
差引合計	—	—	—	—

また、債券等による運用実績もあり、直近の運用状況は以下のとおりである。

運用方法	運用金額	運用期間
現先取引	3,995,997,862 円	平成 25 年 4 月 11 日～平成 25 年 4 月 23 日
	1,990,729,972 円	平成 25 年 4 月 23 日～平成 25 年 5 月 10 日
	799,104,206 円	平成 25 年 12 月 4 日～平成 25 年 12 月 26 日
	99,927,300 円	平成 25 年 5 月 1 日～平成 25 年 5 月 30 日

基金の管理に関する下位規範としては、公金管理方針（平成 14 年 4 月 1 日適用）、債券運用指針（平成 14 年 4 月 1 日適用）、預入れ金融機関に関する基準（最終改正 平成 29 年 10 月 10 日適用）が存在し、実際の毎年度の管理方針については、公金運用会議を経て会計管理者より具体的な方針が示されている。平成 29 年度においては、運用に関し「運用可能な基金については・・・（中略）・・・定期性預貯金等で運用する」「（定期性預貯金等により）運用ができない少額の基金は、普通預金で運用する」「繰替運用の対象となる基金は・・・（中略）・・・普通預金で

運用する」といった次第であり、前述の運用状況は当該方針に従って行ったもの
とのことである。

第3 提言（指摘・意見等）

特に、指摘ないし意見として、言及すべき点はない。

以 上

No.6 八王子市教育委員会所管職員等の諸給与条例

制定年月日 昭和 25 年 12 月 25 日

最終改正日 昭和 37 年 3 月 31 日

関連所管 教育委員会事務局（学校教育部教職員課）

第1 条例に関して

1 教育委員会制度の意義（教育の政治的中立性の確保）

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容が、中立公正であることは極めて重要である。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要である（教育の政治的中立性の確保）。

2 本条例の立法趣旨

本条例には、こうした精神を、本市教育委員会の所管職員等の身分保障、取り分け経済的な待遇の面から保障したことが本条例の立法趣旨と思われる。

3 他の自治体での立法例

本条例は、教育委員会所管職員の給料、諸手当、旅費等の補償を通じて、「教育の政治的中立性の確保」を、職員の身分保障を通じて実現しようとする趣旨と思われる。

他の市町村での立法例を調査してみると、酒田市においては、「教育委員会教育職員」を対象とする給与・勤務時間の条例、川崎市においては、「教育長」を対象とする勤務条件（執務時間・給与）等の例がある。

※ 退隠料とは、「市職員で次に掲げるもの(以下「職員」という。)が、退職し、又は死亡したときは、その者又はその遺族に対してこの条例の定めるところにより退隠料、通算退職年金、退職給与金、返還一時金、遺族一時金、死亡一時金、遺族扶助料又は通算遺族年金(以下「退隠料等」という。)を支給する。」等の規定例に見られる、退職ないし死亡した職員本人、ないし、その遺族に対し支給さ

れる、生活扶助的な給付の1つである。

現在時点で、この給付を受けているものは、極めて僅かであるようである。

4 ヒアリングの結果

- (1) 教育委員会については、地域住民の意向を十分に反映してない、教員など教育関係者の意向に沿って教育行政を画一的に行う傾向が強い等の批判のあることも承知している。
- (2) こうした批判に応え、「土曜授業」（各学校での任意的試行）などの試みも行っている、とのことである。
- (3) また教員の、近時よく指摘される、授業以外の負担の過多、特に報告等の事務作業の過多の軽減を図るため、教員の業務支援を行う臨時職員（「スクール・サポート・スタッフ」）、を各学校に配置した取り組みは、学校の評判が大変良いことに注目しているとのことであった。

第2 条例に基づく業務執行

現在では、退隠料の受給者は極めてわずかであり、条例に基づく事務執行に関して、監査をする実益は、極めて少ない。

第3 提言（指摘・意見等）

従って、実質的に重要であるのは、世情よく指摘される教育委員会一般の行政における姿勢への批判である。

だが、こういった批判については、それなりの手当をしていること（前記 第1「4」((1)ないし(3))、本監査の主目的は、条例を基準にした、その内容及び事務執行の監査であり、退隠料は、終戦間もない頃の都道府県ないし市町村に勤務する職員における報酬の額が僅少であった頃の社会政策的給付であったことが認められること、また、現状においてはその支給実績が極めて僅少であることから、特に言及は控える。

よって、本条例において、指摘ないし意見として言及すべき点は、特に見当たらない。

以 上

No.7 八王子市公告式条例

制定年月日 昭和 25 年 7 月 29 日

最終改正日 昭和 44 年 4 月 1 日

関連所管 総務部法制課

第1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

本条例の趣旨は、現行条例第1条の、「この条例の目的」から明らかである。

2 現行条例の規定内容

全6条からなり、主な条文では、第1条が目的、第2条が条例の公布、第4条が規程の公表、第6条が施行期日の特例につき規定している。

3 他の自治体での立法例

多くの自治体で同様の内容の条例が定められている。近隣の自治体である日野市、多摩市、立川市の3市の同内容の条例について調査したところ、日野市に「日野市公告式条例」、多摩市に「多摩市公告式条例」、立川市に「立川市公告式条例」という同内容の条例が存在した。上記3市の条例全てが6条から構成されており、文言もほぼ同じであった。また3市全ての条例で40年以上改正がなされていない。

第2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成30年8月13日、午後2時より、担当課である総務部法制課に対し、ヒアリングを行った。市では、公告は八王子市役所前の公告を行う掲示板で、粛々と行っている。行う場所は一箇所である。公告はあくまでも地方自治法に基づく行為として、市民への情報ツールとしてのインターネットにおいての市の情報発信などとは全く異なる機能を有している。特に条例の内容に関して問題はないと考えており、改正のための精査の予定もないとのことであった。

第3 提言（指摘・意見等）

典型的な公告式に関する条例である。公告式に関する条例は、他市の条例と比較をしても、特に個性はない。

条例の内容にも、条例に基づく事務執行に関しても、指摘、意見、その他として特に言及するような点は見当たらない。

以 上

No.8 市役所の位置を定める条例

制定年月日 昭和 26 年 3 月 7 日

最終改正日 昭和 58 年 9 月 26 日

関連所管 財務部庁舎管理課

第 1 条例に関して

市役所の位置を定める条例である。当然であるが、現庁舎の所在地である八王子市元本郷町 3 丁目 24 番 1 号が市役所の位置として定められている。

第 2 事務執行に関して

本条例に基づく事務は特にはないと思われる。ヒアリングの際、市役所の位置について現時点での議論状況を確認したが、特に議論はないようであった。

第 3 提言（指摘・意見等）

特に、指摘ないし意見として、言及すべき点は見当たらない。

以 上

No.9 職員の分限に係る手続及び効果並びに失職の特例に関する条例

制定年月日 昭和 26 年 10 月 2 日

最終改正日 昭和 62 年 3 月 14 日

関連所管 総務部職員課

第1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第1条のとおり、地方公務員法第28条第3項及び第4項に基づき、市職員の降任・免職・休職の手続及び効果並びに失職の特例について定めるものである。

2 現行条例の規定内容

全6条からなり、主要な条文では、第1条が目的、第2条が降任・免職及び休職の手続、第3条と第4条が休職の効果、第5条が失職の特例を定める。下位規範として、同条例施行規則がある。

3 他の自治体での立法例

立川市では「立川市一般職の職員の分限に関する条例」、日野市では「日野市職員の分限に関する条例」、多摩市でも「多摩市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」がある。規定内容や文言は本条例とほぼ同じであるが、本条例が第3条と第4条にともに「休職の効果」としているのに対し、上記3条例は「休職の期間」「休職者の身分」と条文ごとに標題をつけている。

第2 事務執行に関して

平成30年7月30日、午前9時30分より、担当課である職員課に対しヒアリングを行った結果は、以下のとおりであった。

最近5年間について見ると、休職については、毎年100件以上はあり、その全ては、心身の故障による休職で、降任や免職の例はない。失職については、20年

ほど前に 1 件あったのみ（故意犯）。特例は、通勤途上での交通事故について適用した例が 1 件ある。

第 3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について（その他①）

指摘・意見として言及すべき点は見当たらない。

あえていえば、分限処分の一つとして地方公務員法第 28 条第 3 項では「降級」が規定されているが本条例には全く規定がないところ、国家公務員に準じ本条例を制定した当時の給与体系では降級は技術的に困難であったが、最近の給与体系の下では可能とのことであったので、降級についての規定を新設することは考えられる。

2 本条例に基づく事務執行について（その他②）

指摘・意見として言及すべき点は見当たらない。

降任や免職がなく休職が専らであることについては、謙抑的な（基本的人権の保障を侵害することのないように、禁欲・抑止的に発動されなければならないという考え方）運用がなされているものといえ、分限処分により、職員が被る不利益を避ける観点からは、適切なものといえる。

直近 10 年間について毎年 4 月に休職月数ごとの休職人数を集計した表を検討してみると、件数は少ないが 2 年以上にわたる長期休職者も存在する。職員の労務管理の改善に生かすべく、休職の原因たる傷病については、職員のプライバシーに配慮しつつも、職員の精神的な健康を図る見地から、一定の分析がなされることが望ましい。

以 上

No.10 八王子市教育センター条例

制定年月日 昭和 49 年 9 月 30 日

最終改正日 昭和 56 年 3 月 11 日

関連所管 教育委員会事務局（学校教育部指導課）

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

これは、現行条例の第 1 条の、「目的及び設置」の条項から明らかである。「教育に関する研究及び調査並びに研修等を行い、もって本市における教育の充実と振興を図るため、」である。

制定当時の立法趣旨も、おそらくは、現行の立法趣旨と変わらないと思われる。

2 現行条例の規定内容

最も中心となる同センターの業務は、①研究 ②調査 ③研修の 3 点であるところ、本条例第 4 条によれば、①②の研究調査は、「教育に関する専門的、技術的な事項」であるとのことである。

また、③の「研修」は、教職員に対する「研修」であるとのことである（同条(2)）。

こうした精神を、本市教育委員会の所管職員等の身分保障、取り分け経済的な待遇の面から保障したことが本条例の立法趣旨と思われる。

3 他の自治体での立法例

こうした「〇〇市教育センター設置条例」と条例名がほぼ同一な条例は全国にある。例えば、「長岡市教育センター設置条例」、「高岡市教育センター設置条例」などである。規定事項もほとんど同様であり（研究、調査、研修の内容）及び、①ないし③事業以外の事業としては、教育資料に関すること、教育相談に関する事業も、教育センターの事業と明記している例が見受けられる。

第2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

- (1) 教育センターは、教科書センターを併設しており、検定を通った教科書等を一般の人も見ることができる。
- (2) 調査・研究としては、市全体の学力の調査・向上の研究をしている。現在の八王子の学力水準は、東京都よりは低い位置にあり、今の目標は、「目指せ東京都」というところである。
- (3) 研修が「教職員に対する「研修」である」のはその通りだが、昔よく話題になった「指導力不足の教員に対する研修」は、教職員を採用している東京都において東京都教職員研修センターで実施している。
- (4) 八王子市のほかにはない特徴としては、理科教育に力を入れているところ。市内の小学6年生を対象に、4分室に分かれて行う分室学習と合同で行う学習があり、合同学習では大学等と連携し、フグからDNAを抽出する実験などを行っている。

2 現地見分に関して

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成30年8月21日、午前10時45分頃から。直轄管理方式

(2) 建物

地上3階、地下1階、全床面積5,883.5㎡の立派な建物である。開設自体は昭和46年10月であるが、平成6年4月に増改築を経ている。よって、旧建物と増改築部分には、約23年の開きがあるが、見た目にはそこまで時代が異なる建物のようには見えない。



教育センター外観

(3) 内部閲覧の結果

① 検定済みの教科書等の設置場所等に関して

これは、設置場所の入れ替え作業時ということで、やや雑然としていたが、書庫の中にあるものを閲覧することができた。写真にはなかったが、閲覧スペースには、テーブルとイスがあり、一般市民の閲覧者に向けた配慮も行き届いている。ただ、閲

覧希望者が集中した際など、若干スペース的余裕があってもよいのでは、と感じた。

② パソコン教室に関して

これは、主に学校の教職員に向けて、1対多の講義形式を予定した学習のための部屋であるとのことである。実際パソコンを操作させて貰ったが、OSはウインドウズ7であるが、動きのよい快調なパソコンであった。

③ 埋蔵文化財整理室に関して

ここには、出土した土器等の文化財が収蔵されている。このような出土品を見ると、各物が意外と大きいことが分かり、先人の製造技術の確かさに舌を巻く思いがする。

おそらくは、こうした物を初めて見る市民は、同様な感想を持つと思う。同時にこうした文化財が、一般市民の閲覧に供せられていないのは、もったいないのではないかと、この感想を持った。

④ 大会議室に関して

大会議室については、使用中ということで、残念ながら部屋の中身を見ることは、遠慮しておいた。ただ、入り口近くに展示してあった生徒の絵画は、見事であった。取り分け色使いが大変鮮やかで、天賦の才能を感じるものが多かった。



書庫にある蔵書



パソコン教室で使用する部屋



出土品

こうした絵画を、不特定多数が終結する大会議室に恒常的に飾ることは、大変優れたアイデアであると感じた。

⑤ 実技研修室に関して

この部屋は、理科の実験室のような感想を受けた。

夏季休業中に、小学校教員を対象に専門研修として「理科指導力養成研修」を実施しているが、これ以外はあまり使用されていないとのことであった。おそらく、特に「忙しい」のは複数教科を担当する小学校の教職員であろうが、理科教育に力を入れようとしている（1（4））八王子市としては、残念な思いがした。

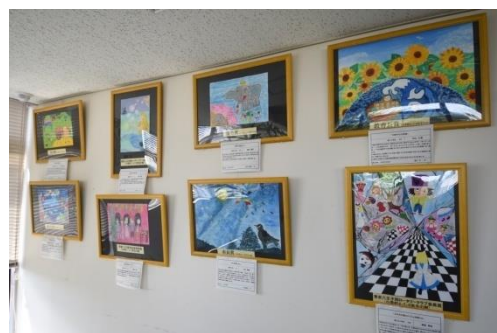
⑥ その他の部屋（研修室等）について

当施設には小型の研修室が8部屋あるが、どれも、機能的に出来ており、落ち着く部屋であると感じた。テーブルや椅子も、機能的で質の高いものであった。

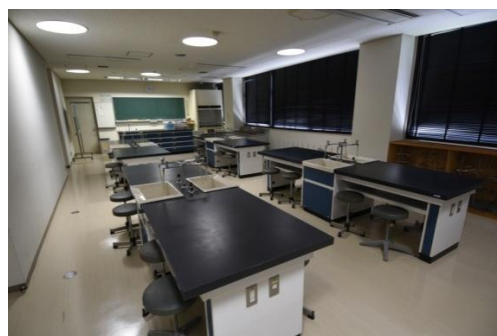
教育相談専用室については、是非どのような構造になっているか興味のある所であったが、現に教育相談が入っている状態であり、教育相談については立ち入ることは、遠慮した。

（4）全体的な印象に関して

現地見分の前には、交通の便からして、この位置での「教育センター」の設置はいか



生徒の作品



実技研究室



研修室



教育相談専用室

がなもののかとの思いがあった。ただ、現にセンターを内覧すると、周辺が思いのほか静かで、落ち着いて話ができるという点では、特筆すべき環境にある施設である。教育相談などに訪れる保護者等の思いを考えれば、こうした立地もうなずける印象を受けた。

第3 提言（指摘・意見等）

典型的な、教育センターの条例である。各市町村の教育センターの条例の例も参照したが、教育センターの条例については、どこの市町村でも個性がないようである。

条例の内容にも、条例に基づく事務執行に関しても、指摘、意見、その他として特に言及するような点は見当たらない。

以 上

No.11 八王子市の休日に関する条例

制定年月日 平成元年 6 月 30 日

最終改正日 平成 4 年 6 月 26 日

関連所管 総務部労務課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

市の機関の職務を原則として行わない、市の休日について定めている。

2 現行条例の規定内容

全 2 条からなり、内容である休日の指定としては、日曜日及び土曜日（第 1 条(1)）、国民の祝日に関する法律に規定する休日（第 2 条(2)）、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（第 3 条(3)）である。都民の日（10 月 1 日）は、市内の小中学校は休みであるが、市の機関の執務は通常通り行われる。

3 他の自治体での立法例

休日に関する条例は、ほぼ全ての自治体で定められている。近隣の自治体である日野市、多摩市、立川市の 3 市の同内容の条例について調査したところ、日野市は「日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、多摩市は「多摩市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」として勤務時間と休暇も含めた条例にしていた。立川市は「立川市休日条例」として、八王子と同様に休日に純化した体裁であった。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 7 月 13 日、午後 1 時 30 分より、担当課である総務部労務課に対し、ヒアリングを行った。平成 4 年の改正により、それまで隔週で執務があった土曜

日が、完全に休日となった。担当課も、特に条例の内容に関して問題はないと考えており、改正のための精査の予定もないとのことであった。

第3 提言（指摘・意見等）

条例自体は、20年以上改正されていないが、どの自治体も、自治体の休日についての考え方については、異なるところはない。

条例の内容にも、条例に基づく事務執行に関しても、指摘、意見、その他として特に言及するような点は見当たらない。

以 上

No.12 職員団体の登録に関する条例

制定年月日 昭和 26 年 4 月 2 日

最終改正日 平成 6 年 12 月 16 日

関連所管 公平委員会事務局

第 1 本条例に関して

地方公務員法第 53 条第 1 項「職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。」と規定する。本条例はこの規定に基づいて条例によって主に申請書の記載事項を定めたものである。

同条第 9 項は、「登録を受けた職員団体は、その規約又は第 1 項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。」と規定していることから、本条例によって申請書の記載事項とされた場合、その変更の都度届出をしなければならないことになる。

本条例第 2 条は、上記のとおり、申請書の記載事項を条例によって定めるものであるが、「次に掲げる事項または書類を記載または添付した」「申請書」としており、申請書記載事項と添付書類を区別しない規定の仕方をしている。

第 2 事務執行に関して

ヒアリングの結果、次のことが明らかになった。

- 1 平成 30 年 8 月 10 日時点で登録されているのは 3 団体である。
- 2 職員団体登録申請書の書式には、職員団体名、代表者、役職氏名、理事その他の役員、主たる事務所所在地、その他の事務所名、所在地の記載欄が設けられている。
- 3 添付書類の例として、規約採択証明書、役員選出証明書、組織に関する証明書、

法人となる旨の申出書などを確認した。

- 4 登録事項の変更事例としては、事務所の所在地変更の届の例が挙げられた。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例に関して（指摘）

本条例第2条は、上記のとおり、申請書の記載事項を条例によって定めるものであるが、「次に掲げる事項または書類を記載または添付した」「申請書」としており、申請書記載事項と添付書類を区別しない規定の仕方をしている。申請書の記載事項の定めは、変更の届出の要否に影響するなど重要な意味をもっているものであるから、申請書の記載事項と添付書類とは、これを区別して明確に規定することが必要である。

なお、本条例第2条第2号は「すべての事務所の名称」と規定しているが、通常団体には名称はあっても、その事務所自体の名称はないことが多いと考えられるから、あえてこれを申請書記載事項とする必要性は乏しいと思われる。上記申請書記載事項明確化の際は、記載事項の必要性も吟味すべきである。

2 事務執行に関して

職員団体登録申請書の書式は、本条例第2条各号のうち「記載事項」に適した事項のみを記載する書式になっており、その他の事項は、添付書類扱いする自然なものであった。実際の事務処理上の問題はないと考える。事務の執行について、指摘、意見とすべき点は見当たらない。そうであるから、やはり、本条例は、実際の事務に合わせて、記載事項と添付書類を区別していくべきことは前1に記載したとおりである。

以 上

No.13 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

制定年月日 昭和 39 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 4 年 3 月 3 日

関連所管 財務部契約課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条のとおり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号に基づき議会の議決に付すべき契約について定め、また、同項 8 号に基づき議会の議決に付すべき財産の取得又は処分について定めるもの。条例の下位規範はない。

2 現行条例の規定内容

全 3 条からなり、第 1 条が趣旨、第 2 条が議会の議決に付すべき契約、第 3 条が議会の議決に付すべき財産の取得又は処分について定めている。

議会の議決に付すべき契約について、制定当初は予定価格 3,000 万円以上、その後順次 5,000 万円、8,000 万円、1 億円、2 億円と改正されてきており、その後改正要望はなしとのこと。

3 他の自治体での立法例

立川市では「立川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」があり、契約については予定価格 1 億 5,000 万円以上、財産の取得又は処分については、予定価格 2,000 万円以上が議会の議決を要するとされている。規定ぶりはほぼ本条例と同じである。

同様の条例は全国の自治体にあり、契約に関しては 1 億 5,000 万円以上とするものが多いが、本条例と同じく 2 億円以上とするものが 5 市、2 億 5,000 万円以上とするものも 2 市ある。財産の取得・処分については他の中核市では本市と同じく 2,000 万円以上とするところが多いが、4,000 万円や 6,000 万円という市もある。

第2 事務執行に関して

平成30年7月30日、午後3時30分より、担当課である契約課に対しヒアリングを行った。

2億円以上の契約が平成26年以降は1～5件程度（ただし今年度は大型工事が多く6月末までの開札分で9件）、2,000万円以上の財産の取得又は処分は1～2件と、それぞれの件数は議会の承認を得るに現実的なものとなっている。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について

指摘・意見・その他として言及すべき点は見当たらない。

議会の議決に付すべき契約については、物価の変動に合わせ適時に改正がなされてきており、適切なものといえる。他の中核市にも工事について2億円以上を基準としているものもあり（埼玉県川口市、千葉県柏市など）、同額が特段高額すぎるということはない。

2 本条例に基づく事務執行について

指摘・意見・その他として言及すべき点は見当たらない。

以 上

No.14 八王子市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

制定年月日 昭和 53 年 10 月 7 日

最終改正日 平成 8 年 6 月 28 日

関連所管 まちなみ整備部建築指導課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

日照に関しては、中高層建築物の建築に関する紛争の解決も含めて、東京都の条例で規律されてきた。しかしながら、何よりこうした規制は、地域の実態を把握している行政単位で行うことで、地域の実態に即した解決が可能である。そこで本条例が成立したものである。

2 現行条例の規定内容

- (1) 高さ 10 メートルを超える（第 1、2 種低層住居専用地域にあっては、軒の高さが 7 メートルを超える、又は地階を除く階数が 3 以上）一定の建物（「中高層建築物」という）を建てる際の日照・通風採光の阻害、工事中の騒音振動に関して施主等の人（「建築主」という）とその中高層建物の敷地境界線から高さの 2 倍の水平距離内の建築物に関し権利を有する者やその範囲内に居住する者（「近隣関係住民」）との紛争の未然防止、ないし、紛争化したときは迅速かつ適正に調整するための条例（第 2 条・第 3 条）。

- (2) あっせん：市長の行う調停（第 7 条・第 8 条）

原則：建築主、近隣関係住民の双方から申し出のあった時、必ず行う。

例外：上記の一方からのみの申出での時でも、相当の理由がある場合は、行うことができる。

ただし、あっせんによっては紛争解決の見込みのないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

- (3) 調停への移行

市長は、前項ただし書の場合、必要があれば当事者に対し、調停に移行するよう勧告できる。この場合、当事者双方が勧告を受諾したときは、調停を行う。一方のみが勧告受諾のときは、相当の理由があると認めるときは調停を行うことができる。

(4) 出頭・関係図書の提出・工事着手の延期等の要請（第 12 条ないし第 15 条）

市長は、あつせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者に出頭を求め、意見を聴くことができる。

同様に、その場合は、当事者に関係図書の提出を求めることができる。

同様に、その場合は、建築主に対し、工事着手の延期又は工事の停止を要請できる。

これらの、出頭・関係図書の提出・工事着手の延期等の要請に正当な理由なく従わないときは、その旨公表できる。

3 関係資料の追加要請

本件では、特に日照・通風採光の阻害等の場合であろうが、条例の制定理由には、「地域住民の意向を取り入れる」ことを重視していたようである。ならば、本条例の運用に際して、現実の運用結果でそれがどのように反映しているか、是非追加資料の欲しいところである。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

(1) 本条例との関係では、建築確認申請はバブル時代年間で 4,000 件程度であった。

そのうち、標識設置届出数は数百件あったと思われる。

(2) ただし現状では、標識設置届数（本条例第 5 条）を基準にして、年間で 60 件程度に落ち着いている。その内調停件数は年間で 2 件程度である。業者を公表する制度（第 15 条）も、最近の発動例が皆無なので、何を公表するのか（業者名のみか、要請した内容を含むのか等については）何ともいえない。

要するに、現状においては、本条例に該当する事案が極めて僅少であることから、事業執行に係る、十分な実績資料がないとのことである。

第3 提言（指摘・意見等）

要するに、現状では、本条例に関する事務執行の現状が不明である。本条例第1条の目的である「良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資する」ためには、おそらくは、「建築主」にとって、最も痛痒となるものは本条例第15条の公表規定であろうと思われる。

バブル時代においては、相当件数の本条例の適用例もあったと思われる（第2「1」（1））。そこでの適用事例がふんだんにあった時に、効果的な改正がなされたのかどうかは、不明である。

よって、「その他」として、以下のように提言する。

取り分け、本件のような建築に係る紛争の調整条例においては、一定数の紛争案件が存在する間に、目的に鑑みて（本件なら）「良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資する」こと、のために、条例の条項のどの部分を効果的運用することが、最も妥当であるか否かを、不断に検証されたい。

以 上

No.15 八王子市議会議員定数条例

制定年月日 昭和 37 年 9 月 27 日

最終改正日 平成 14 年 12 月 24 日

関連所管 議会事務局

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

本条例は、地方自治法第 91 条第 1 項に基づき、市議会議員の定数について定めている。

2 現行条例の規定内容

全 1 条からなる条文であり、市議会議員の定数を 40 人と規定している。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 7 月 25 日、午前 9 時 30 分より、担当課である議会事務局に対し、ヒアリングを行った。市では、議会の議員定数は、立法府である議会の専権事項であると考えているとして、特に条例の内容に関して問題はないと考えており、改正のための精査の予定もないとのことであった。

第 3 提言（指摘・意見等）

議会の議員定数に関しては、議会の自律による立法事項であり、監査の及ぶべき対象ではないと考える。本条例は、地方自治法に基づき、議員定数を定める旨のみを規定しており、条例の内容にも、条例に基づく事務執行に関しても、指摘、意見、その他として特に言及するような点は見当たらない。

以 上

No.16 選挙公報発行に関する条例

制定年月日 昭和 35 年 12 月 26 日

最終改正日 平成 10 年 6 月 25 日

関連所管 選挙管理委員会事務局

第 1 本条例に関して

1 本条例の位置付け

公職選挙法第 172 条の 2 は、「都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第 167 条から第 171 条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。」と規定しており、選挙管理委員会が任意に選挙公報の発行をすることができると定めている。

上記を受けて、八王子市の選挙管理委員会は選挙公報を発行することとしており、本条例の定めを設けている。本条例は、公職選挙法第 167 条から第 171 条の該当箇所に沿った規定をしている。

2 選挙公報の配布方法について

本条例第 5 条の選挙公報の配布の定めは、公職選挙法第 170 条と同様に、第 1 項で全戸配布を原則とし、第 2 項で例外的に新聞折込みの方法等による配布方法を認めている。後述のとおり、八王子市は現在全戸配布としているから、第 2 項は直接使われていない条項ということになる。

第 2 事務執行に関して

ヒアリングでは、選挙公報の掲載申請、印刷、配布の流れを確認した上で、主に、選挙公報の配布方法を全戸配布に切り替えた件についての説明を受けた。

八王子市は平成 20 年の八王子市長選挙まで選挙公報を新聞折込みによって配

布していたが、平成 21 年の東京都議会議員選挙から全戸配布（各戸配布）を開始した。これは、紙媒体の新聞購読者が市内の約 6 割にまで減少したことなどに対応した、とのことである。

また、課題である方法についても、郵便による方法なども検討しながら、八王子新聞販売協同組合と協議を重ね、同組合に依頼し新聞配達網を利用する方法を実現し、費用面やスピード面での課題をクリアして、全戸配布実施に至っている。

また、上記全戸配布の補完措置として、市民から選挙公報が届かないという連絡を受けた場合に最寄りの新聞配達店から 1 時間以内に直送する仕組みを設けているほか、インターネット掲載、市民センター・郵便局等への備え置きや、障害者に対しての点字公報、音声版公報の配布を行っている。

第 3 提言（指摘・意見等）

1 本条例について

本条例第 5 条の選挙公報の配布の定めは、公職選挙法第 170 条と同様に、第 1 項で全戸配布を原則とし、第 2 項で例外的に新聞折込みの方法等による配布方法を認めている。後述のとおり、八王子市は現在全戸配布としているから、本条例第 5 条第 2 項は直接使われていない条項ということになる。しかし、全戸配布は対応する事業者の状況等によっては困難となる場合もあり得ることから、現行条例のように第 2 項の定めを残しておくことは必要なことであり、むしろ好ましい。

2 事務執行について

費用面・スピード面での課題を克服し、全戸配布に切り替えたことは、本条例第 5 条第 1 項の原則に適った運用であり評価すべきである。

上記補完措置として挙げられた、未達の連絡を受けた場合に速やかに選挙公報を配布する運用は、全戸に「配布」する本条例第 5 条第 1 項の事務を完遂させるものであり、法に適った運用といえる。その上で、本条例第 5 条第 1 項の全戸配布の場合、必ずしも補完措置を講ずることは義務付けられていないが、その他の

補完措置についても、市民が選挙公報を閲覧する機会の増進につながる望ましい運用である。

指摘、意見とすべき点は見当たらない。

以 上

No.17 八王子市監査委員に関する条例

制定年月日 昭和 31 年 3 月 20 日

最終改正日 平成 14 年 6 月 26 日

関連所管 監査事務局

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条のとおり、地方自治法 195 条 1 項に基づき市に置く監査委員について、同法及び同法施行令に定めてある他の必要事項を定めるもの。

2 現行条例の規定内容

全 8 条からなり、主要な条文は、第 1 条が通則すなわち立法趣旨、第 2 条が議員のうちから選任する監査委員の数、第 3 条が常勤の監査委員の数、第 4 条が監査の通知及び監査結果の公表、第 5 条は外部監査結果等の公表、第 7 条が監査事務局の設置について定めている。

下位規範はない。

3 他の自治体での立法例

立川市では「立川市監査委員条例」があり、本条例と似通った規定ぶりであって、平成 14 年以来改正されていない。これに対し日野市の「日野市監査委員に関する条例」は内容には共通する部分があるものの、平成 21 年まで改正を重ね、より詳細な規定ぶりとなっている。これは、主には八王子市では監査委員の機動性を確保するため、条例では規定内容を基本的事項にとどめ、監査内容については監査基準において定めることとしたことによるものであり、妥当なものといえる。

第 2 事務執行に関して

平成 30 年 8 月 3 日、午後 1 時 30 分より、担当課である監査事務局に対しヒアリングを行った。監査委員 4 人中、2 人は市議会議員から、あと「2 人は識見を

有する者」として、現在はうち1名は税理士、うち1名は市役所職員OBで構成されている。監査委員を、局長含め10名の監査事務局で補助している。

監査事務の遂行には一定の経験を要するため、経験を積んだ職員が配属されている。

監査の基準については、以前は東京都の準則そのままであったが、現在は監査委員が平成5年に策定したものに基いている。

課題は、監査の能力・技能面である。昨今の業務拡大傾向への対応、適切な財務諸表の読み解きが課題である。

指定管理者については、監査の際には、協定書等に基づく財務調査を主に、指定管理者の資産と市の資産との区別が明確に行われているかなども重要な点としてみている。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について

市の人口増加に合わせ適時に改正されるなどしており、指摘・意見・その他として言及すべき点は見当たらない。

2 本条例に基づく事務執行について（意見）

ヒアリングでも出たとおり、監査事務の遂行のため、監査委員を補助する監査事務局職員に財務諸表を読み解く能力が要求され、市の業務が拡大傾向にある中、職員の研修・教育体制の充実が望まれる。

指定管理者による業務遂行状況の監査については、実効性の確保の観点から指定管理期間終了の前々年までに監査対象となるように調整を志向しているとのことであったが、時間的な制限や資源的な制約により監査を経ないまま当初の指定管理期間が終了してしまい、更新後の指定管理期間に監査を実施することもあるとのことなので、研修・教育体制の充実による確実性の増す監査が望まれる。

以 上

No.18 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

制定年月日 昭和 26 年 10 月 2 日

最終改正日 平成 11 年 12 月 7 日

関連所管 総務部職員課

第 1 本条例に関して

1 現行条例の内容

第 1 条：「この条例は、地方公務員法（省略）第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。」とある。つまり、同法第 29 条第 4 項には「職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。」とあることを受けたものである。

その他、戒告、減給、停職、免職のいずれの懲戒処分も、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行う（第 2 条）。「減給」は、期間 1 日以上 6 月以下、減給割合給与の 10 分の 1 以下のもの（第 3 条）であることを規定する。「停職」は、期間 1 日以上 6 月以下、ただし、この場合いかなる給与も支給されない（第 4 条）。

2 関連事実

なお、改正後の地方公務員法第 29 条第 2 項は、「特別職地方公務員等」になる前に、その所属する市から職務免除され、ないし市を退職して、就任した場合を前提にしているが、八王子市の場合は、こうした運用はされておらず、市職としての身分を保有し続けていることから、上記第 29 条第 2 項で規定するような場面は生じないとのことである。

第 2 事務執行に関して

ヒアリング結果

1 全職員数・処分者数・割合に関して

以下の表のとおりである。

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
職員数 A	2,776	2,766	2,823	2,844	2,877
被処分者数 B	2	0	2	1	4
A/B（％表示）	0.07％	0.00％	0.07％	0.04％	0.14％

2 実数が極めて少ないせいもあるが、法的な紛争になった事案もない、とのことである。

3 ハラスメント案件について

今後ハラスメント案件における、懲戒事案が増加してくる危険がある。特に、ハラスメント案件は、明確なハラスメントを構成する事実の認識（要するに「故意」）がなくとも、被害を受けた相手方が、被害と感じるだけで、ハラスメント被害が成立してしまうことから、留意されたい。

第3 提言（指摘・意見等）

年間の被処分者が、全職員中で1％をも下回るというのは、少な過ぎると感じる程少ない。

ただ、前述の「3」のように、ハラスメントの被害意識が高まってくれば、現状のようにはいかないものと思われる（その他）。

よって、ハラスメントに係る市内の規範に通曉され、一応の準備をして置くにしくはないと思われる。

以 上

No.19 八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例臨時特例

制定年月日 昭和 23 年 9 月 30 日

最終改正日 平成 15 年 3 月 10 日

関連所管 総務部労務課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

「八王子市職員退隠料等ノ支給ニ関スル条例」の臨時の特例について定めている条例である。内容は主に退隠料と遺族扶助料について規定している。退隠料とは、いわゆる地方公務員の恩給のことであり、該当者が退職または死亡した後、本人またはその遺族に安定した生活を確保するために支給される金銭をいう。遺族扶助料は、公務員が死亡した時、その遺族に支給される金銭である。

2 公務員の退隠料の現状

恩給制度そのものが、昭和 33 年に国家公務員、昭和 28 年に地方公務員の公務員共済制度に移行した結果、移行時点で既に退職していた公務員を対象とする法令となった。従って、該当者は増えることはなく、年月が経つにつれて、減っていく一方であることになる。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 7 月 30 日、午後 1 時 30 分より、担当課である総務部労務課に対し、ヒアリングを行った。その結果、平成 30 年において、退隠料の受給者 0 名、遺族扶助料の受給者は、90 代の適用者 1 名である。「第 1」で記したように、恩給制度が公務員共済制度に移行した以上、新たに要件を満たして、恩給や遺族扶助料の受給資格を得る者が発生することはない。従って、本市において 1 名である遺族

扶助料の受給者が亡くなった後は、この条例の適用対象者は、一人もいないことになる。

第3 提言（指摘・意見等）

本条例は、遺族扶助料の受給者が亡くなった時点で、廃止される条例である。受給額等についても、上位規範において、全国で一律の基準に設定されており、条例の内容にも、条例に基づく事務執行に関しても、指摘、意見、その他として特に言及するような点は見当たらない。

以 上

No.20 八王子市育英基金条例

制定年月日 昭和 36 年 6 月 26 日

最終改正日 平成 14 年 3 月 8 日

関連所管 教育委員会事務局（学校教育部教育支援課）

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

奨学事業の資金に充当するため、指定寄附金をもって設置された基金である（第 1 条）。同条例を制定した昭和 36 年 6 月当時の起案書においては、同条例の制定趣旨が詳細に記されていないが、第 2 条において「八王子市奨学資金条例…（中略）…に規定する特別奨学金に充当する」とあるとおり、八王子市奨学資金条例と表裏一体の関係において、一般論として、優秀で勉学の意欲がありながらも経済的理由により援助を必要とする学生に対して奨学金を支給することにより、社会に有用な人材を育成することを目的としていると推察される。また、昭和 35 年度に、2 団体から合計 2,000 千円の寄附金を受領したことを契機として創設された基金のようである。

2 現行条例の規定内容及び特徴

条例制定後の改正は平成 14 年 3 月 8 日の 1 回限りであり、その内容は、平成 14 年 4 月のペイオフ解禁により預金保険制度による保証が 1 千万円以内の元金及びその利子額に限られることとなったことから、公金保護の観点から市債との相殺処分可能規定を設けることに主眼が置かれたものである。従って、条例の本来的な目的については、昭和 36 年 6 月の立法趣旨をそのまま引き継いでおり、なんら変更は生じていないものと考えられる。

本条例は基金の処分に関し、第 6 条において、以下のとおり定めている。

第6条 基金は、八王子市奨学資金支給条例(昭和35年八王子市条例第10号)第8条第1項に規定する特別奨学金の財源に充てる場合には、基金の運用から生ずる収益の限度において、これを処分することができる。

2 前項の規定によるほか、基金に属する現金を預金している金融機関が預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項に規定する保険事故により、当該預金の払戻しができない場合において、当該預金に係る債権と当該金融機関から借り入れている市債とを相殺するため市債の繰上償還の財源に充てるときは、基金を処分することができる。

すなわち、第6条第2項は、ペイオフ解禁による相殺処分を謳ったものであることから、処分に関する実質的な定めは同条第1項のみであり、処分は基金の運用から生ずる収益を限度としていることになる。この点、包括外部監査の対象となった6つの基金条例のうち、育英基金条例は他条例とは異なる特徴を有するといえる。

【育英基金と他基金との比較】

基金名称	処分	有価証券による運用	繰替運用
育 英 基 金	基金の運用から生ずる 収益の限度においてで きる	できない	できる
財 政 調 整 基 金	できる	できる	できる
社 会 福 祉 基 金	できる	できる	できる
外国人留学生奨学基 金	できる	できる	できる
青少年海外派遣基金	できる	できる	できる
みどりの保全基金	できる	できる	できる

(注) 処分「できる」とは、基金の目的のため、条例の定めに従って基金の一部又は全部を処分できると定められていることを意味する。また、有価証券による運用が「できる」とは、条例に

において、「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」旨の定めがあることを意味する。繰替運用「できる」とは、条例において「財政上必要であると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」旨の定めがあることを意味する。

第2 事務執行に関して

1 基金状況について

直近4か年における育英基金の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
増加（積立）	51	41	49	829
減少（取崩）	51	41	49	29
現金（残高）	39,387	39,387	39,387	40,187

2 基金の運用及び受け入れについて

育英基金は、指定寄附金をもって設置された基金であるが、昨今の経済情勢においては金利水準の著しい低下により運用収益はごく僅かとなっていることから、運用収益を原資とした奨学事業の実施は困難になってきていると見受けられる。この点、所管課に依れば、事業実施は主に一般財源で賄っていることから事業実施に支障は生じておらず、教育委員会の所管する基金として継続性に重きを置いているとのことである。

直近5か年においては、平成29年度に3件800千円の寄附金受け入れがあったが、その他の年度においては寄附金の受け入れ実績がなかった。広報「はちおうじの教育」において寄附を募るなどの活動は行っているものの、成果は限定的であるようである。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例に関して

特に、指摘ないし意見として、言及すべき点はない。

2 事務執行に関して（意見）

育英基金は、寄付者からの指定寄附金をもって昭和36年に設置されているが、設置当時と現在では経済情勢が大幅に異なり、現在の低金利下では、運用収益を原資とした奨学事業の実施は困難になってきている。基金処分による充当先である奨学事業の詳細については八王子市奨学資金支給条例の項に譲るが、奨学事業の重要性が低下しているとは考えにくい。寄付者の意思を実現させるため、他の基金条例に平仄を合わせて処分に関する定めを見直すことも考えられるが、そもそも新たな寄附の受け入れが低調であることに大きな課題があり、奨学事業実施のための基金について広く寄附を募っていることを、市民等に対してより積極的にアピールされることが必要であると考ええる。

以 上

No.22 八王子市社会福祉基金条例

制定年月日 昭和 54 年 3 月 17 日

最終改正日 平成 14 年 3 月 8 日

関連所管 福祉部福祉政策課

第1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

社会福祉事業の実施に必要な資金を積み立てるため設置された基金である（第1条）。同条例を制定した昭和54年2月当時の起案書によると、社会福祉関係の指定寄附金は昭和52年度で7件8,400千円、昭和53年度は12月末時点で6件4,229千円であり、具体的な使途の指定がない寄附金については、担当課において使途を検討し、一人暮らし老人世帯に支給する毛布の購入等に充ててきたとのことである。小口の寄附金については有効な使途を見いだせない実態もあり、市民の善意である寄附金を積み立て、さらに有意義に使うために基金制度の導入に至ったものである。

2 現行条例について

条例制定後の改正は平成14年3月8日の1回限りであり、その内容は、平成14年4月のペイオフ解禁により預金保険制度による保証が1千万円以内の元金及びその利子額に限られることとなったことから、公金保護の観点から市債との相殺処分可能規定を設けることに主眼が置かれたものである。従って、条例の本来的な目的については、当初の立法趣旨をそのまま引き継いでおり、なんら変更は生じていないものと考えられる。

第2 事務執行に関して

1 基金状況について

直近4か年における社会福祉基金の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
増 加（積 立）	104,869	10,191	186	85,100
指定寄附金	104,290	9,820	—	85,074
預 金 利 子	578	371	186	25
減 少（取 崩）	70,000	2,910	108,328	8,900
現 金（残 高）	312,514	319,795	211,653	287,853

2 基金の受け入れ及び処分について

基金の増加額については年度によって大きな差が生じているが、これは、基金の積立が主に寄附者からの指定寄附金の受入に依るためである。直近 4 か年の寄附受入件数は全体で 10 件程度であるが、亡くなられた市民からの故人の遺志として多額の寄附金を受領することがあるため、年度によっては積立額が比較的多額となっている。

基金は社会福祉事業の実施のため処分することができるが（第 6 条）、本条例の下位規範である八王子市社会福祉基金取扱要領（平成 26 年 4 月 1 日施行）において、具体的には①福祉施設の建設費及び改修費②福祉施設の備品購入費に充当することができることとされている。これは、平成 25 年度において保育園建替及び福祉センター建設のため合計 29,140 千円を充当しているが、平成 25 年度当時においては下位規範である取扱要領が定められていなかったことから、平成 26 年 4 月 1 日に取扱要領を定め、平成 26 年度以降は、基金の用途について明確化を図ったとのことである。この結果、以降の主な取り崩しとして、平成 26 年度の保健福祉センター整備への充当 70,000 千円、平成 28 年度の老人ホーム整備への充当 100,000 千円が生じている。

第3 提言（指摘・意見等）

特に、指摘ないし意見として、言及すべき点はない。

以 上

No.23 八王子市外国人留学生奨学基金条例

制定年月日 平成元年 3 月 31 日

最終改正日 平成 14 年 3 月 8 日

関連所管 市民活動推進部多文化共生推進課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

外国人留学生のための奨学事業の資金に充てるため設置された基金である（第 1 条）。同条例を制定した平成元年 2 月当時の起案書によると、外国人留学生に対する奨学事業（月額 8 千円の奨学金支給）を円滑に実施するため、これに要する経費を恒常的に賄うものとして、基金制度の導入に至ったものである。当時、市内に所在する大学・短期大学・高等専門学校には約 600 人の外国人留学生が修学しており、年々増加傾向にあるが、円高傾向により彼等の生活は厳しい状況であるが、留学生を経済的に援助することにより、学業へ専念できるよう奨学金を支給するにあたり、支給に要する経費を安定して確保することを目的としている。実際には、昭和 63 年度に、2 件 1,800 千円の寄附金を受領しており、これに市が拠出した 48,200 千円を加えた 50,000 千円をもって創設した基金とのことである。奨学金の実際の支給については八王子市外国人留学生奨学金支給条例を制定しており、同条例と表裏一体の関係にある。

2 現行条例について

条例制定後の改正は平成 14 年 3 月 8 日の 1 回限りであり、その内容は、平成 14 年 4 月のペイオフ解禁により預金保険制度による保証が 1 千万円以内の元金及びその利子額に限られることとなったことから、公金保護の観点から市債との相殺処分可能規定を設けることに主眼が置かれたものである。従って、条例の本来的な目的については、平成元年 3 月の立法趣旨をそのまま引き継いでおり、なんら変更は生じていないものと考えられる。

なお、この条例の施行について、必要な事項は、市長が別に定めることとされている（第 7 条）が、所管課によれば、実際に特段の定めは置かれていないとのことである。

第 2 事務執行に関して

1 基金状況について

直近 4 か年における外国人留学生奨学基金の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
増加（積立）	85	67	80	48
減少（取崩）	176	243	289	197
現金（残高）	64,542	64,366	64,157	64,008

2 基金の取り崩しについて

本基金は、条例制定当初から基金の一部又は全部を奨学事業の財源に充てるため処分できることとされているが、実際のところ、八王子市外国人留学生奨学金支給条例に基づく奨学金の支給（奨学生一人当たり 10,000 円/月）にあたっては、基金の運用収益を限度に充当してきているとのことである。

他方、平成 19 年度から、新たに施行された八王子市外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金交付要綱に基づき、外国人留学生が市内で賃貸住宅を借りる時の保証人代行機関を利用した際に、その経費の一部を補助する事業を行っている。補助金額は上限 9,000 円の範囲内で実際に支払った保証料であり、かかる補助の実施に必要な財源は、全額、本基金を処分し充当しているとのことである。平成 19 年当時の起案書によると、当該補助制度は、外国人留学生が住居を賃貸するにあたり、その経済的負担を軽減することにより、市への居住を促進し、もって学園都市づくりの推進に資することを目的としているとのことである。

近年、寄附金の受け入れによる基金の積み立て実績はないものの（直近では平成 18 年度が最後の寄附受け入れ）、補助金支給に伴う基金処分別の基金残高に占める割合は僅少であることから、基金の存続に対して特段の懸念は生じていないと思慮される。

第3 提言（指摘・意見等）

特に、指摘ないし意見として、言及すべき点はない。

以 上

No.24 八王子市の福祉に関する事務所設置条例

制定年月日 昭和 26 年 10 月 1 日

最終改正日 平成 12 年 9 月 18 日

関連所管 福祉部福祉政策課

第 1 本条例に関して

福祉に関する事務所とは、社会福祉法第 14 条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る社会福祉行政機関である。都道府県及び市（特別区を含む。）は設置が義務付けられており、これに基づき本条例において八王子市の福祉に関する事務所が設置されている。

本条例で定めているのは、福祉事務所を設置する旨、名称及び位置である。名称は、八王子市福祉事務所であり、位置は、八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号で定められている。同位置は市役所と同じであり、市役所内に福祉事務所を設置している。

第 2 事務執行に関して

ヒアリングの結果、次のことが明らかになった。

1 分室の有無について

本条例によって、福祉事務所の位置は八王子市役所と同じ場所に定められている。福祉事務所の位置はこの 1 箇所のみであり、分室はない。

2 職員の所属について

福祉事務所の全職員は福祉部又は子ども家庭部の職員も兼任し、事務を行っている。

3 福祉部事務所以外の場所でのサービスについて

本庁舎以外の場所でも、相談業務や一部申請業務は扱っている。例えば、生活保護新規申請は本庁舎のみであるが、医療券の申請は市民部各地域事務所でも行えるようである。

第3 提言（指摘・意見等）

まず、業務効率性の観点からは、福祉事務所の全職員は福祉部又は子ども家庭部の職員も兼任し、事務を行っている職員もいる。また、市役所以外の場所に福祉事務所の分室を設けると、当該場所に職員の常駐が必要となり負担が大きくなることが予想される。

他方で、住民の立場からすると、福祉事務所の場所が本庁舎 1 箇所であることについては一定の不便はあると考えられる。ただし、本庁舎以外の場所でも、相談業務や一部申請業務は扱っており、一定の利便性は図られている。上記業務効率性の観点の重要性に鑑みると、結論としては、福祉事務所の位置そのものの議論ではなく、現状の福祉事務所の位置を前提とした市民の利便性向上を議論するべきであると考ええる。

指摘・意見として言及すべき点は見当たらない。

以 上

No.25 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例

制定年月日 昭和 49 年 4 月 1 日

最終改正日 平成 12 年 9 月 18 日

関連所管 福祉部 福祉政策課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条のとおり、社会福祉法第 58 条第 1 項に基づき、社会福祉法人に対する助成の手続について定めるものである。

2 現行条例の規定内容

第 2 条が申請において提出すべき書類、第 3 条が助成決定の通知、第 4 条が申請の取下げ、第 5 条が計画変更の申請手続について定める。

下位規範として施行規則あり。

3 他の自治体での立法例

同様の条例は、近隣の立川市でも（立川市社会福祉法人助成手続条例）、日野市でも（社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例）見られた。前者は市から社会福祉法人への金銭貸付についても定めていること、対象事業以外への使用禁止、返還命令、事業の検査等についても定めを置いていること、後者は同様の事項以外に、助成を受ける法人が監督を受けること、助成審議会の設置について定める点で本条例と異なる。

第 2 事務執行に関して

平成 30 年 8 月 10 日、午前 9 時 30 分より、担当課である福祉政策課に対しヒアリングを行った結果は、以下のとおりである。

平成 15 年に「補助金等の交付の手續等に関する規則」が改正されてからは、そちらに基づいた補助金交付に切り替えられたため、平成 15 年 4 月以降は本条例に基づく助成手續は実際には使われていない。

とはいえ、委任法たる社会福祉法があるので、同法の当該部分が変更されない限りは、死文化したまま本条例は残しておくしかないという状態にある。

第 3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について

指摘・意見・その他として言及すべき点は見当たらない。

死文化しているとはいえ、残っていてさしたる弊害があるわけでもないので、問題はないと考える。

2 本条例に基づく事務執行について（その他）

指摘・意見・その他として言及すべき点は見当たらない。

ヒアリングによれば、本条例は死文化したまま残しておくしかないと思われる。

社会福祉法人に対する助成について、本条例による助成でなく補助金交付の手續によることに弊害はないので、現状のままでよいと考える。

以 上

No.26 八王子市国民健康保険高額療養資金貸付条例

制定年月日 昭和 52 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 13 年 3 月 27 日

関連所管 医療保険部保険年金課

第1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

本条例は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 条）第 57 条の 2 を上位規範とした条例である。

（高額療養費）

第五十七条の二 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十六条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

国民健康保険の被保険者が、著しく高額な療養費の支払いのため生活が困難な状態となっている場合に、当該療養費の一部に相当する金額を貸し付けることにより、被保険者の療養を確保し、もって福祉の増進に寄与することを目的としている（第 1 条）。

同条例を制定した昭和 52 年 2 月当時の起案書によると、高齢人口の増加、疾病の多様化等に加えて諸物価の高騰、医療技術の向上により、市民の家計の中では医療費の支出割合が増加しているため、健全な家計を維持することが困難となってきた事態が一部の世帯で見受けられており、この傾向は、比較的低所得者層が多く加入している国民健康保険の中で特に顕著なものとなっていることから、高額な医療費の支払いに苦慮している世帯を救済するべく、貸付制度の制定に至ったとのことである。

そもそも、国民健康保険法の改正により、昭和 48 年 10 月から高額療養費支給制度が発足し、八王子市を含む東京都においては、昭和 48 年 12 月診療分より、国民健康保険における高額療養費の支給を実施してきたが、診療科目別の被保険者負担が一定額を超えた場合に、償還払いの方法で申請によって払い戻すという手法であり、事務手続を考慮すると、被保険者が実際に高額療養費を受領するのは診療を受けた月から 3 か月目以降となる状況にあった。比較的低所得者層が多い国民保険被保険者にとっては、高額療養費を受領できるとしても、一時的に多額の医療費を医療機関の窓口にて支払う必要があり、生活困窮の状態となる世帯が生じていた。このことから、本条例に基づく貸付申請を行わせることで、高額医療の受診機会を制限することなく、その生活の安定と福祉の増進を図るものである。

なお、平成 19 年 4 月 1 日から高額療養費の限度額適用認定証による現物給付が開始された。これにより、被保険者が医療機関の請求の前に限度額認定を受けるか、医療機関への支払いの後に高額療養費の支給申請をするかが主な運用となっている。よって現在では、認定を受けていない被保険者が一時的に医療費を負担してから高額療養費が支給されるまでの間、本条例に基づく貸付制度を利用するものとなっている。

2 現行条例について

平成 13 年 3 月に改定されているが、国民健康保険法の一部改正による整合性を図るためのものであり、条例の本来的な目的については、昭和 52 年 3 月の立法趣旨をそのまま引き継いでおり、なんら変更は生じていないものと考えられる。

なお、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定めることとされており（第 10 条）、八王子市国民健康保険高額療養資金貸付条例施行規則（最終改正日 平成 13 年 3 月 30 日）において様式等を定めている。

第 2 事務執行に関して

1 貸付状況について

直近 4 か年における国民健康保険高額療養資金の貸付状況は次のとおりである。

項 目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件 数 （ 件 ）	12	11	4	3
金 額 （ 円 ）	1,441,852	409,000	93,000	349,000
未精算の有無	無	無	無	無

2 貸し倒れについて

高額療養資金貸付金制度は、今後発生する高額療養費を見込んで貸付を行うものであり、貸付額は、医療機関が発行する請求書又は領収書に記載された「保険診療分の金額」を元に、発生が見込まれる高額療養費の 8～9 割の金額を貸し付けているとのことである。しかしながら、診療後のレセプト審査により診療点数が大幅に減点された場合や、世帯の所得情報の変更により自己負担限度額が増加した場合には、貸付額の見込みより高額療養費支給額が減少することがあり、高額療養費支給額が貸付額を下回った際には本人に請求するが、これが納入されない場合もあるとのことである。ただし、表記のとおり平成 26 年度以降においてはこのような未納入は生じていない。

第3 提言（指摘・意見等）

特に、指摘ないし意見として、言及すべき点はない。

以 上

No.27 八王子市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

制定年月日 平成 3 年 1 月 9 日

最終改正日 平成 14 年 6 月 26 日

関連所管 まちなみ整備部開発指導課

第 1 本条例に関して

1 現行条例の立法趣旨

第 1 条：「この条例は、土砂等による土地の埋め立て、盛土及び切土について必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び災害の防止を図ることを目的とする。」この点については、おそらく制定当時から現在まで、変更はないものと思われる。

なお、平成 2 年当時の「残土対策に係る制度創設の条例（案）」を資料として得ているが、この制定理由の内容も、実質的な内容は、第 1 条と同様であると解してよいであろう。

2 条例制定後の状況

制定理由によれば、本条例の制定当時は、相当深刻な状況であったことがうかがえるが、制定後 11 年経過した時点での最終改正から改正がされていないところからすれば、本条例の制定及び改正によって一定の成果を上げたものと思われる。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

- (1) 本条例の実際は、山間部近くの集落の居住者の、「生活環境の保全及び災害の防止」である。都や関東地方全域で言うと、工事で出た建設発生土を処理する必要は常時的にある。係る必要性を差配をする業者がいて、「谷戸」（丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと）の土地所有者に、主に土砂（建設発生土）対価を払って置かせて貰う。そこを通過点として、大水が出た時等下流の集落に災

害をもたらすおそれがある。要は、こうした被害を回避することが目的である。

- (2) 最近では、第 15 条以下の「許可取り消し」、「改善勧告」、「改善命令」、「停止命令」、「原状回復命令」でいうと、停止命令が最も多い。これは、本来は許可を得て始めたものを停止するものだが、無許可で始めた者にも適用しているためのものである。
- (3) こうした見地からの立法目的を達するためには、業者はもとより、谷戸地等の所有者への啓もう活動が重要である。実際、紛争になると埋立て土砂の押し付け合いになり、土砂を置かせた所有者がそれを裁判で負担したケースもある、とのことである。そこで、条例第 24 条の 2 (土地所有者の責務) が改正によって規定された。

第 3 提言 (指摘・意見等)

所管課にヒアリングする以前には、具体的な状況がおおよそ不明であった。要は、「谷戸」地を所有する土地所有者に対して、建設発生土等の土砂を処分したい業者が存在する。これを当事者間の任意に任せると、いっ水の際など、下流域の居住者等の生活環境に害悪を及ぼす。これを規制するための条例である。

事務執行に際して問題になるのは、土砂等による土地の埋め立て事案についてこれを探知する方法である。これは、ほぼすべてに近い事案で、下流域の居住者等からの申告が端緒であるとのことである。つまり、順番を踏んで、事業許可を得ないで (本条例第 5 条対照)、当事者間で秘密裏に土地の埋め立てを実行してしまうという業者も少なからずいるとのことである。「停止命令」を頻繁に活用するのも (第 2 「1」 (2))、これと関連するものと思われる。

(その他) もとより、下流域の居住者等からの申告のみに依存してよいかの問題はある。しかし、常時的に見回りをするにも、見回りをするべき地域も遠隔の地域であるし、何よりマンパワーの問題もある。よって、指摘・意見などとはしないで、「その他」として、これを報告するに留める。

以 上

No.28 八王子市公共物管理条例

制定年月日 平成 13 年 12 月 27 日

最終改正日 平成 15 年 3 月 3 日

関連所管 道路交通部管理課、水循環部水環境整備課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

本条例の目的は、第 1 条に、「法令に特別の定めがあるもののほか、八王子市の区域内に存する公共物の管理又は利用について必要な事項を定め、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

2 現行条例の規定内容

全 20 条からなり、主な条文では、第 1 条が「目的」、第 2 条が「用語の定義」、第 3 条が「維持及び管理」、第 4 条が「行為の禁止」、第 5 条が「行為の許可及び承認」、第 6 条が「許可の期間及び更新」、第 7 条が「占用料等の徴収」、第 15 条が「原状回復」、第 18 条が「用途廃止」について規定している。

第 2 事務執行に関して

平成 30 年 8 月 8 日、午前 10 時 30 分より、担当課である道路交通部管理課に対し、ヒアリングを行った。公共物管理条例に関しては、平成 27 年度外部監査において、指摘を受けている。重複になるので割愛するが、特に不備の指摘のあった台帳（第 3 条 2 項）に関して、現状の管理はどのようなになっているか聞いたところ、現在は全てコンピューターで管理されており、市の全ての道路法を適用しない道路（第 2 条 1 項（1））について、維持管理がなされているとのことであった。

第3 提言（指摘・意見等）

平成27年度包括外部監査のテーマであった条例である。条例の内容に特に指摘や意見はないが、事務執行に関して、同監査で指摘があった部分については、速やかな執行がなされるべきである。

以 上

No.29 八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例

制定年月日 平成 3 年 9 月 26 日

最終改正日 平成 13 年 6 月 21 日

関連所管 子ども家庭部児童青少年課

第 1 本条例に関して

1 本条例の目的・概要

「青少年が心身ともに健やかに成長する上において良好な環境を守ることが極めて重要であることにかんがみ、青少年の育成環境の整備に関し必要な事項を定め、もって青少年の健全な育成を図ること」が本条例の目的である（本条例第 1 条）。

本条例は、市長の責務として、青少年健全育成団体等との連携、市民参加のもとに青少年健全育成環境の諸条件の整備、市の施策の策定、公表を定めている（本条例第 2 条）。また、本条例は市民や事業者の青少年育成環境に関する一般的な責務を規定している（本条例第 3 条及び第 4 条）。さらに、本条例は、健全育成推進区域の指定や同地域での事業の実施を定め（本条例第 5 条及び第 6 条）、青少年育成指導員の設置も定めている（第 7 条）。

2 都条例及び都条例との関係

東京都は、東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下、都条例、とする。）を定めている。都条例の目的は、「青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ること」である（都条例第 1 条）。目的にも「阻害するおそれのある行為」の「防止」が掲げられているとおり、都条例は刑罰による罰則も規定しているなど、規制的な色合いの濃いものである。

本条例は、都条例の上記目的のうちの「青少年の環境の整備を助長」と同様の目的を有し、規制や制限の強化ではなく、市・市民・事業者の協力による青少年の育成環境の改善、整備をするものである。

第2 事務執行に関して

1 本条例に基づく各事務の存否について

本条例に関しては、まず、本条例に規定されている事務が実際に行われているか否かを確認した。本条例の規定は全体として抽象的なものが多いため、そもそも、各規定に基づいて具体的な事務が行われているかどうかという点も当初疑問に感じたためである。この点、ヒアリングの結果、各規定に基づく事務はそれぞれ存在していることが分かった。

2 市の施策の策定及び公表について（本条例第2条第2項）

現在の市の施策は、「八王子市青少年健全育成基本方針 家庭・学校・地域の連携のもと健全な「はちおうじっ子」を育てよう」である。この基本方針に基づき毎年重点目標が策定されており、平成30年度の重点目標は、「みんなでつないでいこう 思いやりの心」と定められた。さらに、この重点目標に基づく行動指針も定められており、これが「親が育む子どもの自信、伝えよう我が子を思う私たちの気持ち」「みんなで話そうスマホのルール、守っていくのは私たち！」「あいさつでつながろう！はちおうじっ子が輝く地域」である。

同施策は、毎年作成される八王子市青少年健全育成基本方針重点目標を記載した配布物（以下、「しおり」とする。）に記載されている。同しおりは、各小中学校の各児童生徒の保護者にだけでなく、青少年育成指導員、青少年対策地区委員会などの市民団体に広く配布されるほか、市のホームページにも掲載されており、公表がされているといえる。

上記重点目標に基づき、小中学校や青少年対策地区委員会等の各機関・団体は実際に様々な取り組みを行っており、その取り組みの数や内容について回答がなされ所管課は一覧できる形で把握している。

3 健全育成推進区域の指定及び事業について（本条例第 5 条、第 6 条）

健全育成推進区域の指定は、中学校区を単位とする市内全 37 地区の中から、地域の意向や自主性を尊重し、青少年育成団体等の意見を聞いて決定される。八王子市青少年対策地区委員会活動事業補助金交付要綱によれば、本指定を受けた区域で本事業を実施する地区委員会については、同補助金の上限について 10 万円を限度に加算することができるものとされている。

前述のしおりには、「八王子市健全育成推進区域は、全市の青少年健全育成のモデル地区です。」との記載がある。平成 30 年度は横川地区が健全育成推進区域に指定され、あいさつ運動、横川小音頭の普及、防災訓練などが実施される。

第 3 提言（指摘・意見等）

1 本条例について

(1) 「青少年」の定義について（指摘）

「青少年」は本条例上定義されていない。青少年とは、青年及び少年のことであると考えられるところ、青年、少年いずれもその用語自体は明確な年齢を示すものではない。本条例で対象とする「青少年」を明確に定義しておくべきである。たとえば、都条例第 2 条第 1 号では、「青少年」を「十八歳未満の者」と定義しているが、必ずしもこれに倣う必要はなく、具体的な市の施策や本条例に基づく事業を想定し、「青少年」の定義を決定すべきである。

(2) 「事業者」について（その他）

本条例第 4 条の「事業者」については、「出版を業とする者、図書類の販売又は貸付けを業とする者その他事業を営む者」と定義されている。この規定を言葉通りにとらえると結局すべての事業者ということになるが、出版業や図書類を扱

う業者を例示しているところをみると、これらに類する事業者に限ると解釈できなくもない。

この点、実際は、本条例に基づく事務は、カラオケ店やコンビニエンスストアなど青少年が接することのある様々な事業を対象としている。そのため、現行の「出版を業とする者」等は例示としての意味もあまりないことになり、そうであれば、端的に「事業を営む者」とした方が対象は明確になると考える。

2 事務の執行について

(1) 健全育成推進区域の指定及び事業について（意見）

健全育成推進区域の位置付けを運用上明確にしておく必要があると考える。主に指定区域での効果を期待する方針をとる場合は単年で指定する地域を広げるべきである。他方で、上記のしおりの記載のように「全市のモデル」という位置付けを重視するのであれば、一つの地域を複数年に渡って指定した上で、その効果検証も行っていく方向が望ましいと考える。

(2) 市の施策について

前記ヒアリング内容のとおり、条例の規定のとおり市の施策は定められており、この施策に基づき重点目標・行動指針を明確に打ち出している。その上で、各団体等から、重点目標に基づく種々の取り組みについての回答を得ている。

上記のことから、現状、明確な指針が存在し、この指針に基づく具体的取り組みについても市が把握する体制ができているといえる。本条例の規定が比較的抽象的であることを考えると、具体的な指針を打ち出し、その取り組みも確認していくことは必要なことであり、現状の運用は望ましいものである。この点について、指摘、意見はない。

以 上

No.30 政治倫理の確立のための八王子市長の資産等の公開に関する条例

制定年月日 平成 7 年 7 月 3 日

最終改正日 平成 19 年 9 月 18 日

関連所管 都市戦略部秘書課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条のとおり、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第 7 条に基づき、同法に準じ八王子市長の資産等の公開に関する必要事項を定めるもの。

2 現行条例の規定内容

市長が任期開始の日の資産と毎年 12 月末日までに新たに有するようになった資産について資産報告書を作成すべきこと、毎年 4 月に所得等報告書を作成すべきこと、関連会社等報告書を作成すべきこと、それら報告書を 5 年間保存すべきこと、それら報告書の閲覧について定めたものである。下位規範として施行規則がある。

3 他の自治体での立法例

本条例は上位法に基づくものであるので、同様の条例が全国の自治体に見られる。近隣では立川市でも（立川市政治倫理確立のための市長の資産等公開条例）、日野市でも（政治倫理の確立のための日野市長の資産等の公開に関する条例）見られ、規定内容は本条例とほぼ同じであり、平成 19 年以来改正されていない点においても同じである。

第 2 事務執行に関して

平成 30 年 8 月 9 日、午後 2 時より、担当課である秘書課に対しヒアリングを行った結果は、以下のとおりである。

当座預金と普通預金は公開対象から除外している（第２条第４項）のは、上位法と同じく、簡単に出し入れできる流動的な資産のため、対象とする意味合いは低いとの趣旨と考えられる。

報告書の作成事務は、市長が資料を持参し、作成を秘書課長が補助して完成させる。大幅な変更はあまりないので、作成事務の負担はそれほどない。

閲覧件数はこれまでに平成２５年に１件、平成２６年に１件の、合計２件のみ。どちらも新聞社による閲覧請求であった。

条例上請求前提の建付になっていること、市長の個人財産であり積極的に発信するまでのものではないことから、ホームページでの公開予定はない。

第３ 提言（指摘・意見等）

１ 本条例自体について（その他）

指摘・意見として言及すべき点は見当たらない。

本条例が当座預金と普通預金を公開対象から除外している（第２条第４項）のは、上位法と平仄を合わせたという点と、当座預金と普通預金は簡単に出し入れできる流動的な資産のため、公開対象とする意味合いは低いとの趣旨によると考えられるとのことであったが、資産の相当部分を普通預金や当座預金で所持することも考えられ、基準日前後での変動があるとしても、公開対象とする意味合いが低いとまではいえないのではないか。

２ 本条例に基づく事務執行について

指摘・意見・その他として言及すべき点は見当たらない。

本条例については、政治倫理の確立（市民による監視）と市長の個人情報保護・安全確保の必要性とのバランスから、考えるべきである。よって、現在の運用（閲覧のみで謄写は許可しない、ホームページにも載せない）で問題ないとする。

以 上

No.31 八王子市副市長定数条例

制定年月日 昭和 44 年 6 月 19 日
最終改正日 平成 19 年 3 月 1 日
関連所管 行財政改革部行政管理課

第 1 本条例に関して

1 現行条例の条文（第 1 条のみ）

第 1 条：「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 161 条第 2 項の規定により、副市長の定数を 2 人とする。」現行条例は、これのみである。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 161 条第 2 項は、平成 18 年に改正され、「副知事及び副市町村長の定数は、条例でこれを定める。」と変更された。従って、同法同条によって、条例で定めたものである。

自治体の改正前のマネジメント体制は、従来、特別職として、都道府県には副知事を、市町村には助役を、それぞれ 1 人置くことを原則とし、条例で置かないことができるとともに、条例で副知事及び助役の定数を増加することができると言われていた。これが、改正され、上記のようになったことに伴う処置である。

2 資料によると

この地方自治法の改正により、「助役に代えて副市長を置く。」内容の条例の変更が必要になり、副市長の定数については、おそらく、改正以前から、八王子市では助役の定数を 2 人としていたことに平仄を合わせたものと思われる。

3 他市の例

〇〇市副市長定数条例における他市の例では、ほとんど定数を「1」ないし「3」人にする程度の違いで、ほぼ、この人数だけを記載しているものが、全てといってよい状況であった。ただ、副市長に関しては、どのような業務を行う人か、ないし、市長以外に副市長が必要な理由等については、何か広報を行っているのか。

いないのならそれは何故か、等がヒアリング前の興味であった。

第2 事務執行に関して

ヒアリング結果

副市長の存在、人選等については、市民にとってはあまり知られていない。そ

こでこの点を中心にヒアリングした結果

- (1) 副市長は、任期4年で、市長が人選をして決定する、とのことであった。
- (2) 現在の副市長のうち1名は、女性副市長が選出され、市職員の出身の女性市長では東京都26市で初であるとのことだった。
- (3) 広報に関しては、市報でも、ホームページでも行っており（資料入手）、他の市との比較でも、広報が尽くされている。
- (4) 副市長は、主に市長の補佐や市長の職務代理のほか、政策・企画についての指揮監督、職員の事務の監督を職務とし、市職としての経験から、事務の分担が決まっているようである。

第3 提言（指摘・意見等）

特に、指摘ないし意見として言及すること、また、「その他」として言及することもない。最も重要ポイントは、市民に対する情報公開の見地である。だが、その手段は条例に限らず、他の手段でも問題ないと解されるからである。

以 上

No.32 八王子市職員の定年等に関する条例

制定年月日 昭和 59 年 9 月 27 日

最終改正日 平成 19 年 3 月 28 日

関連所管 総務部職員課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条の 3 の規定に基づき、職員の定年の年齢や定年による退職の特例について必要な条項を定めている。

2 現行条例の規定内容

全 5 条からなり、主な条文では、第 3 条で定年の年齢、第 4 条で定年による退職の特例について定めている。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 7 月 30 日、午前 9 時 30 分より、担当課である総務部職員課に対し、ヒアリングを行った。第 4 条 1 項(1)～(3)において定年に対する特例、すなわち期限の延長について定められているが、ヒアリングにおいて、今まで本条項が適用されて、期限が延長された例はないとのことであった。従って、第 4 条第 2 項以下の適用事例もいままでないことになる。第 5 条において、「市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。」と規定するが、担当課においてはこのような調査や方策を講ずることも検討すらされていないとのことであった。

第3 提言（指摘・意見等）

1 定年による退職の特例について（その他）

ヒアリングの結果、本市としては、条例で定める定年の期限を延長して、人材を残すことに関しては意欲的とはいえないことが、明らかとなった。

特に第4条の「定年による退職の特例」を適用された職員が、条例成立後一人もおらず、また定年による退職の特例に関して調査や方策を講ずる努力をしていないことは、第4条、第5条を放置条文にしていることに等しく、好ましいこととはいえない。

本市において、市の業種において、その専門性から定年を延長すべき職種があるか否かを調査するなど、他の自治体や諸外国とも比較しながら、定年制度に関して、もっと積極的に調査研究がなされるべきである。

以 上

No.33 八王子市職員公務災害等見舞金支給条例

制定年月日 平成 15 年 9 月 25 日

最終改正日 平成 18 年 12 月 7 日

関連所管 総務部労務課

第 1 本条例に関して

本条例は、地方公務員災害補償法に基づく補償金とは別に支給される公務上の災害等による職員に対する見舞金制度を定めたものである。死亡又は後遺障害がある場合に支給される。

第 2 事務執行に関して

本条例施行後は、死亡の場合の支給実績が 1 例あるのみということである。また、本制度は広く周知しているとのことである。

本制度施行後、地方公務員法災害補償法に基づき、八王子市で後遺障害の認定がなされた件数は、合計 5 件であり、このうちもっとも高位の級が 10 級である。どの事例も本条例に基づく見舞金の申請はなされていない。

この点に関しては所管課も把握しており、今年度中に、権利を有する職員に対して案内を行い、かつ、今後本見舞金の申請権者があらわれた場合、確実に周知するよう書式に反映するとのことである。

第 3 提言（指摘・意見等）

これまでは、後遺障害の認定を受けた職員への制度の説明が不十分であったことが考えられる。この点、すでに改善の具体的予定があり、今後は該当者に対し確実に周知がなされる運用がとられるため、特に指摘、意見はなしとする。

以 上

No.34 財産の交換、譲渡及び無償貸付等に関する条例

制定年月日 昭和 39 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 20 年 3 月 10 日

担当所管 財務部資産管理課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

財産の交換、譲渡及び無償貸付等について定めたものである（第 1 条）。

地方自治法第 237 条第 2 項において、「（前略）普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」とあることから、条例をもって定めているものである。

2 現行条例について

平成 20 年 3 月改正以前は、無償貸付または減額貸付について、普通財産のみを対象としていた。しかしながら、地方自治法の改正により行政財産の貸付範囲が拡大したことに伴い、普通財産貸付の場合と行政財産貸付の場合において貸付料の減免に相違が生じないようにするため、平成 20 年 3 月改正において、行政財産についても無償貸付または減額貸付の対象とするよう同条例第 5 条が改正された。

第2 事務執行に関して

1 交換、譲渡及び無償貸付等の状況について

直近3か年における交換、譲渡及び無償貸付等の状況は次のとおりである。

取引の種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
交 換	—	—	1
譲 渡	—	—	—
無償貸付（低廉貸付含む）	1	—	9

2 交換、無償貸付の具体例について

(1) 交換の事例

平成29年度に行われた交換1件は、変形地を整形地とするため、市有地6.75㎡と民有地6.94㎡とを、交換差金の授受なく交換したものであった。

(2) 無償貸付の事例

平成29年度に行われた無償貸付9件には、町会に対して町会会館建物敷地として市有地182.52㎡を年額金91,515円で20年間貸し付ける事例や、社会福祉協議会に対して建物の一部23.25㎡を1年間無償で貸し付ける事例などであった。

第3 提言（指摘・意見等）

特に、指摘ないし意見として、言及すべき点はない。

以 上

No.35 八王子市青少年海外派遣基金条例

制定年月日 昭和 49 年 3 月 15 日

最終改正日 平成 18 年 6 月 26 日

関連所管 教育委員会（生涯学習スポーツ部生涯学習政策課）

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

青少年の海外派遣の資金に充てるため、設置された基金である（第 1 条）。

同条例は当初、「八王子市青年海外派遣基金条例」として制定されたものであり、同条例を制定した昭和 49 年 2 月当時の起案書によると、市民（個人）から、広く国際的知識を身につけた青年の育成のための資金として利用されたいとの趣旨により指定寄附金を受領したため、これを有効に活用すべく当該寄附金を基金として積み立て、その運用益をもって次代を担う市内の青年を海外に派遣し、広く諸外国の青年活動の実情を視察させるとともに国際的視野を広めることにより、市の青年活動の推進に役立たせようとするため、基金制度の導入に至ったとのことである。

2 現行条例について

本条例は制定後、平成 14 年 3 月 8 日と平成 18 年 6 月 26 日の 2 度に渡って改正されている。

平成 14 年 3 月 8 日の改正内容は、平成 14 年 4 月のペイオフ解禁により預金保険制度による保証が 1 千万円以内の元金及びその利子額に限られることとなったことから、公金保護の観点から市債との相殺処分可能規定を設けることに主眼が置かれたものである。

他方、平成 18 年 6 月 26 日の改正は、条例の名称を「八王子市青少年海外派遣基金条例」に改め、条例の対象となる者を青年ではなく青少年に改めている。また、従前の条例においては基金の収益金を限度とした処分（取り崩し）とされて

いたが、その限度を取り払い、青少年の海外派遣に必要な財源に充てる場合には、これを処分することができる」とされた（第 6 条）。

平成 18 年改正当時の起案書によると、この基金は市民より 1 千万円の指定寄附があったことをきっかけに設立され、その後平成 11 年までに個人 7 名、6 団体から寄附があり、寄附の総額 49,767 千円に上るとのことである。しかしながら、派遣事業は基金の運用から生じる収益を限度としており、平成 5 年度までに延べ 9 回実施しているものの、平成 6 年度以降は金利の低下等、財政事情の悪化や社会情勢により事業を休止していたとのことである。この間、社会、経済のグローバル化により海外との交流は進んでいる一方、青年期における民間や個人レベルでの留学・海外旅行等が一般的になってきていることから、派遣の対象をまだ海外訪問経験の機会の少ない少年にも拡大するとともに、寄付者の意思を実現させるため、金利が低い状況下でも事業の実施が可能となるよう、基金を処分可能とし、また、一般財源の積み立ても可能にしたとのことである。

なお、低金利の状況下でも、隔年実施・1 回 10 名以内・200 万円限度という条件により、基金を半分程度処分することとなっても 13 回 26 年に渡り派遣事業が実施できると、条例の改正効果を目論んでいる。

第 2 事務執行に関して

1 基金状況について

直近 4 か年における青少年海外派遣基金の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
増 加	68	53	61	33
減 少	1,199	5,484	4,638	5,517
現金（残高）	49,508	44,076	39,500	34,015

2 基金を充当した事業について

市は、平成 18 年の市制施行 90 周年を機に、幅広い市民交流が実現できるよう、中国・泰安（たいあん）市、台湾・高雄（たかお）市、韓国・始興（しふん）市の 3 都市との間で友好交流協定を締結し、また、平成 29 年には、市制 100 周年の記念事業の一環として、ドイツ・ヴリーツェン市と新たに友好交流協定を締結した。所管課によると、これら海外友好交流都市との交流の一環として、事業費に当基金を充当しているとのことであり、直近における事業の状況は次のとおりであった。

事業の区分	交流都市	派遣事業概要	派遣実績（年度・名）			
			H26	H 27	H 28	H 29
スポーツ交流 （親善試合）	台湾 高雄市	中学校体育連盟において推薦された中学生を親善試合のため派遣する。毎年度異なる競技種目が選ばれている	—	16	15	16
ジュニア国際 交流フレンド （図書館）	台湾 高雄市	読書感想文及び読書感想画の各コンクールの上位入賞者を同種のコンクールを実施している台湾・高雄市へ派遣する	8	10	10	9
市 民 交 流 （海外友好 交流都市）	中国	マラソン大会に参加	2	7	—	—
	泰安市	卓球大会に参加	—	—	—	3
	韓国 始興市	地域のお祭りに参加	—	—	18	—
	台湾 高雄市		15	18	5	15

3 基金取り崩しを減らす取り組みについて

基金取り崩しによる事業費への充当が続く一方、直近 7 か年は基金への寄附の受け入れ実績がないことから、基金残高は年々減少しているが、所管課に依れば、派遣事業そのものに対する支援を確保することで、基金の取り崩しを減らす取り組みをしているとのことである。一例として、ジュニア国際交流フレンドについては、コンクールの開催そのものは市内の社会奉仕団体との共催であり、上位入賞者への派遣事業も、同団体からの直接の事業費支援を得て行っているとのことである。

第3 提言（指摘・意見等）

特に、指摘ないし意見として、言及すべき点はない。

以 上

No.36 八王子市みどりの保全基金条例

制定年月日 昭和 61 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 17 年 3 月 8 日

関連所管 環境部環境保全課

第 1 本条例に関して

1 本条例の当初の立法趣旨

市に残された貴重なみどりを市民共有の財産として保全するとともに、緑化の推進を図るために必要な資金を積み立てるために設置されたものである(第 1 条)。

本条例は当初、「八王子市緑化基金条例」として制定された条例を平成 17 年 3 月に八王子市みどりの保全基金条例として改めたものである。

同条例を制定した昭和 61 年 1 月当時の起案書によると、都市を良好な環境に改善していくことが強く求められるようになり、都市景観の向上を図ることからも緑の量的拡大・質的充実が要請されていることから、緑の保護と育成のため緊急に必要と認められる土地の確保及び市街地等における緑化事業を行うための財源確保を目的として基金の導入に至ったとのことである。

2 本条例の改正趣旨

本条例は平成 17 年に大きく衣替えされているが、平成 17 年 3 月改正当時の起案書によると、昭和 61 年 9 月 30 日に制定された八王子市緑化条例に基づく土地所有者との協定による緑化保護地区の指定や緑地の公有化などにより緑地保全を推進してきたが、急速に進む宅地化については歯止めがかからず、失われつつある緑を保全・育成することが急務となってきたなか、平成 17 年 3 月 28 日に制定した市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例によるみどりの保全施策を展開するにあたって、その中核的役割を担う八王子市緑化基金条例について、その設置目的や処分内容を一層具体的なものとしたとのことである。

第2 事務執行に関して

1 基金状況について

直近4か年におけるみどりの保全基金の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
増加（積立）	8,009	10,114	15,842	16,777
減少（取崩）	39,411	39,557	36,013	—
現金（残高）	138,388	108,945	88,774	105,551

2 基金の処分及び積立について

直近4か年においては基金残高が1億円前後と比較的安定して推移しているものの、条例改正を行った平成17年当時からの13年間の趨勢を確認すると、平成21年度頃を境に大きく状況が変化していることが判明したことから、みどりの保全施策の展開に関して、条例改正時とは大きく異なる条例解釈や運用がなされている可能性が考えられるものとして、これまでの経緯を詳細に検討することとした。

(1) 積み立てについて

条例改正当時の平成16年5月末の基金残高は472,163千円であり、その後、平成20年度末には893,911千円にまで基金は増加した。八王子市環境白書2005によると、みどりの保全基金の「財源として指定収集袋の収入を繰入れ」ているとの言及があり、実際には、ごみ処理有料化に伴い清掃事業から生じた剰余金相当を一般会計から繰り入れていた。この措置は、平成17年度から平成20年度までの4か年にかけて行われ、延815,959千円の積み立てが行われた。しかしながら、ゴミ減少によるごみ処理手数料の減少やプラスチック資源化センターの事業化等の理由により剰余金が期待出来なくなったことから、平成21年度以降、かかる繰り入れは行われていないとのことである。

実際のところ、市が毎年度公表する「主要な施策の成果・事務報告書」によれば、家庭用指定収集袋収入の使いみちとして、平成 22 年度までは繰越金の発生しているものの、平成 23 年度以降については繰越金が発生していない状況を確認することができる。しかしながら、清掃事業から生じた剰余金相当を基金に繰り入れる措置は平成 20 年度をもって終わっていることから、実際に繰越金が生じなくなる平成 23 年度とは 3 か年のタイムラグがあり、繰越金が生じながらも積立がなされなかった額は約 6 億円と試算される。この点、所管課に依れば、平成 22 年 10 月からの資源物回収拡充を進めるにあたり多額の事業支出が見込まれることから、基金への積立を取りやめた、すなわち政策の変更であるとのことであった。

家庭用指定収集袋収入の使いみち

(単位：百万円)

項目\年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
手数料収入		1,038	1,267	1,224	1,174	1,146	1,114	983
充 当 先 事 業	戸別収集	66	119	117	121	120	99	80
	資源物拡充策	299	536	502	353	286	471	436
	収集袋製造	298	311	279	272	287	264	231
	不法投棄対策	-	41	22	17	17	15	4
	啓発・その他	74	36	73	150	117	78	170
	基金積立	155	110	110	110	110	-	-
	充当先合計	893	1,155	1,105	1,026	938	958	923
繰 越 金	発生額 (+)	144	111	118	148	207	185	59
	基金積立 (-)	-	144	111	118	-	-	-
	理論残高	144	111	118	148	355	541	600

項目\年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
手数料収入		865	891	938	889	924	945	962
充 当 先 事 業	戸別収集	63	106	166	77	70	85	86
	資源物拡充策	410	412	532	538	547	586	624
	収集袋製造	189	184	206	242	272	241	218
	不法投棄対策	4	3	3	2	1	1	1
	啓発・その他	198	184	30	28	32	30	30
	基金積立	-	-	-	-	-	-	-
	充当先合計	865	891	938	889	924	945	962
繰 越 金	発生額 (+)	-	-	-	-	-	-	-
	基金積立 (-)	-	-	-	-	-	-	-
	理論残高	(省略)						

(注) 市が毎年度公表する「主要な施策の成果・事務報告書」を元に作成。但し、繰越金の理論残高については、関連資料に基づき監査過程において試算したものである。

このような状況下において、基金の充実を図る観点から、平成 24 年度固定資産税評価替えに伴う市街化区域内の宅地介在山林の評価額見直しに伴う増収分をみどりの保全基金に積み立てる措置を行っており、平成 25 年度から平成 27 年度は 6,491 千円、平成 28 年度から平成 29 年度は 12,982 千円の積立が行われている。また、工場立地法に基づく緑化義務率等を定める権限が市に委譲されたことに伴い、工業専用地域での緑化義務率を国基準の 20% から 10% に緩和するかわりに、工業専用地域における工場の新設等があった場合は、固定資産税増収分から、緩和面積に応じて緑化条例に基づく植樹委託金相当額を積み立てるという措置を行っており、平成 27 年度 909 千円、平成 28 年度 1,818 千円、平成 29 年度 2,727 千円の積立を行っている。

(2) 処分について

平成 21 年度頃を境に基金残高が大きく落ち込んだのは、単に積み立てられる基金が減少したのみならず、基金の処分が進んだという事情もあった。条例改正直後の平成 17 年度においては、開発が進むおそれのある市街地の約 2.8 ヘクタールの緑地購入の財源確保のため、5 年満期の八王子みどり市民債 10 億円を発行しており、この市債の償還財源に充てるため、減債基金積立金に積み立てるための取り崩しを、平成 19 年度 1 億円、平成 21 年度 1 億円、平成 22 年度 3 億円行っていた。

また、その後においても緑地取得のための取り崩しが行われており、一例として、平成 20 年頃に産業廃棄物最終処分場建設計画が表面化した上川町において、市として平成 21 年度に保全の方針を決定し、平成 22 年度に特別緑地保全地区として都市計画決定が行われたことに伴い、平成 23 年度に 444,006 千円にて民有地の買い取りを行っている。このうち、国庫支出金 116,000 千円、都支出金 147,000 千円を除く部分が市の実質的負担であり、市債 104,000 千円、一般財源 60,365 千円のほか、基金の取り崩し 16,240 千円の財源を充てている。

さらに、市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例第 7 条第 1 項に規定する斜面緑地保全区域の指定の推進を図るため、同条例第 8 条及び同条例施行規則第 8 条の規定に基づき、斜面緑地保全区域に指定した土地の所有者等に対して支援金を交付しており、かかる支援に対する基金取り崩しが毎年 3 千万円程度行われてきた。

このような状況のなかで、減債基金積立金への 3 億円の積立を行ったことにより基金残高を大きく減らした平成 22 年度以降についても基金残高は徐々に減少してきたことから、平成 29 年度は斜面緑地保全支援等の保全活動にかかる事業費は一般財源によって賄うことで基金の取り崩しを見合わせるという政策判断を行い、基金残高の減少に歯止めを掛けた。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例に関して

特に、指摘ないし意見として、言及すべき点はない。

2 事務執行に関して（意見）

条例が掲げる、みどりの保全、緑化推進に関し、条例を改変した平成 17 年当時から現在に至るまで、その社会的要請に大きな変化は生じていないと考えられるが、財源確保という課題に起因し、基金残高は大きく落ち込む一方、緑地取得も鈍化している状況にある。固定資産税の増収分相当を繰り入れや、平成 29 年度においては取り崩しによる事業費への充当を取りやめる等の取り組みを進めているものの、政策の継続という観点においては、計画性をもった対応になっているのか疑問が残る。現行の八王子すみどりの基本計画が平成 31 年度で満了するが、この基本計画には「みどりの保全基金の財源及び活用対象の拡充を図ります」と謳われていた。

現在、市は、みどりの基本計画の改定作業を進めているとのことである。新たな計画を深化させるなかで基金の在り方や活用についても十分に検討されることを期待する。

以 上

No.37 八王子市行政財産使用料条例

制定年月日 昭和 40 年 4 月 1 日

最終改正日 平成 20 年 3 月 28 日

関連所管 財務部資産管理課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条のとおり、地方自治法 225 条に基づき、行政財産の使用料を徴収する際の必要事項について定めたもの。

2 現行条例の規定内容

各行政財産を使用させる場合の使用料の算出方法、その例外、日割計算の方法、最低限度額、減免、徴収方法、不還付について定めている。

下位規範として施行規則がある。

3 他の自治体での立法例

本条例は上位法に基づくものであるので、同様の条例が全国の自治体に見られる。近隣では立川市（立川市行政財産使用料条例）、日野市（日野市行政財産使用料条例）において確認できた。前者の規定内容は本条例とほぼ同じであるが、後者については、平成 28 年に改正がされており、使用料を「市が市以外の者から貸借している土地、建物等の賃貸料を基準として適正な価格をもつて定める」としていることや、市の広報に資するロケーション活動に使用する場合について別途の規定を置いている点に特徴がある。

第 2 事務執行に関して

平成 30 年 8 月 9 日、午後 3 時より、担当課である資産管理課に対しヒアリングを行った結果は、以下のとおりである。

本条例に基づき使用料を徴収しているのは年間 300 件程度であり、土地の使用についてが多い。第 2 条第 2 項に定めるものが 40 件程度であり、ほかは出先機関（市民センター、保健福祉センター3 か所等）の自販機設置、レントゲン車の駐車のための使用などの例がある。各施設の所管部署が使用許可を出し、使用料を計算の上徴収しており、許可状況のとりまとめは資産管理課が行っている。

自治会の祭りなど公共目的の場合には、減免が認められている。使用料は先払いのため、徴収漏れはない。

施設の利用料や道路の占用料とは別の話であり、歳入に占める割合はごくわずかである。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について（その他）

国のモデル条例に従ったものであり、指摘・意見として言及すべき点は見当たらない。日野市の例のように、当該使用が市の広報に資する場合は使用料が安くなるよう別途規定を置くことが検討されてもよいのでないか。

2 本条例に基づく事務執行について

指摘・意見・その他として言及すべき点は見当たらない。

以 上

No.38 八王子市長房ふれあい館条例

制定年月日 平成 12 年 3 月 27 日

最終改正日 平成 17 年 7 月 1 日

関連所管 市民活動推進部協働推進課、福祉部高齢者いきいき課

第1 本条例に関して

- 1 自治体においては、一定の施設を設けると、それに沿って条例を設けるべきとされている(地方自治法第 244 条の 2 第 1 項)。そして、その施設における、居室の種類、全館の開館時間、休日、利用できる者、利用の際の手続き、利用制限をする場合、有料無料の別等を定める。また、最近では、こうした施設を管理運営する者は、「指定管理者」であることが多いので、「指定管理者」についても定めている。

2 本施設の特性

資料によれば、本施設は以下のような特性を持つ。

すなわち、本施設の性格として、「市民集会施設」と「老人憩いの家」とを兼ね備えた施設として設置するもの、だという。本施設は、都営住宅長房団地の再生計画の一環であり、団地周辺の住民の交流を図ることができる場としての「集会施設」と同団地内に暫定開放されていた長房老人憩いの家という 2 施設を統合して、再築する計画の一環である。

居室には、集会室、会議室、和室、娯楽室から始まり、浴室まで 7 つの部屋があるが、浴室の利用料は無料であるが（第 6 条）、他の居室は、使用には、申請をして承認を得なければならず、原則有料であるなど（第 8 条第 1 項）、条例上にも、市民集会施設と老人憩いの家としての統合施設であるための配慮が図られている。

第2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

- (1) 条例を概観しただけで、この施設の特性として、生活と会館の利用が一体になっている様な実態があるのでは、との印象を持った。つまり、大規模な居住施設がごく近隣にあるのでは、との印象である。
- (2) 実際に大規模な都営住宅（都営長房団地）がごく近くにあり、同団地の居住者が当会館の利用者であるということであった。
- (3) 会館内の各施設の利用率も高く、多目的室（1.2）、創作室、会議室の利用率を平成27年から同29年の3年間で見ても、最少でも年間50%を超え、平成29年の、多目的室（2）の利用率に至っては、年間で70%を超えていた。
- (4) イベント・講座の類も盛んなようで、コンサート、カラオケ大会、ギターアンサンブル、各種の趣味の集い（書道、絵手紙、俳句、手芸、写真、水彩画、生け花、パソコン、水彩画、折り紙）など多様である。

本施設については、以下のように現地見分を行った。

2 現地見分に関して

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成30年9月3日、午後3時頃から開始。指定管理方式

指定管理者：八王子市社会福祉協議会（以下「社協」という。）

八王子市が社協に委託し、平成18年4月1日から指定管理で管理を開始した。

(2) 建物・各部屋

① 建物1階の集会室部分

本施設は、会議室、多目的室1、2、及び創作室を中心とする集会室部分と、和室1、2 集会室1、2、娯楽室、多目的室3等を中心とする娯楽室部分とからなる。

② 集会室 1

内部は清浄に保たれており、清潔感がある。スペースはやや狭いか、との印象を受けるが、集会の規模からして、これで何とか足りているとの話であった。



集会室 1

③ 和室 1、2

和室には、高齢者向けの正座が楽な椅子も配備されており、気遣いがされている。また、長テーブル、碁盤は、市の備品のようにあり、登録も確認することができた。ここで、碁や将棋をするについては、若干畳が古いような気もしたが、使用者はここを日常的に使用しているようであるので、やむを得ないのかも知れない。



和室

④ 浴室

男女用に分かれて 2 室ある。手すりを配備した浴槽もあり、その浴槽も決して狭いとはいえないものである。運用は水・木・金曜日の 3 日間となっている。



浴室

⑤ 娛樂室

ここは、そこそこの面積のスペースがあるので、間仕切りが置いてあった。これは、行き届いた配慮であると感じた。

⑥ 廊下等

この施設ではどこでもそうであるが、大変よく清掃がされている。写真にはなかったが、カラオケスペースに利用していた



娛樂室の間仕切り

女性数人のグループが、他者が歌唱している際の順番待ちの女性が、その際にも乾式モップでせっせと床の掃除をしていたのは、何だか微笑ましかった。

⑦ 多目的室 1～3

この中には、冷蔵庫、シンクなどの調理設備がある部屋もあり、利用者の生活と一端になっている施設である感をもった。念のため、ここでも、市の備品と管理の区分けの状況を見たが、正確にされていた。



多目的室

⑧ その他の部屋

施設の中央の集会施設部分と娯楽施設部分を分ける中央部には、双方の施設に通り抜けのできる「湯沸室」がある。これを見た際、通過する者と湯沸しに利用する者との交差の場合に危険ではないか、と感じたが、一定程度の幅があるので杞憂のようである。むしろ、集会施設部分と娯楽施設部分の移動が容易で、使い勝手がよいのは、と思われた。



湯沸室

(4) 全体的な印象に関して

施設自体が、非常に効率的に運営されており、また、全体として施設内が極めて清潔であり、利用者の方々も生き生きとして施設を利用されている感を強く持った。また、利用者にとっては、当施設が生活の一部になっているようで、端的に言って、多方面に渡って、大変上手くいっている例であるといえる。

3 指定管理固有の側面として

本外部監査としては、市指定管理者制度を取って利用料収入を得ている場合には、指定管理料と利用料収入の割合を重要項目と考えている。それは、本指定管理制度を安定的に、かつ、経済効率的に実施して行く見地からは、市の財政支出

の抑制はもとよりであるが、指定管理者の側にもインセンティブをもって管理に当たって貰いたいからである。

受領済みの平成 29 年度の精算によれば、指定管理料が 3,100 万円、利用料収入が 558 万 5,200 円とのことで、利用料収入／指定管理料は、18.0%である。これは、決して悪くない数字である。利用料収入／指定管理料の基準とすべき割合については、一応 20%を目途としている。これは、指定管理に関する学術的な研究例から導き出したもので、もとより管理する業務、その他場所的な条件、競業する民間事業所の存否、あるならその規模等によって異なる。また、施設設置の目的が、福祉的側面の強い業務ならその割合は下がって当然だし、福祉的側面の弱い事業、ないし、受益者負担が相当な事業なら上がって当然であるからである。

本会館は、高齢者福祉という福祉的意味合の一定程度ある施設といえる。こうした意味からも、本件指定管理業務については、良好に推移していると考ええる。

第3 提言（指摘・意見等）

事務執行の面を含め、大変良好に推移しているといえる。

なお、利用料収入において、「事業報告」における金額（「423 万 9,200 円」）と、管理に関する指定管理料の確定についての金額（「558 万 5,200 円」）に齟齬があったので質問させてもらったが、前者には「ふれあい館教室参加費」134 万 6,000 円が含まれていなかったことが判明し、今後は双方が明確になるよう様式を変更する、との回答を受領している。

よって、大変軽微な点であるが、早急に是正頂いたので、特に、指摘ないし意見として、言及すべき点はない。

以 上

No.39 八王子市芸術文化会館条例

制定年月日 平成 5 年 12 月 15 日

最終改正日 平成 19 年 3 月 28 日

関連所管 市民活動推進部学園都市文化課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

本条例の趣旨は、現行法令第 1 条に規定されているように、「市民の自主的な文化活動の場を提供」し、「芸術文化活動の振興」を図るところにある。

2 現行条例の規定内容

全 21 条からなり、構成としては、休館日、開館時間、利用料金、原状回復義務、損害賠償義務、指定管理者制度などについて、規定されている。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 8 月 8 日、午後 1 時 30 分より、担当課である市民活動推進部学園都市文化課に対し、ヒアリングを行った。

- (1) 指定管理者は、八王子市学園都市文化ふれあい財団
- (2) 本会館は、主に小規模コンサートや吹奏楽などの演奏会に利用されており、大きなコンサートなどを開催する八王子駅前のオリンパスホールとの棲み分けができています。
- (3) 供えられている各施設の稼働率は、平成 29 年度の大ホール、小ホールの 90% 以上、練習室が 78% 以上、会議室が 80% 以上と、高い稼働率であるといえる。
- (4) 「指定管理料の精算及び事業報告書」は、年次で指定管理者より提出されている。

2 現地見分

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 8 月 21 日、午後
3 時から開始。指定管理方式

指定管理者：公益財団法人
八王子市学園都市文化ふれ
あい財団

(2) 内部閲覧の結果

① 大ホール (802 席)、小ホ

ール (288 席)、練習室 (3 室)、展示室 (2 室)、創作室、茶室 (2 室)、会議室
(4 室)、駐車場、喫茶店、管理事務所の設備がある。見分時は、大ホール、小
ホール、及び会議室 1 室が使用中であった。

② 第 1 練習室の備え付けの小部屋に、古くて使用できない音響設備がそのまま 残っていた。音響設備を廃 棄すれば、椅子などの倉庫 にも使用できると思われる。

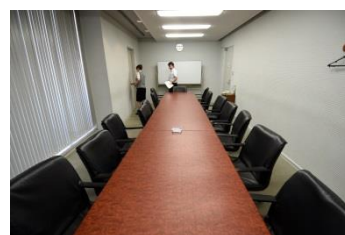
③ 創作室の備え付けの小部

屋には、常連の使用者の数
団体の荷物や機材が、置か
れていた。なし崩し的に置
かれており、会館の方も暗
黙で認めているとのことだ
った。

④ 展示室の壁は、かなり汚 れが目立つところもあるが、



1 階ロビー



会議室



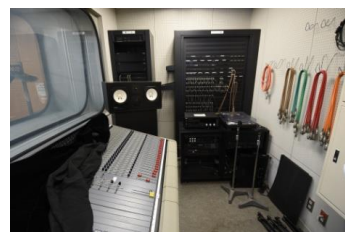
茶室の入口



茶室



第 1 練習室



使用できない音響設備



創作室



創作室のロッカー



展示室



展示室の壁

費用の関係で大掛かりな修理はできず、このままの状態で使用している。

- ⑤ 会議室は、全室 Wi-Fi が入るように整備。
- ⑥ 月次に報告書、年次に収支報告書を担当課に提出。
- ⑦ 老朽化により、雨漏りの問題が生じている。

第3 提言（指摘・意見等）

1 事務執行について（(1) その他、(2) (3) 意見）

- (1) 会館としては、倉庫が少なく困っているとの報告があった。第一練習室の音響機材を廃棄することで、デッドスペースがなくなり、有効に使えるスペースが増える。早急に検討されたい。
- (2) 創作室の利用者の機材であるが、小部屋へ置いておくことを認めるのであれば、管理料を取るべきであると思われる。あくまでも公共施設なのであり、常連とはいえ、利用者間の公平を図る見地から、例外的に一私人の便宜を図るべきではない。
- (3) 指定管理者の選定

指定管理者の本施設の運営に問題点は見られなかったか、後述の3つの施設と同様に、指定管理者を今後も公募とよらずに特命とすべきであるかは、特に検討されたい。

指定管理者の選定は、原則として公募とすべきであり、例外的に特命とする場合は、その理由及び理由の市民への説明が必要である。

公開されている八王子市役所のホームページにおいて、選定理由として「評価項目全てで合格基準（配点の6割）を上回り、評価会議における評価点は1300点満点中963点となりました。団体の能力評価、提案事業の内容評価において、総合的に評価を受けており、これまで積み重ねた実績と知見に基づき、施設の設置目的を踏まえた着実な運営が見込め、効果・効率的な運営を図りつつ、「八王子市の文化振興施策」に沿った実現可能な具体的な取り組みが期待できる点を評価しました」とある。

しかし、上述の評価項目は、財団のみを評価対象にしているものであり、評価区分である「団体の能力」や「提案事業の内容」についても、財団のみが特殊な専門能力を所持していることを評価するものではなく、他の団体でも十分に競合可能な評価区分である。

また、「八王子市の文化振興施策」という、どちらかといえば抽象的な施策に対する、「実現可能な具体的な取り組み」が、具体的にどのようなものかということも残念ながら、特に見えてこない。

本財団の運営に問題がないということは重ねて述べるが、指定管理者選定の手続については可能な限り公正さを担保しうる方法によるべきといえる。

以 上

No.40 八王子市南大沢文化会館条例

制定年月日 平成 8 年 6 月 28 日

最終改正日 平成 19 年 3 月 28 日

関連所管 市民活動推進部学園都市文化課

第 1 本条例に関して

本条例は、八王子市南大沢 2 丁目 27 番地に南大沢文化会館を設置する条例である。

南大沢文化会館設置の目的は、「市民の芸術文化活動の振興を図り、地域文化の向上に寄与するため」である（本条例第 1 条）
指定管理制度を規定している。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリングの結果

- (1) 本施設の面積は 6,412.17 m²であり、500 席の主ホール、270 席の交流ホールの他、リハーサル室、練習室（2 室）、展示・多目的室、会議室（4 室）、事務室、喫茶室が設けられている。
- (2) 公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団（以下、財団、とする。）が、指定管理制度移行当初から指定管理者として選定されている。これは、開館時からの委託実績等があるためであり、特命で（公募によらずに）選定されている。指定管理者を特命によって選定している理由につき、市民に公表されているものを確認したところ、「八王子市文化芸術ビジョン」（平成 28～37 年度）という冊子が紹介された。同冊子によれば、財団について、「八王子市の行政を補完する役割を持っており、文化芸術振興施策を具体的に実行しているパートナーです。本ビジョンにおいても、両者が連携を図りながら、ビジョンの目標実現に向けた取り組みを行っていきます。」との記載がある。

(3) 指定管理料は、平成 29 年度につき 46,591,992 円である。指定管理料は、精算が行われる修繕費と精算が行われない修繕費以外に分けられている。

(4) 各部屋の利用率は、平成 29 年度につき、主ホール 78.4%、交流ホール 73.5% であり、その他の部屋は平均的にみておよそ 90%以上である。

平成 29 年度の各部屋の利用料収入総額は、55,279,290 円である。

2 現地見分に関して

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 9 月 6 日、午前 11 時 30 分頃から。指定管理方式

指定管理者：公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団

(2) 見分状況

主ホール、交流ホールをはじめとする全体を確認。

主ホールについては、高等学校の吹奏楽部関係の団体が「使用」している状況であったが、往査時間帯は、実際には楽器等の物が置かれているのみであり、無人の状態であった。また、練習室等についても、多くの部屋を同団体が

「使用」している状況であったが、物が置かれているのみであり、無人であった。これは、夕方以降の時間帯に利用するために、昼間から部屋を借り、楽器等の物を置いているということであった。これらの利用も当然「使用」に該当するため、利用料は支払われている。



主ホール



交流ホール



練習室

(3) 現地での聴き取り

部屋の予約については、部屋ごとに予約開始

の始期が異なる。概略を述べると、主ホール、交流ホールは1年前（厳密には12か月前の月の初日であり、以下同様）から予約ができる扱いであり、リハーサル室、練習室等は3か月前から、会議室は6か月前から予約可能である。ただし、ホールの利用者が、練習室、会議室等を利用する場合は、ホールの予約と同時に申し込み可能であるから、ホール利用者は実質優先的に練習室等を利用できることになる。

基本的には先着順であるが、受付初日については、午前10時までの来館者による抽選が行われる、そのため特にホールについては、1年前の月の初日に抽選により利用者が決せられることが多い。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例について

本条例自体について指摘、意見とすべき点は見当たらない。

2 事務の執行について

(1) 指定管理者の選定について（意見）

後述のとおり、指定管理者による本施設の運営に問題点は見られなかった。ただし、指定管理者を今後も公募によらずに特命とすべきであるか否かは要検討である。

指定管理者の選定は、原則として公募とすべきであり、例外的に特命とする場合は、その理由及び理由の市民への説明が必要である。この点、現在、財団が特命で選定されていることにつき公表されている理由は、「八王子市の行政を補完する役割を持っており、文化芸術振興施策を具体的に実行しているパートナーです。本ビジョンにおいても、両者が連携を図りながら、ビジョンの目標実現に向けた取り組みを行っていきます。」というもののみである。この記載から、市の外郭団体である財団は市のパートナーであり、施策の実現にあたり市との連携に強みがあると読めるが、その具体的な根拠は一切分らない。以下に述べる通り、

公募にする場合でも、特命を維持する場合でも、この財団の強みを明確にしてい
くべきである。

公募に切り替えた場合、他の候補者との競争の中で、選定段階で施設運営の効
率性を吟味することが可能である上、選定の際、半ば必然的に、上記財団の強み
が議論されることになる。その上で、他の候補者では代替できない強みを財団が
真に有していれば、結果的に財団による運営が維持されるはずである。

反対に、特命を維持するのであれば、財団の強み、すなわち他の事業者では実
現困難な強みを具体的に説明できる状態にした上で、これを公表すべきである。

(2) 施設の運営について

本監査のテーマ及び監査対象の広さとの関係上、施設ないし指定管理者の収支
の内訳を詳細にチェックし評価することは難しく、たとえば、人件費の多寡につ
いては、本監査で簡単に評価できるものでもないが、本監査で調査した範囲では、
運営に問題はないと考える。

各部屋の利用状況（収益の状況）は前述のとおり相当効率的な予約システムの
もと、高い利用率を維持しており、適切な運営であると考えられる。

また、指定管理料についても、精算項目（修繕費）と非精算項目（修繕費以外）
とを分けることで、指定管理者のインセンティブを設けながら、必要な修繕を怠
ることを防止する仕組みになっている。加えて、指定管理者からの報告も適切に
なされていた。管理者による施設の運営に特段問題とすべき点は見当たらなかつ
た。

以 上

No.41 八王子市学園都市センター条例

制定年月日 平成 8 年 9 月 30 日

最終改正日 平成 19 年 3 月 28 日

関連所管 市民活動推進部学園都市文化課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条のとおり、「大学と市民に文化・学習活動や各種の情報収集の場を提供し、これらの幅広い交流を図り、もって魅力と活力ある学園都市づくりに寄与するため、」同センターの設置について定めたものである。

2 現行条例の規定内容

比較的近年制定された条例だけに、必要十分な規定内容となっている。

条例後半（第 16 条ないし第 21 条）は、指定管理に関する規定である。

3 他の自治体での立法例

調査した限りでは、近隣自治体に同趣旨の施設の設置を定める条例は見当たらなかった。八王子地域には 25 の大学、短期大学、高等専門学校が立地しているという特色を生かし、そのための拠点施設を設けることとして、八王子市の独自色を打ち出した条例として評価できる。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 7 月 31 日、午後 1 時 30 分より、担当課である学園都市文化課に対しヒアリングを行った。

市では、中央大学の市内進出の頃より、大学等が多数立地することを市の特色としてとらえ、「学園都市」を打ち出して大学等の持つ知の力を市民生活に生かしていくこととした。八王子駅前の再開発によるビル建設計画と同時に、学園都市

づくりの拠点とすべく本施設の入居計画が企画され、その設置を定めたのが本条例である。

同センターは、市民大学「八王子学園都市大学（通称いちょう塾）」の拠点となっており、いちょう塾の講座の多くが本施設のセミナー室等で行われている。

なお、学園都市づくりに関しては、平成 21 年 4 月より、大学や経済団体等の連合体である「大学コンソーシアム八王子」が設立され、市は同会の一員として事業推進する立場にあり、本施設は同会の事務拠点でもある。

2 現地見分に関して

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 9 月 4 日、午後 1 時開始。指定管理方式、特命

指定管理者：公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団（以下「財団」という。）

(2) 施設について

開設年月日 平成 9 年 4 月 12 日

場所 八王子市旭町 9 番 1 号

八王子スクエアビル 11 階、12 階、13 階の一部

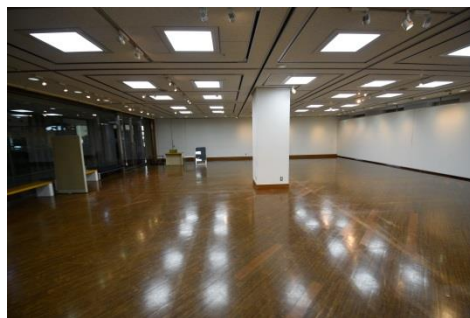
総床面積 3,173.22 m²

施設内容 イベントホール、ギャラリーホール（2 室）、セミナー室（5 室）、サウンドルーム、和室、情報センター、学生交流室・国際交流室、国際交流コーナー、交流サロン（喫茶スペース）

(3) 内部閲覧の結果

① ギャラリーホール（2 室）

ギャラリーホール 2 室の仕切り壁は可動性で、往査時は外してあり広々とした 1 室となっていた。展示物の量に適したスペースに区切ることができ使い勝手はよさそう



ギャラリーホール

に感じた。開設から 20 年以上を経過し、床の傷がやや目に付くが、使用に支障はなさそうであった。各部屋に受付机や企画内容を貼り出す看板が設置されている。

② 和室

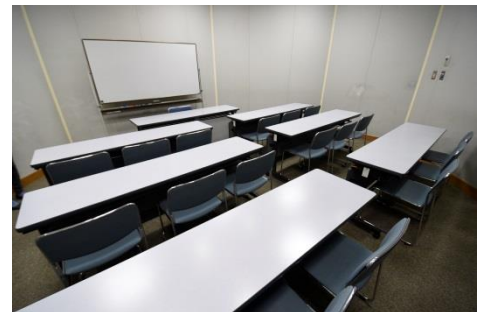
少人数での会合や、託児スペースとして使われることがあるという。清潔感があり快適に使用できそうであった。



和室

③ サウンドルーム

防音壁の 8 角形の部屋で、ピアノも備え付けられている。ロールカーテンを上げれば通路側が見通せる。ウクレレ講座等に利用されているが、必ずしも楽器を使う講座ばかりというわけではないとのことであった。



サウンドルーム

④ セミナー室 (5 室)

60 名着席可能でありスクリーンが 2 面ある第 1 セミナー室をはじめ、5 室のセミナー室がある。第 3 セミナー室と第 4 セミナー室の仕切り壁は取り外すことができる。



壁布の浮き

第 5 セミナー室は防音性に優れる。壁布が、老朽化のためか湿気のためか、浮きが目立つ箇所があった。机・椅子には市の備品シールが貼られて適正に管理されている様子であった。

⑤ イベントホール

往査時はダンス教室が開催されていたのでホールの外から視察したのみであったが、ステージと階段状の座席部分がともに可動式であり、両方を仕舞ってフラットな状態にすることでダンス等にも利用できる構造となっているとの

ことであった。平成 29 年度の同ホールの利用率（＝稼働率）は 99.4%とのことであり、市民活動に十分に活用されている様子が見て取れた。

⑥ 事務室

財団職員らが執務している。

⑦ その他

11 階には、各大学等の資料を備えた情報コーナー、八王子国際協会の運営する国際交流コーナー、交流サロン（喫茶スペース）、学生交流サロンがある。学生交流サロンの脇には、いちよう塾の利用者用の無料自習スペースがある。

(4) 全体的な印象に関して

八王子駅前のスクエアビル内にあり、利便性のよい立地である。

建築から 20 年以上を経過し、やや古くなってきている感はあるが、全体としては使用に問題を来す程度には至っていない様子であった。

3 指定管理固有の側面として

各区分のうち、イベントホールと各セミナー室、サウンドルームはいずれも平成 29 年度の稼働率が 95%以上と高く、十分に市民に活用されているといえる。比較的稼働率の低いギャラリーホール（75.6%）と和室（83.1%）の活用が望まれる。

また、受領済みの平成 29 年度の収支状況によれば、同年度の利用料収入（不還付分含む）45,057,000 円/指定管理料（精算後のもの）112,056,351 円は 40%であり、市民向けの文化・学習活動施設ではあるものの基本的には利用料を徴収すべき種類の施設として適切な水準といえる。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について

指摘・意見として言及することは見当たらない。

2 本条例に基づく事務執行について（意見）

平成 18 年の指定管理者制導入以来、本施設の指定管理者について公募がなされたことはなく、財団が「特命」で指定管理者となっている。

市のホームページにおける公開情報によれば、選定にあたっては外部識者を含む評価会議を開催し、財団は評価点において 1,300 点中 915 点を得、評価項目全てにおいて合格基準たる 6 割を上回ったとのことである。

しかしながら、指定管理者選定は原則として公募によるべきとされ、例外的に公募によらない選定（特命）ができる場合は限定列举されていること（八王子市指定管理制度ガイドライン（平成 28 年 3 月策定）28 頁以下。なお、本件が限定列举のうちどれにあたるのかは、市のホームページ上では明示されていない）からすれば、公募により難い特段の事由がある場合のみ特命によることができると考えるべきであって、当初より財団のみを対象に評価をし、その結果が合計得点の 7 割を超えたからといって、公募によらなくてもよい理由とはならない。本施設（本条例）の政策目標が「魅力と活力ある学園都市づくり」という、抽象的で達成度検証の容易でないものであることに鑑みれば、せめて指定管理者選定の手続については可能な限り公正さを担保しうる方法によるべきといえる。

上記第 2 のとおり、現在の指定管理者たる財団の事務執行には特段不適切な点はないものの、以上の理由から、本施設の指定管理者については公募による選定を行うことが検討されてしかるべきと考える。

以 上

No.42 八王子市夢美術館条例

制定年月日 平成 15 年 3 月 27 日

最終改正日 平成 17 年 7 月 1 日

関連所管 市民活動推進部学園都市文化課

第 1 本条例に関して

- 1 本条例は、美術館設置の目的を「優れた美術品を身近なところで鑑賞できる場を提供することにより、市民の心豊かで潤いのある生活に寄与するとともに、芸術文化の振興を図るため、」とする（第 1 条）。

美術館も、一般に自治体の設ける一定施設というべきものであるが、目的が優れた「美術品の鑑賞」である点が、施設の中の器具、設備を利用できる場合とは大きく異なる。また、美術品は他に代替物のない一点ものであるだけに、その管理の重要性等からの配慮が必要である。

2 観覧の区分け

観覧は、一般観覧と特別観覧に区分けされ、それは、展示されている美術品を観覧するものか、収蔵されている美術品等につき学術研究その他市長が特に認める目的のため熟覧、撮影、模写、摸造等するものとで区分けされている（第 6 条）。

また、一般観覧は、常設展と特別展に区分けされているが、その基準はあまり明確でない。また、「熟覧」「撮影」「模写」「摸造」等の用語が定義なく使用されている。立法技術的にいえば、何らかの定義が必要であると思われる。また、一般観覧（者）には、「熟覧」「撮影」「模写」「摸造」等はできないものと思われるが、それについては、明確な規定はされていない。これらについては、下位の規則等で律せられているものと思われるが、ここまで条例で規律するのなら、条例で律する方がスマートではないかとも思われる。

第2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

- (1) 観覧は、観覧の対象で二分され、展示美術品か収蔵品かで、一般観覧と特別観覧の2者に分かれる。
- (2) 収蔵品については、学術研究等で市長が特に認める物について、「熟覧」、「撮影」、「模写」、「摸造」が許される。
- (3) 「熟覧」、「撮影」、「模写」、「摸造」の用語定義については、一般で使われている用語と同一であるため、定義はしていないとのことであった。
- (4) 指定管理者（公益財団法人「八王子市学園都市文化ふれあい財団」）に管理を委ねているとのことである。

なお、次のような要領で現地見分の実施を行っている。

2 現地見分に関して

- (1) 往査日、時刻、管理方式

平成30年9月4日、午後2時30分頃から開始。指定管理方式

指定管理者：公益財団八王子市学園文化ふれあい財団（以下「財団」という。）

- (2) 建物（開館・平成15年10月18日）

所在地 東京都八王子市八日町8番1号ビュータワー八王子2階

専有面積 1,275.06 m²（地下2階、地上29階のうち、2階及び1階の一部）

施設内容 展示室約440 m²（第1・2・3展示室）、収蔵庫、事務室、ほか

- (3) 内部観覧の結果

往査日は、特別展（「エドワード・ゴッーの優雅な秘密」）の終了直後とのことで、ちょうど、入れ替えの日で、観覧者はいなかった。

① 喫茶室

ここは入館して直ぐ奥にある喫茶室で



喫茶室

ある。ある程度のスペースはあり、単独での入館者には、1 人用のテーブル（外部窓に對面している）があるなど、入館者にも、管理者にも、使い勝手のよさそうなスペースであったが、今後閉鎖の予定とのことで、残念な気もした。

② 第1展示室

最も広い展示室で、床も天井も黒を基調にした落ち着いた鑑賞できるスペースである。展示台などの構造物は、企画が変わっても、基本的には変動はさせないとのことであった。



第1展示室

展示台、天井のライト、四角型ソファなどについては、八王子市の備品もあったようで、それには正確にシールが貼られていた。

観覧者が腰を下ろすためのものとしては、四角型ソファと、1 人掛け用の椅子があるが、この部屋のスペースの広さの割には、椅子の数は足りないように思えた。

③ 第2展示室

中間の広さの展示室で、ここにも特別展の展示がされていた。ただこの展示室には、腰を下ろす椅子がなかったように思う。



第2展示室

よって、一休みしたい入館者は、前の展示室に戻るか、次の展示室に行かないと腰が下せない。確かに椅子ばかりが目立つのは、レイアウトとしてどうかとも思うが、こうした美術館には高齢者も多いだろうから、この点は若干配慮されてよいと感じた。



第3展示室

④ 第3展示室

ここは、特別展の展示とは別の美術品を飾っていた。採光と良い、小さなテーブル・小型の椅子と良い、落ち着いた空間であるとの印象を受けた。



美術品収蔵庫

⑤ その他

収蔵庫など。ここでは、美術品の収蔵庫を

見せて貰った。空調が良く効いており、美術品を管理して展示することの困難さの一部を垣間見た思いであった。

(4) 全体的な印象に関して

落ち着いたよい美術館であると思う。ただ、今後の利用客の増加には、年間 6 回実施することになっている「特別展」の魅力次第であると思う。また、入館料（観覧料）が統一しないのも、問題ではないかと感じた。同じ特別展でも、500 円、600 円、700 円とバラバラである。500 円ないし 700 円の幅なら、画一的に一般で 700 円と決めても、美術館の入館者なら、大きな問題はないように感じた。

また、一時的に腰を下ろす椅子の数量やそのスタイルについても、工夫の余地があるような気がした。

6 指定管理固有の側面として

平成 29 年度報告によれば、指定管理料が「12,071.5284」（万円 実績）で、利用料金実績が「897.0050」（万円）である。よって、利用料金／指定管理料は、7.43%である。これは、相当に低い数字である。八王子内の施設においては、高齢者福祉など、福祉的な目的を持った施設でも、利用料収入／指定管理料で、20%に迫るものもある。もとより、この数字は、建物の設置場所、交通の利便、施設の目的他に様々な要素による。美術館が公立かどうかにもよるものとも思われる。

しかし、管理者が NPO 法人であった例であるが、学術報告のあった例では、県立の美術館でも利用料収入／指定管理料が、20%をこえるもの（公立美術館の例で、3,800 万円の指定管理料で約 800 万円の利用料金収入）もある。7.43%という

数字は、明らかに利用客増加へ向けて努力を要することを物語るといえる。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例に関して（その他）

(1) 「熟覧」「撮影」「模写」「模造」等の用語定義に関して（その他）

「熟覧」、「撮影」、「模写」、「模造」の用語定義については、一般で使用されている用語と同一であるため、定義はしていないとのことであった。この点は、語感としてはいかがかの印象があった。

しかし、他市における特における立法例をみると、「熟覧」「撮影」「模写」「模造」等の用語が、定義なしに使われている例が相当数ある。監査人が個人的によく利用した公立美術館の条例では、「学研究のための模写、撮影等（以下「特別観覧」という。）」と平易な用語使用されており目を引いたが、肝心の別表の利用区分を見ると、全く定義なく「模写、模造、撮影、熟覧」の用語が使用されていた。その他の市でも、上記の用語が定義なく使用されている例は相当数あった。

よって、おそらくは絵画に類するものを描写するのが「模写」、物など3次元の物を似た物体で創作することを「模造」とするとの語感であろうが、これを定義するのは断念した。

係る経緯から、「その他」として条例の内容として定義するのではなく、従来からの研究者等ではない、一般市民の方に対して、ホームページ、パンフレット等で、「模写、模造、撮影、熟覧」への誘因を行うよう提案することに留める。

2 事務執行に関して

(1) 特命による選定に関して（意見①）

この点の問題性に関しては、これより以前の報告、No40、同41と全く同様である。市としては、市民からの無用の疑惑を受けないためにも、「公募」を原則とすべしであり、「特命」にするなら、これに関し説得力のある説明が必要である。

(2) 観覧料の画一化に関して（意見②）

本条例には、個人の場合で、常設展と特別展で各「100 円」、「1,000 円」の範囲内と観覧料が定められている。特別展の場合は、他の美術館の収蔵品を借りてくる場合が多く、できるだけ、観覧料を安く設定することは、入館を容易にして「市民の心豊かで潤いのある生活に寄与するとともに、芸術文化の振興を図る」ことはできる。

しかし、美術館に来ようとする市民にとって、より安心なのは、料金が画一で、一定していることではないであろうか。「観覧料が思いのほか安かった」ことは、少なくとも美術館を訪れる市民にとっては、あまりインセンティブにはならないと思われる。

(2) 利用料収入／指定管理料割合の低さについて（意見③）

上記（第2 「6」）で述べたように、この割合が、「897.0050」（万円）／「12,071.5284」（万円）で、7.43%とは、いかにも低い。念のため、前年、前々年（平成28年、同27年）の利用料金収入も参照したが、各「420.5160」万円、「921.9832」万円と、両2年の平均料金収入よりは、やや良化しての数字である。この点については、従前から努力はされていると思われるが、年限を切って、パーセンテージ単位で目標を立てる等の具体的な目標設定が必要であると思う。

以 上

No.43 八王子市市民活動支援センター条例

制定年月日 平成 15 年 3 月 27 日

最終改正日 平成 17 年 7 月 1 日

関連所管 市民活動推進部協働推進課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

本条例の目的は、第 1 条に「市民の自発的な社会貢献活動を積極的に支援し、促進する」ことにあると規定されている。

2 現行条例の規定内容

全 16 条からなり、主な条文では、第 3 条で「事業」、第 4 条で「開館時間等」、第 5 条で「利用の制限」、第 7 条で「原状回復義務」、第 8 条で「損害賠償義務」、第 10 条で「指定管理者による管理」について定められている。

開館時間は規則で定められており、火曜日から土曜日までが、午前 10 時から午後 9 時、日曜日と祝日が午前 10 時から午後 5 時、毎週月曜日（但し、祝日の場合は開館し、翌日火曜日を休館）と年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

が休館日である。2 室ある会議室の使用は無料。コピー機と印刷機（用紙は持参）は有料、紙折り機とラミネートは無料（フィルムは持参）である。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 7 月 25 日午前 10 時半より、担当課である市民活動推進部協働推進課に対し、ヒアリングを行った。

- (1) 八王子市民活動支援センターは、あらゆる分野の公益的な活動をしている市内 NPO や市民活動団体が利用している。会議室の利用には登録が必要である。

(2) 指定管理者は、特定非営利活動法人八王子市民活動協議会である。

本施設設立当初から変わっていない。

(3) 施設としては、会議室が二つあり予約制だが、無料で利用できる。また「サポハチガーデン」というフリースペースがあり、こちらは予約制ではなく、自由に利用できる。備え付けのコピー機と印刷機（用紙は持参）は有料、紙折り機とラミネートは無料（フィルムは持参）である。

(4) 現在まで、第5条（利用の制限）、第7条（原状回復義務）、第8条（損害賠償義務）の適用はない。

(5) 社会人の利用者にも対応できるように、火曜日から土曜日までは、午後9時まで、開館している。

2 現地見分

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成30年8月21日、午後1時30分
から開始。指定管理方式

指定管理者：特定非営利活動法人八王子
市民活動協議会

(2) 内部閲覧の結果

① 一日に2名から3名の職員が常駐している。

② 会議室の稼働率は、60～70%で高い。

③ 5万円を超える備品に関しては、八王子市の資産であることを証明するシールが貼られていた。

④ 毎月月報を、毎年、年度報告書を担当課に提出している。



入口



全景



パンフレット棚

⑤ 職員の雇用に関しては、スキル能力が高いだけではなく、市民活動や地域活動に参加したいという思いがある職員の方が、施設の性格上、長く勤務して頂けるのではないかと考えから、公募ではなく、関係者からの口コミで雇用することが多い

⑥ 法人でも任意団体でも、登録可能である。現在 370～380 程度の八王子の団体が登録している。

⑦ 自主事業として、名刺作成サービスを行っている。

⑧ 現地視察時には、会議室は 2 室とも使用中。サポハチスペースも利用者が数人いた。



カウンター



無料パソコン



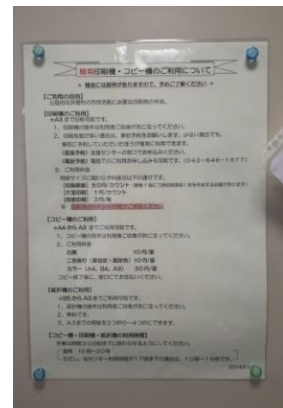
コピー機の有料サービス

第3 提言（指摘・意見等）

1 事務執行に関して（指摘）

事業報告書及び事業計画書の内容については、非常に詳細に検討されており、本施設の活動がよく理解できるように作成されている。またアンケートの満足度も高く、本条例の目的である「市民の自発的社会貢献活動を積極的に支援し、促進」することのサポートは達成されているようにも見受けられる。

問題は、収支についてである。収支予算の中に「一般管理費」という項があるが、全体の約 8%を占めるこの一般管理費の内訳についてはどこにも記載されていない。



コピー機利用の張り紙

職員に対するヒアリングによると、この「一般管理費」はそのまま指定管理者に「支援センター協力費」として納付されるとのことである。すなわち、手数料ということと同意義であると思われる。

自治体から支払われる使途としては、当然、職員の人件費等も含まれるが、その中に指定管理団体に対する手数料は含まれないのが原則である。その分は、自主事業で賄うべきものであるからである。

受託費の中から、管理費の名目で、指定管理団体に流れているのは、奇異というより外はない。担当課に可及的速やかな善処を促すものである。

以 上

No.44 八王子市児童館条例

制定年月日 昭和 46 年 9 月 28 日

最終改正日 平成 18 年 3 月 28 日

関連所管 子ども家庭部児童青少年課

第 1 本条例に関して

1 設置されている児童館

本条例は児童館の設置条例であり、本条例に基づき設置されている児童館は、八王子市立中野児童館（以下、「八王子市立」を省略）、浅川児童館、由木児童館、松が谷児童館、松が谷児童館鹿島分館、中郷児童館、中郷児童館長房分館、館ヶ丘児童館、元八王子児童館、川口児童館、北野児童館及び南大谷児童館である。

2 利用対象者

利用者対象者は、「18 歳未満の者」及びこの保護者が児童館を利用することができる者である（本条例第 5 条第 1 号及び第 2 号）。高校生年齢への利用の引き上げは、八王子市では平成 18 年の条例改正で行われており、全国的にも高校生年齢に利用を引き上げている自治体が多いと思われる。改正の際の利用者年齢引き上げ理由としては、思春期の子どもの社会的な自立支援や困難を抱えた子どもの支援など挙げられていた。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリングの結果

(1) 利用者数について

平成 29 年度の各児童館の利用者数（学童保育所の児童を除く延べ人数）が示された。ここでは、現地見分の対象となった浅川児童館のみを記載する。

平成 29 年度の浅川児童館の利用者数は、24,714 人である。児童の年齢別の利用人数をみると、乳児 677 人、幼児 2,442 人、小学生（3 年生まで）7,270 人、

小学生（４年生以上）7,214人、中学生1,444人、高校生1,130人、大人4,537人である。なお、浅川児童館は、同じ建物に学童保育所も併設されているが、上記人数には学童保育所の児童は含まれていない。実際の利用状況としては、学童保育所の児童が加わりより多くの小学生が児童館を利用している。

(2) 高校生年齢に引き上げの背景について

ヒアリングによれば、高校生年齢へ引き上げられた背景について、学童保育所の充実や放課後子ども教室の誕生などにより、放課後の小学生の居場所の受け皿が増えたことも、児童館の高校生年齢への利用の引き上げの事情としてあるとのことである。

特に高校生に向けた企画の存在を確認したところ、高校生が小学生等に対して教える側で参加する企画が存在しているということであった。

(3) 実費負担について

児童館の利用者が支払う利用料としては、行事に参加した場合の参加費がある。行事において使用される消耗品を参加人数で割り、行事の種類に応じてその半分程度から全額の負担を利用者に求めている。

2 現地見分に関して

(1) 見分対象

浅川児童館（八王子市初沢町1323番地所在）

(2) 往査日、時刻、管理方式

平成30年9月11日、午後2時頃。直轄管理方式

(3) 見分状況について

浅川児童館は浅川小学校に隣接した場所に所在している。

全部屋を見分した。往査開始時刻は、小学生が利用をはじめる直前の時間帯であり、往査中、利用を開始する小学生はいたものの、まだ児童は少なかった。



浅川児童館の外観

多目的室は、防音対策が施されており、スタジオとしてドラム、アンプ等の貸し出しも行っている。同部屋で中高生が演奏の練習をしたり、コンサートを行っているとのことであった。

小型の体育館のような部屋や庭も存在し、児童がスポーツを楽しむことも十分にできそうであった。

倉庫には、相当数の種類のボードゲームやカードゲームが保管されており、これらで遊ぶ児童も多いということであった。ゲームの種類やルールについ



スタジオ利用に関する張り紙

ては、詳しい職員が把握し活用しているとのことであった。

併設されている学童保育所は、児童館と場所的な区別は明確になされていたが、出入りのできるつながった構造になっていた。学童保育所利用の児童とそうでない児童と一緒に遊ぶことがあるとのことであった。

浅川児童館の館長は、児童館に来館した児童に限らず、隣接の学校の校庭にいる児童からも声をかけられており、親しまれている様子が伝わってきた。

(4) 現場での聴き取り

勤務する職員と勤務時間を確認したところ、3名の正職員が7.75時間、2名の臨時職員がそれぞれ7.5時間と5.5時間とのことであった。児童館の開館時間は第4日曜日を除き、午前10時15分から午後7時までであり、正職員の勤務開始時間と終了時間もこれと同様である。

委託による清掃は週1回行われるが、当然、これ以外の通常の清掃も行う必要があり、また各部屋利用のための準備作業も必要である。

実施する事業は、職員の対応体制などを考慮しながら現場の職員が考えており、往査日に近いところで行われる大きな行事としては、平成30年10月に実施される「わんぱくシティ」という企画が紹介された。これは小学生向けの企画である

が、商店会やボランティア大学生も協力し、本当の店舗と連携して、児童が実際に模擬社会を体験する企画である。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例について

特に指摘・意見とすべき点は見当たらない。

2 事務の執行について

(1) 勤務時間等について（意見）

正職員の勤務開始終了時間と開館閉館時間が同じであることには問題がある。

開館時間には当然児童館を利用できるための設置をしておく必要があり、また、全体を片付け・清掃できるのは、児童館閉館時間後である。効率的に行えば、片づけ、清掃、翌日のための設置を開館時間中にも行うことは一定程度可能であると思われるが、すべてを開館時間中に行うことは当然無理であり、また、職員は会館時間中、事務作業も行わなければならない。そのため、現状の運用では、必然的かつ恒常的に残業が生じることになる。また、同運用の下では、利用者の視点から見ても、（浅川児童館でそのような傾向がみられたわけではないが、）開始時間と終了時間頃のサービスが低下するおそれもある。

職員の努力によってサービスが維持できていることは評価すべきであるが、職員個人の奉仕に頼らず持続可能な形の運営としていくためには、開館閉館時間と職員の勤務開始時間と終了時間を一致させている現在の運用を見直すことが望ましい。

(2) 高校生の利用について

条例が自立促進の目的を掲げて、高校生年齢に利用を引き上げた以上、高校生年齢の者にとっても児童館利用が有意義なものとなることが望ましい。

この点、児童館によっても比率が異なるが、例えば、浅川児童館の場合、平成29年の小学校高学年の児童の利用が7,214名に対し、高校生の利用が1,130名に

なっている。この数字の捉え方は一概には言えないが、児童館が放課後の一般的な居場所として想定されている小学生と違い、中学生・高校生は、部活動等それぞれ個々の活動も行っており、過ごし方の幅が広がっていく時期であることを考えると、高校生も決して少なくない数が児童館を利用していると考ええる。実態としても、多目的室での楽器貸し出しやコンサートなど中高生に向けられた過ごし方が可能となっており、その他、中高生が小学生等に対して教える側で参加する企画も存在しているということであった。これらの結果から、高校生についても、単に年齢を引き上げて利用を許すだけでなく、積極的に利用を促進する運用はなされてきたと考えられる。年齢引き上げの趣旨に適った望ましい運用である。

以　　上

No.45 八王子市老人憩の家条例

制定年月日 昭和 49 年 9 月 20 日

最終改正日 平成 17 年 7 月 1 日

関連所管 福祉部高齢者いきいき課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条のとおり、「老人に教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与し、もって老人福祉の増進を図るため、」老人憩の家の設置について定めたものである。

2 現行条例の規定内容

適時に改正がなされ、必要十分な規定内容となっている。条例後半（第 12 条ないし第 17 条）は、指定管理に関する規定である。

3 他の自治体での立法例

「老人憩の家」の設置に関する条例は、全国各地の自治体にみられる。昭和 40 年に厚生省社会局長が各都道府県知事宛に「老人憩の家」の積極的整備を図るよう通達を出しており（昭和 40 年 4 月 5 日社老第 88 号。この中で老人憩の家設置運営要綱が定められている）、これにより各地で設置条例の制定がなされたものである。その意味では、条例自体に特段独自性のあるものではない。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 8 月 9 日、午後 4 時より、担当課である高齢者いきいき課に対しヒアリングを行った。

指定管理者は八王子市社会福祉協議会。建物の 2 階部分のみであり、1 階には八王子市恩方事務所（市民部）と地域包括支援センターが入っている。利用者は

年間 1 万人を超える。利用証発行時に 60 歳以上であることを確認している。施設が老朽化している。駐車場が狭いが、周辺への拡大は困難。

2 現地見分に関して

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 8 月 23 日、14 時 40 分頃開始。指定管理方式、公募

指定管理者：社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（以下、社協という）

(2) 施設について

開設年月日 昭和 49 年

名称 八王子市恩方老人憩の家

場所 八王子市下恩方 3395 番地（建物 2 階部分）

総床面積 603.06 m²

施設内容 読書室、健康学習室、娯楽室Ⅰ、娯楽室Ⅱ、講習室、会議室、談話コーナー、男風呂、女風呂、事務室

(3) 内部閲覧の結果

① 娯楽室Ⅰ

舞台があり、カラオケマシンが設置されていて、往査当時も利用者が順番にカラオケを楽しんでいた。月・火曜日は団体利用、水・木・金曜日は個人利用に供されているとのことであった。



娯楽室Ⅰの入口

② 娯楽室Ⅱ

和室に机と椅子が置かれており、娯楽室や講習室がいっぱいの時に詩吟や囲碁サークル等により使われることがあるが、あまり利用されていないスペースとのことであった。往査時はここで社協職員より聴取を行



講習室の入口

った。

③ 講習室

往査時はウクレレ教室が開催されており内部の視察はできなかったが、講座やサークル活動に十分活用されているようである。

④ 会議室

机と椅子があり、講座等に利用されている。社協からNPO法人情報ボランティアの会・八王子への委託によるパソコン講座やタブレット講座が開催されており、特に後者は今年開始したものであり人気があるとのことであった。パソコンやタブレッ



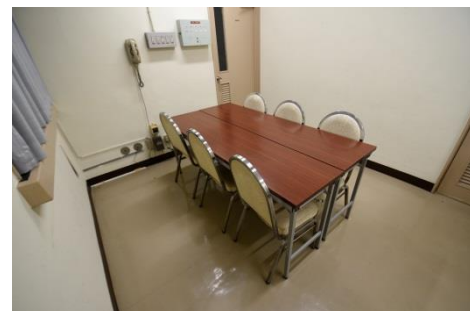
会議室

トは、会議室内の鍵の掛かるロッカーに保管されている。パソコン教室も、毎年内容を少しずつ変えているとのことであり、利用者満足のための工夫がなされているといえる。

⑤ 健康学習室・読書室

リーフレット上は「図書室」となっているが、会話を楽しみたい利用者と静かに読書をしたい利用者の調整を図るため、

「読書室」を設け、マッサージチェア1台とスカイウェル（電位治療器）4台と本棚の設置された「健康学習室」と区分した。利用者のニーズに沿った適切な措置であると思う。往査時は利用者数人が健康学習室



読書室

でスカイウェルやマッサージチェアを利用しつつ談笑していた。読書室には利用者はいなかった。毎月第1水曜日には読書室で看護師による健康相談が行われているという。

⑥ 事務室

社協職員らが執務している。受付で、毎日の利用開始時に使用証をチェックする。入浴の際は預かることにより、浴室の出入りをチェックしている。

職員はシフト制（週 4 日制）であり、曜日により 2～3 名である。



写真左側の部屋が事務室

⑦ 男風呂・女風呂

水・木・金曜日の午前 11 時から午後 3 時まで、浴室を利用できる。定員は各 6 名である。往査時には利用者はいなかった。

⑧ その他

通路の突き当たりにはテレビが設置されており、丁度接近していた台風に関する情報が流れていた。また、壁には熱中症の注意書きが貼られていた。



浴室

(4) 全体的な印象に関して

全体的に清潔に保たれており、使用に支障はないものの、築 40 年以上を経過した建物であり、施設の老朽化は否めない。

利用状況は、社協主催の教室や講座のほか、25 ものサークルによる活動が行われており、その他個人利用もあり、十分に活用されている印象を受けた。

また、高齢者にますます元気になってもらうための施設であることから掲示物についてはなるべく若々しい雰囲気になるよう努めているとのことであり、望ましい運営方針であると考えます。

路線バスの本数が少ないため、自家用車での来所者が増加し、駐車場が満車になってしまうことがある。場合により臨時駐車場を用意して対応しているとのことである。駐車場の拡張は、周辺の権利関係等の問題から困難とのことであった。

3 指定管理固有の側面として

開設当初は市の直営だったが平成 8 年以来社協に業務委託し、平成 18 年からの指定管理者はずっと社協とのことであるが、公募による選定が行われた結果であり、特段の問題はない。

厚生省の運営要綱（昭和 40 年 4 月 5 日社老第 88 号）において利用料は原則無料とされていることから、条例においても使用料は無料とされている。参加費を徴収する講座はあるが、福祉施設におけるものとして適正な程度の額にとどまっている。財務について特段の問題はないと考える。

受領済みの平成 29 年度事業報告によれば、年間利用者 1 万人以上、一番大きい娯楽室Ⅰの利用率は 93.7%と、よく活用されている。稼働率の低い娯楽室Ⅱ（7.8%）の新たな活用策が望まれる。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について（その他①）

指摘・意見として言及することは見当たらない。

しかし、条例の名称、つまり施設名称の「老人」が、時代錯誤的な印象を免れない。利用者満足度調査における利用者からの意見でも、同様の指摘が複数されている。名称変更のみの条例改正はできない（優先度において他の喫緊の課題に後れるので実際上できないとの意味であろう）ため、八王子市公共施設等総合管理計画による他施設との機能統廃合のタイミングで条例改正を図るとのことであるので、そこでの変更が待たれる。

2 本条例に基づく事務執行について（その他②）

上記のとおり、稼働率の低い娯楽室Ⅱ（7.8%）の新たな活用策が望まれる。

また、使用証の発行歴による利用者登録者の男女比は、男性 40.2%、女性 59.8%と、約 20%の差がある。男性利用者増加のための講座内容の工夫、サークル活動の促進がなされることが望ましい。

以 上

No.46 八王子市心身障害者福祉センター条例

制定年月日 昭和 55 年 3 月 17 日

最終改正日 平成 17 年 7 月 1 日

関連所管 福祉部障害者福祉課

第 1 本条例に関して

1 現行条例の条文（目的及び設置）

第 1 条：「心身障害者に対し、更生のための相談及び訓練並びに教養の向上に必要な施設を供与しもって心身障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者福祉センターを設置する。」

上記目的と関連して、第 3 条の事業が規定されるから...

第 3 条（事業）：

- (1) 心身障害者の更生のための相談に関すること
- (2) 心身障害者の機能回復訓練及び作業訓練の実施に関すること
- (3) 心身障害者のための会議、講習等の集会に供する施設の使用に関すること
- (4) 前 3 号のほか、市長が必要と認める事業

2 本施設について

本施設は、身体障害者福祉センターにおける B 型の施設である。身体障害者福祉センターは、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する施設である。A 型 B 型は、設置の主体で分けられ A 型とは都道府県又は指定都市が設置する施設で、B 型及び身体障害者デイサービスセンターは主に身体障害者デイサービス事業等を行う自治体又は社会福祉法人が設置する施設をいう。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

- (1) ここでやっている事業とは、(1)心身障害者の更生のための相談事業、(2)心身障害者の機能回復訓練及び(3)作業訓練事業である。
- (2) 交通の便としては、JR 西八王子駅から徒歩 18 分、京王線山田駅から徒歩 10 分で、やや不便かもしれないが、バスの便もあり、支援者と車で来る人もあるもので、差して支障はない。
- (3) 指定管理者は、社会福祉法人武蔵野会で、日勤 3 名（8:30～17:00）、夜勤 1 名（13:00～21:15）である。

なお、当施設に関しては、現地見分を次のように行っている。

2 現地見分に関して

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 9 月 3 日、午後 5 時 30 分頃から開始。指定管理方式

指定管理者：社会福祉法人 武蔵野会

(2) 建物

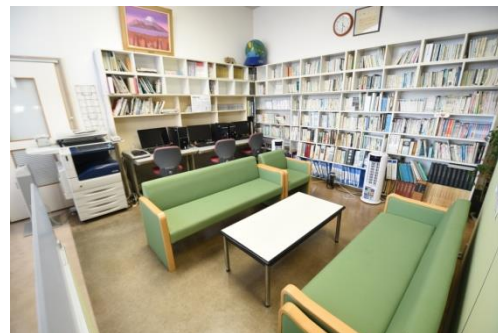
敷地面積 1858.26 m² 建物面積（鉄筋コンクリート造 2 階建） 407.41 m²

ここの 2 階部分

(3) 内部閲覧の結果

① 事務室

事務室のみでなく、現在は応接室としても使用している。部屋の使用予定のホワイトボードが仕切りにもなっている。狭い範囲で、少人数で切りまわしている。



事務室

② 会議室

部屋の整理中。プロジェクター、講演台等の設備があった。備品かどうかの確認をすると、シール表示が確認できた。

③ 相談室

相談室のみでなく、現在は、着替え室等としても利用している。職員用のスペースは余裕がなさそうである。



相談室

④ (第2) 会議室

余裕のありそうなスペースで、多人数の会議に使用する。

⑤ 作業室

各グループが作業を行う際に利用する部屋。グループ用のロッカーも設置してある。折り畳みの長テーブルは市の備品である。

⑥ 点字印刷室

機械で点字がそのまま紙に印刷できる。実際にやって貰ったが、直接機械から点字で刷り上がってくる。



点字印刷機

⑦ 機能回復訓練室

機能の回復のため、訓練する部屋で、平置きの器具や、壁掛けの器具もある。

⑧ 2階上の屋上

部屋内は相対的に狭いのでほっとする空間である。ここから直接地上にも降りられる。



機能回復訓練室

(4) 全体的な印象に関して

狭い範囲を、少人数でよく切りまわしているとの印象が強い。非常勤の作業療法士さんが通ってきているが、交通の便が良いとは言えないので、非常勤の人でも大変であろうと思われた。しかし、その割には、作業訓練の結果の出来映え等を見ても、作業成果はよく出ているとの印象を持った。

3 指定管理固有の側面として

基本的に利用料収入はないので、利用料収入を得ている訳ではない。

昨年度精算科目予算額「3373.5」（万円）
に対して、昨年度の人件費、事業費、事務
日・修繕費の実績額「2916.2986」（万円）

より、実績額/予算額で、使用率 86.4%で、残 13.6%に当たる「457.2014」万円を
市に返納しているのであるから、収支面においても問題はなさそうである。



作業訓練で制作された作品

第3 提言（指摘・意見等）

現地見分の時刻が、午後 5 時 30 分頃から開始、と遅かったので、利用者がほとんど居なかった点が残念であった。

指定管理者側の担当者の方も、多少疲労しておられたようだが、丹念に説明をして頂いた。

取り分け、指摘・意見等として、言及すべきところは、見当たらない。

以 上

No.47 八王子市障害者療育センター条例

制定年月日 平成 11 年 12 月 22 日

最終改正日 平成 17 年 12 月 7 日

関連所管 福祉部障害者福祉課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

本条例の目的は、第 1 条に「在宅で生活する重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複する者が、地域でいきいきとした生活を送る」ことにあると規定されている。

2 現行条例の規定内容

全 15 条からなり、主な条文では、第 3 条で「事業」、第 4 条で「休業日等」、第 5 条で「利用の対象者」、第 6 条で「利用手続等」、第 7 条で「使用料」、第 8 条で「利用承認の取消し等」、第 9 条で「指定管理者による管理」について定められている。

休業日及び利用時間は規則で定められており（第 6 条）、本施設の利用料は無料である（第 7 条）。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 7 月 30 日、午前 10 時 30 分より、担当課である福祉部障害者福祉課に対し、ヒアリングを行った。

- (1) 指定管理者は、社会福祉法人みずき福祉会であり、施設設立当初から変わっていない。職員の人材の確保が難しく、指定管理者として手を挙げてくれる団体は、本当に貴重である
- (2) 施設の老朽化の問題があり、仮に立て替え等の話になった場合に、代替地を

どこにするかは問題となると考える。

- (3) 建物の 1 階と 2 階には、別の障害福祉事業者が使用しており、当センターは 3 階のみのスペースを使用している。
- (4) 本施設の利用者は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複する者であるので、障害の程度は重い部類の障害者が利用している。

2 現地見分

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 8 月 30 日、午前 11 時から開始。指定管理方式

指定管理者：社会福祉法人みずき福祉会

(2) 内部閲覧の結果

- ① 施設は、1、2 階を別の障害福祉事業者が使用し、3 階のフロアのみを使用。フロア自体は広くはない。しかし、限られたスペースを限界まで有効活用している。
- ② 利用者は全員、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複しており、重度の障害者であるが、その中でも障害の程度に応じて部屋を分け、食事や入浴、リハビリ、遊戯等の活動を行っている。
- ③ 一人一人の障害が異なるため、職員がそれぞれの利用者の障害を把握し、それぞれの利用者に応じた介護活動を精力的に行っている。例えば、食事においても、一人一人の利用者に職員がつき、のどに詰まらないよう、飲み込めるようにサポートをしている。
- ④ 災害時に関して、3 階というフロアの特徴から、避難がしにくいと思われる。建物の前の道路は、非常に狭い道であり、緊急時に救急車や消防車が入りにくいとも思われる。特に火事の場合、重度の障害を持つ利用者約 20 人を全員避難させることが可能かどうか、シュミレーションをする必要があると思われる。

- ⑤ 入浴に関して、現在は機材が入ったが、以前は職員が、利用者の体を手で抱えながら、入浴をさせていた。利用者の体重を腰で支えながら、入浴を行うので、職員の体に大きな負担がかかっていた。



入浴用の機材

第3 提言（指摘・意見等）

1 事務執行に関して（意見）

- (1) （意見①）本センターが入っている建物の1階と2階のフロアには、別の障害福祉事業者が入っている。職員のヒアリングを踏まえた上で、この状況は、あまり好ましいものではないと考える。例えば、建物の利用範囲にしても、専用フロアではない共用スペースの棲み分けは、容易に線引きができない。

また送迎にきた家族は他の障害福祉事業者の状況も見ってしまう側面があり、施設同士の不要な比較をさせられてしまう面もある。職員のヒアリングにおいても、1階と2階の団体はかなり気を使うとのことであった。

できるだけ他の団体に気を使うことなく、職員が思い切り介護活動に従事することができる環境を構築することが望ましい。

- (2) 災害時の避難活動について（意見②）

上述したように、本センターは3階に位置しており、決して避難に適した場所で活動をしているとはいえない。障害を抱える利用者を避難させることに関しては、かなり綿密なシミュレーションをする必要がある。

ただし3階というフロアと、大通りに面していない建物の立地条件を考えると、元々避難に適していない建物である。本センターの移動なども検討するべきであると考えている。

以 上

No.48 八王子市立看護専門学校条例

制定年月日 平成 4 年 12 月 24 日
最終改正日 平成 19 年 12 月 7 日
関連所管 医療保険部看護専門学校

第 1 本条例に関して

八王子市立の直営の看護専門学校の設置条例である。八王子市における看護師需要への対応などを目的に作られた。市直営の看護学校は全国的にみても有数であるといえる。

元々、准看護師過程や、定時制（夜間）課程を有していたが徐々に廃止されており、平成 19 年には、高校卒の者が入学する 3 年制の全日制課程のみとなった。一学年の定員は 40 名である。

学費として本条例が規定しているのは、入学試験料 4,000 円、入学料 22,000 円、年額授業料 126,000 円である（本条例第 6 条第 1 項）。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリングの結果

(1) 入学者の属性・入試制度等

平成 30 年度入学者の場合、八王子市出身者が 65%を占めており、年齢は、20 代以上の者が 53%程度である。平成 29 年度卒業生の就職先は 71%が八王子市内の病院である。本学校の入試において社会人枠が設けられており、社会人やひとり親のいわゆる学び直しの入学者も多い。また、八王子市の病院に就職する者が多いのは、社会人枠の受験要件が八王子市内就職意思を含むものとなっていること、本条例の趣旨に基づいて学生に対して八王子市内の就職を促していること及び本学校在学中八王子市内の病院で実習を行うことができることが要因であると考えられる。また、比較的新しい制度として八王子市修学支援金という支援金

制度は、市内医療機関等に勤務するなどの一定の条件を満たせば返還免除という扱いになっている。

(2) 運営費等

運営費は、平成 26 年度決算額が 63,297,958 円、27 年度決算額が 63,674,798 円、28 年度決算額が 62,212,341 円である。

財源は、平成 28 年度につき、都支出金 6,130,000 円、授業料 14,994,000 円、入学金 946,000 円、入学試験料 656,000 円、証明手数料 9,200 円、水道光熱費負担金 87,392 円、一般財源 39,389,749 円である。

(3) 入学料、授業料の猶予、減額、免除について

入学料、授業料については、「市長が特別の理由があると認めた場合」に猶予、減額、免除をすることできると規定されている。現状、減免された実績はない。学生からの相談に応じて猶予した実績はあるようである。猶予した場合も全件、後に支払いはなされており、最終的な徴収率は 100%である。

2 現地見分に関して

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 9 月 3 日、午後 1 時 30 分頃。

直轄管理方式

(2) 見分状況

実習室、沐浴室、図書室等施設全体を見分した。

往査日は、ちょうど新学期始業の日であり、学生が登校する日であった。3 年生は、研修先の病院に直行することが多いようであり、往査日も 3 年生の姿はなく、教室に荷物が置かれているだけであった。1 年生及び 2 年生は、講堂で合同の講義を受けていた。



実習室



沐浴室

各部屋の用度品は、最新のものではなく、教材物品・ブラウン管テレビ等相当古いものが多かった。病院等から中古品を譲り受けることが多いようである。

(3) 現地での聴き取り

市内の他の養成機関を確認したところ、東京純心大学及び創価大学の看護学科、高尾看護専門学校が存在するとのことである。

本学校の強みとして、市内の研修先に病院が多いこと、その結果職場の状況を知った上で就職するため卒業生の離職率が低いこと、卒業生とのつながりがあること、などが挙げられた。

入学者の属性としては、平成 29 年度は比較的高校卒業後直接入学する者の割合が多かったが、社会人やひとり親などの学び直しの者が相当多くいるとのことであった。入学希望者が重視している点としては、高校卒業段階の者は学費以外の点に魅力を感じている傾向がある一方で、学び直しの者は学費を重視する傾向があるとのことであった。学費を重視する者の中には、本学校の入学を希望し、複数年に渡り、本学校の入学試験を受験する者もいるようである。

3 関連制度

ここで、本条例に関連する制度を紹介する。

本学校は、ひとり親のいわゆる学び直しの入学者も多い。これは前記のとおり、社会人枠という入試制度や奨学金の制度があることにもよると思われるが、その他、学び直しを支える制度として、子ども家庭部子育て支援課が所管する高等職業訓練促進給付金等の支給制度が挙げられる。同制度は、児童扶養手当受給資格を有するなど一定のひとり親家庭の親が、就職に有利な看護師等の国家資格を取得するため、養成機関で学ぶ場合に必要な経済的支援の制度である。同制度で受給できる金額は所得等により異なるが、学費ではなく、就学期間の生活費を援助するところに大きな特徴がある。ひとり親として本学校で学び直しをする学生が本制度を利用することもあるため、本条例の関連制度として紹介した。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例について（意見）

本条例施行当初は、看護師不足への対応が本条例の主な目的であり、准看護師養成課程や准看護師から正看護師になる課程も設けていた。しかし、現在、准看護師の制度は徐々に看護師に一本化する動きがあるようであり、本学校も高校卒業の者が直接看護師になる課程に絞られている。同時に、本学校の目的も看護師の数的需要への対応に加えて、質的な需要への対応に徐々にシフトしていったと思われる。八王子市内には病院も多く、また市内の看護師養成機関は限られているため、依然看護師の数的需要もあると考えられるが、看護師制度全体の動きとして、大学や短期大学の看護学科での要請を中心とした高度の専門性を求める動きがあると考えられる。また、本学校は、元々地域に根差し実習先の病院が充実していることに加えて、卒業生との縦のつながりが強いなど、質的な強みを獲得することになった。こういった点において、本学校が数的な要請から質的な要請への対応にシフトしているという印象を受けた。

ただ、上記シフト自体は問題があるわけではないが、学校現場や医療現場の要請に都度合わせていった結果、市立の看護専門学校設置の目的が曖昧になってしまう懸念もある。本学校は、市立の看護学校として、低廉な学費を設定し、その負担の多くを市民の税金でまかなっている。この負担のもとに市が直営で看護専門学校を運営する以上、あえて市立の看護専門学校を設置する意義・方向性を明確にしておくべきである。つまり、普通の一看護専門学校というだけではその存在意義が不十分であり、あえて公の負担で、養成機関そのものの運営を行う意義が必要である。

この点、たとえば、八王子市内の医療の質確保、すなわち看護師の質という観点を重視するのであれば、質の高い看護師を八王子市内の病院に就職させる方向に重きをおいてもよいと考える。他方で、看護師の数を重視するのであれば、市の支援がなければ看護師になることが経済的事情等により難しい者が看護師に

なることを積極的に支援する方向になる。この方針は同時に、前記ひとり親への助成制度などとあわせて、ひとり親の自立支援も兼ねることになり、市の手当給付負担を減らし税収を増加させるという効果も期待できる。前者に重きを置けば、学費を増額して市の負担を減らしながら看護師養成を維持することも考えるべきであるし、他方で、後者の目的に重きをおけば、社会人枠をより増加させるなどの措置をとることを考えるべきである。

以上のように、今後も、市が直接運営する本学校の意義を考えて、その方向性をしっかりと議論しておくべきである。

2 事務の執行について

一点、学費の猶予・減免の運用について検討する。

本学校の入学料は 22,000 円、授業料は年額 126,000 円と極めて低廉になっていることから、原則減免は行わない運用であり、生活保護受給者についても減免はしない運用のようである。つまり、現行の運用は、個別の相談に応じて猶予を行いながら、最終的には 100%の回収をする方針である。学費が低廉に抑えられている一方で、学生が卒業後看護師となって収入をあげていくことを踏まえると、特に不当な点はなく、現実的な運用であると考ええる。

現状の運用に問題があるとはいえない。よって、事務の執行については、指摘・意見・その他として言及すべき点は見当たらない。

以 上

No.49 八王子市戸吹湯ったり館条例

制定年月日 平成 12 年 12 月 18 日

最終改正日 平成 17 年 7 月 1 日

関連所管 医療保険部地域医療政策課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条のとおり、「市民に心身の休息の場を提供するとともに、健康に関する知識の普及を図り、市民の健康増進に寄与するため、」八王子市戸吹湯ったり館（以下、「本施設」という）の設置について定めたものである。

2 現行条例の規定内容

指定管理者制度の導入時の改正以来は改正がされていないものの、現状特に事務執行に支障を来しているわけではなさそうである。条例後半（第 11 条ないし第 16 条）は、指定管理に関する規定である。

3 他の自治体での立法例

本施設は戸吹清掃工場の余熱を利用した施設で、同様に清掃工場の余熱を利用した八王子市の施設としては八王子市余熱利用センターがある。その設置条例と比較すると、特に異なるのは条例の目的規定である。本条例が市民の健康増進を目的とするのに対し、余熱利用センター条例はごみ減量の啓発・リサイクル文化の創造・環境学習の場の提供といった廃棄物処理関連の条例としての色彩が強い。

ほかにさいたま市に同種施設の設置条例があるが（さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例）、「廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーの有効な利用状況を体験でき、市民の健康の維持及び増進を図る場として」として、両目的を折衷的に記載している。

また、小平市にもごみ処理施設の余熱を利用した足湯施設「こもれびの足湯」があるが、こちらは小平市・東大和市・武蔵村山市で一部事務組合を組織し（小

平・村山・大和衛生組合)、その条例として小平・村山・大和衛生組合足湯施設条例が定められており、足湯の運営は同組合の事業の一環であるため、指定管理体制にはなっていない。同条例の目的規定においては、「小平・村山・大和衛生組合事業への理解及び地域コミュニティの活性化を図るため」とされ、コミュニティ活性化に言及していることが特徴的である。

第2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 7 月 23 日、午後 1 時 30 分より、担当課である地域医療政策課に対しヒアリングを行った。

戸吹清掃工場の余熱を利用した温浴施設。指定管理者は日本環境マネジメント株式会社。平成 29 年度年間のべ利用者 87,058 人。公的施設のマネジメント見直しの動きの中で、廃止も含めた抜本的見直しの対象になっている。平成 27 年、市内に 2 か所温泉ができたためか、同年以降収支差額の赤字幅が広がってきている。温浴施設を公的に担う必要が薄れてきたのではないかとということに加え、こうした収益面の問題や建物の老朽化が廃止検討の理由となっている

2 現地見分に関して

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 9 月 10 日、午後 4 時から開始

指定管理方式、公募

指定管理者：日本環境マネジメント株式会社

(2) 施設について

開設年月日 平成 13 年 1 月

場所 東京都八王子市戸吹町 1798 番地

敷地面積 20,613.24 m²

総床面積 1,229.13 m²

施設内容 男女風呂（各露天・サウナあり、毎週金曜に入替）、厨房、大広間（飲食可）、和室、マッサージルーム、事務室

(3) 内部閲覧の結果

① ロビー

往査時には閉店後であったが、ロビーでは近隣の障がい者施設で作られたパンの販売が行われている。ロビーにはテレビとソファ・机が備え置かれ、休憩できるようになっている。コイン式のマッサージチェアも2台置いてある。



ロビー

② 男女風呂

両浴場ともに十分な広さがあり、脱衣所もロッカーが完備されており、清潔に保たれていた。



脱衣所

③ 厨房・大広間・和室

和室に机と椅子が置かれており、隣接する厨房から供される料理を食べながらくつろぐことができる。大広間には書籍・漫画も置かれ、家族団らんのできるよう配慮がされている。メニューについては、以前はレンジアップ製品であったものを厨房



厨房・大広間への通路

での手作りに変え、ホームページでもアピールしたところ、最近は厨房の売上がよくなったとのことであった。大広間の横の和室にはカラオケマシンも設置されていた。

④ マッサージルーム

東京都はり灸マッサージ師会が行政財産使用許可を得て運営しているスペースであり、指定管理者の自主事業ではない。

⑤ 事務室

監視カメラモニターや施設制御機器があり、指定管理者職員がシフト制で勤務している。時間帯によっては事務室内にいるのが1名のみになることもあり、

やや人手不足の印象を受けた。施設長からの聴取では、男女の入浴施設があるため、各浴場内の確認が可能なようにフロント係に常に女性が1名は含まれるようにシフトを組むのになかなか苦勞するとのことであった。カラオケ発表会などのイベントを開催し集客に努めているとのことであり、大会で景品に使う飲み物やお菓子等の協賛品が事務室内に積んであった。



マッサージルーム

⑥ その他

戸吹清掃工場から引いた蒸気で水を加熱している機器室にも案内いただいた。保守・点検には相当の労力を要するであろうことが見て取れた。



機器室

(4) 全体的な印象に関して

全体的に清潔に保たれており、使用に支障はないが、開設から 20 年弱を経過し、老朽化は否めない。施設長の話でも、畳や天井、椅子のシート等の利用者の目につくところの修繕をしたいが、配管や空調等最低限の設備の修繕で手一杯であり、手が回らないとのことであった。

交通手段としては、バスはあるものの本数が少ないため、利用者のほとんどは自動車で来所する。駐車場は十分に確保されている印象であった。あきる野市方面からの常連客も多いとのことであった。

市との協議で設けたスタンプカードはよく利用されているとのことである。このほか、かわり風呂・カラオケ発表会・ビンゴ大会など、利用者により楽しんでもらい利用者増を目指す工夫が、可能な範囲で十分になされていると感じた。

3 指定管理固有の側面として

開設当初は市から八王子市浴場組合に管理を委託しており、平成 18 年の指定管理者制導入後は八王子市浴場組合と株式会社アズビルの共同事業体が指定管理者となっていたが、浴場組合の組合員の減少を受け、平成 27 年度以降は現在の指定管理者となっている。2 期連続であるが、公募による選定が行われた結果であり、それ自体には特段の問題はない。

受領済みの資料によれば、平成 29 年度の指定管理料は 42,306,000 円、利用料収入は 46,016,085 円、利用料収入/指定管理料は 108%と、利用料収入が指定管理料を上回っている。本施設は開設当初より業務委託であったため、もし市が直営した場合には管理運営費がどの程度になったかは明らかでないが、直近 3 年の指定管理料の平均は 43,169,333 円（A）であったのに対し、同じく直近 3 年の指定管理運営経費の平均は 67,359,036 円（B）、人件費の平均は 39,404,130 円（C）であり、A/Bは 64%、A/（B＋C）は 40%にすぎないことを考えると、指定管理料の設定が低額すぎた感もある。

しかしながら、指定管理の設定も、私人としての八王子市と指定管理業者との契約という側面があり、これには当然契約自由の原則が適用されること、及び、市における濫費の防止が、包括外部監査の主たるテーマであることに鑑み、これ以上は、言及しない。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について（その他①）

指摘・意見として言及することは見当たらない。

しかし、第 6 条と第 7 条に「市長が定める基準」が登場するところ、これにあ

たる基準はそれぞれ定められているものの、市のホームページ等により市民から閲覧可能な状態になっていない。例規集にリンクを張るなりして公開されることが望ましい。

2 本条例に基づく事務執行について（その他②）

現場の職員からは、障害のある利用者にも可能な限り配慮し対応していること、職員全員がAED利用講習を受けるなどさまざまな工夫をしていることが感じられた。

本施設は公共施設マネジメント見直しの対象となっているとのことであるが、廃止を含め検討する際には、地元住民の意見を聴取し協議しながら進める必要があると考える。町会等を通じた地元との丁寧な意思疎通が望まれる。

以 上

No.51 八王子市民の生活環境を守る条例

制定年月日 昭和 47 年 7 月 10 日

最終改正日 平成 18 年 9 月 15 日

関連所管 環境部環境保全課

第 1 本条例に関して

1 現行条例の条文

改正前の条文は、(学校等の周辺における建築物の協議) 第 18 条(3)における、「保育園」を規定していた。児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正に伴うものである。本条例においては、ここにいう「保育園」を、改正前の児童福祉法第 7 条に依拠していたところ、今般全 6 項の追加があり、追加部分は保育園の定義に無関係であることから、関係のある部分のみ（同法第 7 条 1 項）に限定する改正をしたものである。

2 本条例は、その目的が「生活環境の改善に関し必要な事項を定めることにより、市長及び市民が一体となり、かつ、事業者は自らの責任において市民のより快適な生活環境を確保し、持って市民の福祉の増進に寄与すること」である。よって、あらゆる生活環境が対象になることから、この種の改正は、今後も生じるものと思われる。

3 市民の生活環境に対してよくない影響を与える事項に対して、極めて多方面に渡って規定しているため、その時期ごとによって、問題になる対象が異なるようである。

第 2 事務執行に関して

現状における問題事項を中心に以下のヒアリングをした。

ヒアリング結果

(1) 条例のよって立つ法律の変更がある場合は、国の所管庁から自治体に連絡がある。

- (2) 最近でよく問題になり得るのは、「空閑地（空き地）の管理義務」（第 14 条）、建築物に係る電波障害に対する措置（第 20 条）等である。但し、後者は、「八王子市集合住宅建築指導要綱」第 12 条等で対処するので、現実にはあまり問題にならなくなった。
- (3) 「空閑地の管理義務」（第 14 条）については、所有者等への文書連絡等で対処してくれる例が大半であるが、所有者の高齢化等により対処できない事例もある。後者に現実的にどう対処するかは、今後考えねばならない問題である。
- (4) 第 24 条（土石類の運搬時間の制限）については、現に採石場があるのは美山町と小津町にあるのみで、そこに関しては、地元住民、事業者、行政で協定ができていたので、現実的には問題にならないとのことであった。

第 3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について

指摘、意見、その他も含め言及すべき点は見当たらない。

2 本条例に基づく事務執行について（その他）

現状のテーマは、「空閑地の管理義務」（第 14 条）につき、何の対処もできない、一部の土地所有者への対応である（上記第 2 (3) ）。本条例の施行規則第 4 条によれば、「雑草等除去命令書」により行うものとする、とある。

上記命令書の実質的な効果は疑問だが、状況に応じて上記命令書を送付すべきと思われる。これらの土地所有者は、確信的に無視を決め込んでいる可能性が高く、放置すると、この割合は増加の一途をたどられるからである。

早急に、計画的かつ継続的に、上記の手續に着手することが望まれる。

以 上

No.52 八王子市余熱利用センター条例

制定年月日 平成 9 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 18 年 3 月 28 日

関連所管 資源循環部北野清掃工場

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

本条例の目的は、第 1 条に「市民にごみ減量を啓発し、リサイクル文化の創造に寄与するとともに、環境学習の場及びごみ焼却に伴う余熱を利用した市民相互の親睦の場を提供する」ことにありと規定されている。

2 現行条例の規定内容

全 22 条からなり、主な条文では、第 3 条で「施設」、第 4 条で「開館時間等」、第 5 条で「浴室が利用できる者」、第 7 条で「利用料金」、第 12 条で「利用承認の取消し等」、第 13 条で「原状回復義務」、第 14 条で「損害賠償義務」、第 17 条で「指定管理者による管理」について定められている。

利用料金は、条例の別表、開館時間は規則の別表で定められている。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 8 月 8 日、午後 2 時 30 分より、担当課である資源循環部北野清掃工場に対し、ヒアリングを行った。

- (1) 隣接する施設の名称は「八王子市北野余熱利用センター」。ごみ焼却の余熱を「温水プール」「浴室」、「館内」の冷房に利用している。
- (2) 指定管理者は、「㈱京王設備・ジョンソンコントロールズ㈱」共同事業体である。
- (3) 施設の設備は、1 階に多目的ホール、エコひろば（八王子市環境学習室、クールセンター八王子（八王子市地球温暖化防止活動推進センター））、リユース

マート、2階に喫茶ほほえみ、会議室、3階に浴室、和室（休憩室）、4階にプールがある。

- (4) 現在までに、第12条（利用料金の取消等）、第13条（原状回復義務）、第14条（損害賠償義務）の適用はない。
- (5) 社会人の利用者にも対応できるように、プールは午後9時まで開館している（6月から9月の期間は、午前10時まで開館）。
- (6) 施設の利用者については、平成26年度から平成28年度まで、大きな数字の変化はなく、施設全体の利用者として概ね年間約32万人～35万人である。

2 現地見分

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成30年8月30日、午前9時30分から

開始。指定管理方式

指定管理者：㈱京王設備・ジョンソンコントロールズ㈱共同事業体

(2) 内部閲覧の結果

- ① 全体的に老朽化が進んでいる。プールのゴムの部分が老朽化によりはがれかかっており、階下に水漏れしている。
- ② 5万円を超える備品には、本市の資産であることを表す備品シールが貼られていた。
- ③ 高齢者の利用が多いので、できるだけトイレも和式から様式にしている。ウォシュレットや擬音発生装置も取り入れている。
- ④ 建物の構造的にメンテナンスが大変である。会館の窓ガラスに破損している部分がある。



あったかホールの外観



吹き抜けの館内



和室（休憩室）

り、予算の関係上完全修理ができず、応急修理がされている。

⑤ 毎月月報を、毎年、年度報告書を担当課に提出している。

⑥ リサイクル、健康教室、フリーマーケットなどの

自主事業が好評であり、売り上げも好調である。

⑦ 聴覚障害者の団体に、食堂の営業を委託している。

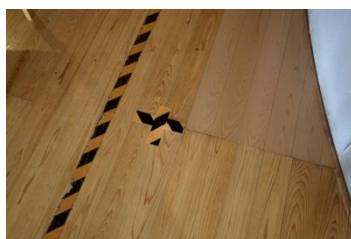
第3 提言（指摘・意見等）

1 事務執行に関して（その他）

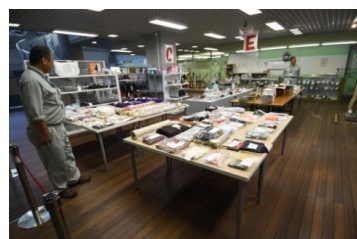
数年後に、清掃工場が移転することが確定しており、施設自体を維持するか否かが今後問われることになる。施設全体としての老朽化の問題があるが、清掃工場移転後に、本施設を取り壊すとなると、今からの大規模な修繕・改築も難しい。施設を維持するのであれば、やはり老朽化の点から、できるだけ早い段階での設備の修繕に取り掛かることが必要であると思われる。

地元の意見も丁寧に聞きつつ、施設を維持するか取り壊すかの決断を、可能な限り早急に行うべきである。

特に指摘・意見すべき点は見当たらない。



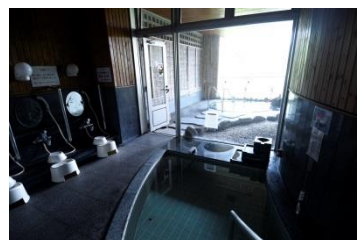
応急修理されている床



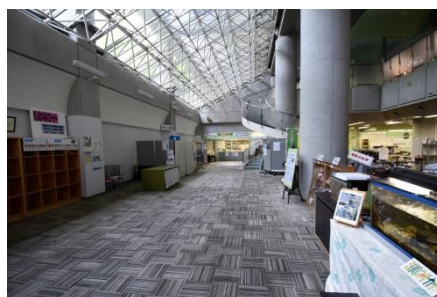
リサイクル商品の販売



食堂の豊富なメニュー



浴場



ホール内1階

以 上

No.53 八王子市事業資金融資あっ旋条例

制定年月日 平成 15 年 12 月 16 日

最終改正日 平成 18 年 3 月 8 日

関連所管 産業振興部産業政策課

第 1 本条例に関し

1 本条例の立法趣旨

市内で小規模事業を営み、又は営もうとする者に対し、その事業に要する資金について、市長が金融機関に融資をあっ旋することにより、小規模事業者の自主的な経済活動を促進し、もって小規模事業の育成及び振興に寄与することを目的として設けられた条例である（第 1 条）。

条例制定当時の起案書（平成 15 年 11 月）によると、本条例制定以前には、八王子市小規模事業資金助成条例、八王子市工場近代化事業資金助成条例、八王子市商店街近代化事業資金助成条例、八王子市大型店対策事業資金助成条例、八王子市小口事業資金緊急対策融資あっ旋規則といった条例等が存在したが、各条例等を廃止して新たに本条例を制定することで条例の一本化を図るなかで、利用がなされていない工場近代化資金・商店街近代化資金・大型店対策事業資金については廃止するとともに、小口事業資金・開業支援資金・緊急対策融資については本条例に基づく要綱にて運用し、さらには、ものづくり産業振興資金・物流系産業支援資金・IT 化支援資金の各融資あっ旋制度についても夫々要綱を定めることで、当時策定されていた八王子市産業振興マスタープラン等の事業を進める手段としたいとのことであった。

2 本条例の改正について

本条例は平成 18 年 3 月に改正されているが、改正当時の起案書によると、平成 18 年 3 月 8 日の改正は、融資までの期間短縮を図るため、事業者が市を経由

せず、直接金融機関に融資申込みを出来るように改めるための改正であり、小規模事業者のニーズに合わせた制度改正、かつ、市のあつ旋事務の改善につながる改正とのことである。従って、条例の立法趣旨については、平成 15 年 12 月以降、なんら変更は加えられていないものと考えられる。

なお、資金の融資のあつ旋要件その他必要な事項については、市長が別に定めることとされており（第 3 条）、所管課に依れば、この別の定めは「八王子市事業資金融資あつ旋要綱」「事業資金融資あつ旋事務要領」が相当するとのことである。

第 2 事務執行に関して

1 各あつ旋制度の概況について

本条例を受けて市が実施する各あつ旋制度（監査時点）の概要は次のとおりである。本条例を制定した平成 15 年当時とは、制度の名称や構成に変更が生じている。

制度名称	あつ旋内容	補助内容
小 口 事 業 資 金 （ 運 転 ・ 設 備 ）	融資限度額 3,000 万円以内 償還期間 7 年以内 利率 2.1%	信用保証料全額補助 (30 万円まで) 利子補給当初 12 か月全額補助
小 規 模 企 業 資 金 （ 運 転 ・ 設 備 ）	融資限度額 2,000 万円以内 償還期間 5 年以内 利率 1.8%	信用保証料全額補助 (20 万円まで) 利子補給当初 12 か月全額補助 13～24 か月半額補助
創 業 支 援 資 金 （ 運 転 ・ 設 備 ）	融資限度額 1,000 万円以内 償還期間 7 年以内 利率 1.9%	信用保証料全額補助 利子補給当初 12 か月全額補助

企業活力支援資金 (運 転 ・ 設 備)	融資限度額 300 万円以内 償還期間 5 年以内 利率 1.4%	利子補給 60 か月全額
経営改善事業資金 (運 転 ・ 設 備)	融資限度額 3,000 万円以内 償還期間 10 年以内 利率 2.3%	利子補給当初 24 か月分半額補助

各制度における直近のあつ旋と実績は次のとおりである。

(単位：記載なき場合は千円)

制度名称	項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
小規模 企業資金	融資件数 (件)	418	362	354	449
	信用保証料補助額	28,672	26,242	24,899	26,824
	利子補給金	34,713	31,937	30,965	30,594
小口 事業資金	融資件数 (件)	308	326	318	365
	信用保証料補助額	47,980	48,880	42,724	53,088
	利子補給金	57,605	47,076	49,106	58,247
創業 支援資金	融資件数 (件)	35	38	37	42
	信用保証料補助額	1,931	2,003	1,642	4,116
	利子補給金	2,888	2,198	2,232	2,049
企業活力 支援資金	融資件数 (件)	382	450	474	281
	信用保証料補助額	12,562	13,943	11,396	972
	利子補給金	7,533	14,121	17,909	16,847
経営改善 事業資金	融資件数 (件)	—	—	—	66
	利子補給金	2,022	30	—	2,822

中小企業 企業力強 化 無利子融 資	利子補給金	10,183	725	—	—
--------------------------------	-------	--------	-----	---	---

2 あっ旋制度の変遷について

平成 15 年度以降のあっ旋制度の変遷については次表のとおりである。平成 19 年度においては、利率についての見直しが広く行われたほか、平成 20 年度から 21 年度にかけては融資限度額の変更（引き上げ）が行われるなどの制度変更が加えられている。また、条例制定時に新設されたものづくり産業振興資金、物流系産業支援資金、I T 化支援資金については平成 19 年度をもって廃止されており、平成 19 年度から平成 20 年度に新たなあっ旋制度が設けられる等の施策が展開されている。

所管課によると、利率の変更については市場金利を踏まえた見直しを行い、また、融資限度額の引き上げについてはリーマンショック等の経済情勢を踏まえた見直しに拠るものであるとのことである。また、制度の廃止については、利用の低迷や制度自体のわかりにくさを解消することを目的としているとのことである。

例えば、本条例制定時に制度化された、I T 化支援資金については平成 19 年度をもって廃止され、ものづくり産業振興資金及び物流系産業支援資金については平成 20 年度より機械・車両購入応援資金として制度を一本化されているが、これは、ものづくり産業振興資金、I T 化支援資金、物流系産業支援資金の各資金融資あっ旋制度について、平成 18 年度時点において「利用率が低い」「小口事業資金に比べて、補助金額の面で必ずしも有利でない」といった理由が生じていたためであった。

また、小口事業資金あつ旋制度においては、平成 25 年度から利率がそれまでの 2.4%から 2.1%へと変更されているが、その基本的な考え方は、短期プライムレート＋所定加算率＋事故率であり、短期プライムレート 1.475%＋所定加算率 0.5%＋事故率 0.2%の合計から小数点第 2 位以下を切り捨てたものであった。

他方、平成 26 年度には小口事業資金あつ旋制度の融資限度額が 3,000 万円から 2,000 万円に引き下げ、また、平成 25 年度に新設された経営改善事業資金あつ旋制度を廃止している。これらは、予算編成過程において景気の動向や制度内容、実績等を踏まえて見直ししているとのことであるが、要綱の改訂を決裁した決裁文書には要綱の主な変更点と新旧対照表を確認できるだけであり、どのような政策的意図を背景に、当該制度の制定や廃止を行っているのかは窺い知ることができなかった。

また、平成 29 年度には小口事業資金あつ旋制度の融資限度額が再び 3,000 万円に引き上げられるほか、経営改善事業資金あつ旋制度が再開される等の制度変更が行われているが、特にあつ旋限度額の変更理由については「借り入れ需要に応えるため。26 年度よりあつ旋限度額を 2,000 万円に下げたが、その後も需要があるものと見込めるため。」と記されているのみであり、決裁文書からは借り入れ需要に関する具体的な言及は見当たらなかった。

制度名称\年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
小口事業資金																
緊急対策融資																
開業支援資金																
創業支援資金																
ものづくり産業振興資金																
物流系産業支援資金																
I T 化支援資金																

機械・車両購入応援資金	
中小企業企業力強化 無利子融資	
企業活力 支援資金	
経営改善 事業資金	
商店街近代化 事業資金	
工場近代化事業資金	
大型店対策 事業資金	
小規模事業資金	

(注) 上表は、本条例に基づき実施されたあつ旋制度のみを掲げており、本条例には依らないあつ旋制度、具体的には補助金等の交付の手続等に関する規則に基づき補助金の交付として実施された緊急つなぎ融資資金（平成 22 年度）等のあつ旋制度は含んでいない。

3 近隣他都市との比較

八王子市は、条例と要綱に基づくあつ旋制度の運用を行っているが、近隣他都市における同種のあつ旋制度の状況を調べたところ、必ずしも八王子市と同様の法体系となっていなかった。近隣他都市の状況は以下のとおりである。

(1) 町田市

町田市中小企業融資利子補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日適用）によると、「この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和 42 年 3 月町田市規則第 6 号）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）に

定めるもののほか、町田市中小企業融資利子補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする」とされている。補助金等の予算の執行に関する規則においては補助金等の定義に利子補給金が含まれており、町田市においては利子補給制度を補助金等の交付として整理していることが伺える。八王子市事業資金融資あっ旋条例に相当するような条例は見当たらない。

なお、町田市中小企業融資利子補助金交付要綱において「融資に係る利子の一部を補助することにより、企業経営の安定を図り、もって市内の中小企業の振興に寄与することを目的とする」とされており、信用保証料に対する補助は要綱に含まれていないようである。町田市ホームページ内の町田市中小企業融資制度の案内ページにおいても、利子補給に関する案内はあるが、信用保証料補助に関する案内は見受けられない。

(2) 相模原市

利子補給に関しては相模原市中小企業融資制度利子補給規則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 37 号）、相模原市中小企業等施設整備特別融資制度利子補給規則（平成 17 年 9 月 30 日規則第 88 号）、相模原市創業支援融資制度利子補給規則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 15 号）、信用保証料補助に関しては相模原市信用保証料補助規則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 62 号）の各規則の存在が確認できた。一例として相模原市中小企業融資制度利子補給規則を取り上げると、その第 1 条において「この規則は、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和 45 年相模原市規則第 23 号。以下「補助金規則」という。)に規定するもののほか、中小企業融資制度による融資を行った取扱金融機関に対する利子補給について必要な事項を定めるものとする」とされており、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則においては補助金等の定義に利子補給金が含まれていることから、相模原市も町田市と同様に利子補給制度を補助金等の交付として整理していることが伺える。

なお、相模原市は利子補給に関する規則と信用保証料補助に関する規則を有しており、相模原市ホームページ内の相模原市中小企業融資制度の案内ページにおいても利子補給と信用保証料補助の両制度の存在を確認できた。

(3) 立川市

立川市中小企業事業資金助成条例（平成 19 年 3 月 26 日条例第 27 号）及び立川市中小企業事業資金助成条例施行規則（平成 19 年 9 月 28 日規則第 68 号の 3）が定められている。立川市中小企業事業資金助成条例の第 4 条において信用保証料の補助、第 5 条において利子補給の定めがなされており、第 7 条において「事業資金の融資のあっせんに係る施策について必要な事項を審議するため、立川市中小企業融資審議会（以下「審議会」という。）を設置する。」とされている。

あっ旋制度にかかる条例を定めている点は八王子市と共通するが、審議会を設置している点や規則を定めている点は八王子市と異なっている。

(4) 府中市

府中市ホームページ内の中小企業事業資金の融資に関する案内ページにおいて、利子補給制度の案内はあるものの、信用保証料補助に関する案内は見受けられなかった。なお、制度の法的性格については公表情報を拝見する限りでは特定できなかった。

以上の状況をまとめると以下のとおりとなる。

都市名	あつ旋制度の性格	制度の有無	
		利子補給	信用保証料補助
八 王 子 市	条例及び要綱に基づく助成	○	○
町 田 市	規則及び要綱に基づく補助金の交付	○	×
相 模 原 市	規則及び要綱に基づく補助金の交付	○	○
立 川 市	条例及び規則に基づく助成	○	○
府 中 市	(特定できず)	○	×

所管課によると、補助金等の交付の手續等に関する規則に基づく補助金の交付ではなく、条例に基づく制度として設けているのは、小規模事業の育成及び振興に対してそれだけ重点を置いているからであるとのことである。他方、信用保証料の補助を市が実施している点については、事業者の繰上返済等により信用保証協会から事業者に戻された金額のうち市の補助相当分については、市に返還をしていただく必要があるが、僅少額の返還を巡って事業者に再三催促するなど、煩雑な事務が生じているとのことであった。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例に関して

特に、指摘ないし意見として、言及すべき点はない。

2 事務執行に関して（指摘及び意見）

(1) 制度改変理由の明確化について（指摘）

平成16年度の条例効力発生以降、各あつ旋制度は要綱により規定されており、この要綱の改定は部長決裁により行われている。これまでの十数年間において、あつ旋制度は数々の改変が行われてきているが、なぜそのような改変に至ったか

について、決裁文書においてその理由を確認できなかったり、理由が十分に記載されていない状況が散見された。小規模事業者の自主的な経済活動を促進し、もって小規模事業の育成及び振興に寄与するという目的の下、政策的な判断において変更がなされているとは思われるものの、改変された各制度が、改変の意図どおりの効果を上げているのかどうかについては、外部監査上、評価に窮する状況であった。

八王子市産業振興マスタープラン【第2期】（計画期間平成25年度から平成34年度）においても事業資金融資助成制度の充実を掲げており、各あつ旋制度が、条例の目的とする小規模事業の育成及び振興に寄与していることは間違い無いと推察するが、制度改変を行う理由や必要性については、柔軟な運用を意図して各あつ旋条例を廃止し本条例を制定した経緯や、事後的な政策効果の測定のため、明瞭に記録化されるべきである。

(2) 信用保証料金の補助について（意見）

信用保証料金の補助については、事業者の繰上返済等に伴う僅少額の補助返還を巡って事業者に再三催促する状況が生じるなど、凡そ経済性に欠けるのではないかと推察される事務が生じているようである。

事業資金融資あつ旋は、市の産業振興の観点から行われているものであり、そのあつ旋内容については、市の政策判断が介在されるべきものであるとは理解するが、非効率な事務を生じさせる信用保証料金の補助については対象を絞り込み、代わりに利子補給を充実させる等の見直しを期待する。

以 上

No.54 八王子市先端技術センター条例

制定年月日 平成 16 年 9 月 28 日

最終改正日 平成 17 年 6 月 28 日

関連所管 産業振興部企業支援課

第 1 本条例に関して

本条例は、「企業間の連携又は企業と大学等との連携(以下「企業間等の連携」という。)による共同研究開発を支援し、及び技術力の向上を目指す企業を支援することにより、企業の技術革新及び新たな事業展開を推進し、もって地域経済の発展に寄与するため、先端技術センター（以下「センター」という。）を設置する。」ものである（本条例第 1 条）。

設置されている先端技術センターは、先端技術共同研究センター（八王子市中野上町四丁目 8 番 5 号所在）、先端技術開発・交流センター（八王子市旭町 10 番 2 号所在）の 2 施設である。

上記 2 施設は、いずれも入居者から料金を徴収する仕組みになっており、先端技術共同研究センターは、研究開発室を「使用する床面積に 1 平方メートル当たり 675 円を乗じて得た額」の月額使用料を設定しており、その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）先端技術開発・交流センターは、「使用する床面積に 1 平方メートル当たり 2,160 円を乗じて得た額」を月額使用料に設定している。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリングの結果

(1) 概要及び呼称

先端技術共同研究センターは、5 室の貸し研究室を企業に貸す施設であり、呼称は「ものづくりセンター」である。先端技術開発・交流センターは、技術的な専門性をもった大手企業の OB が常駐し相談支援を行う他、セミナーなどを開催

する施設であり、呼称は、「開発・交流プラザ」である。各呼称は、実態にかなった分かりやすいものであるため、以下、呼称を用いる。各呼称のとおり、ものづくりセンターは主に貸し研究室であり、開発・交流プラザは主に専門家による相談の実施や先端技術セミナー実施をする施設である。開発・交流プラザも、「設計・開発室」という1室を貸しているが同部屋は研究室というよりも事務スペースの位置づけである。

(2) 使用料の設定について

両施設ともに、当該施設全体面積と全体の賃料から1平方メートルあたりの賃料を算出し、このおよそ2分の1に使用料を設定している。

(3) ものづくりセンターの入居、更新及び判断方法について

ものづくりセンターは、入居の際も、更新の際も、学識経験者等5名で構成される「八王子市先端技術センター運営懇談会」の意見を聴いて判断されることになっている。

(4) ものづくりセンターの利用状況等について

現在、5室のうち、2室の利用があるのみである。

入居には、「企業間等の連携による製品開発、技術開発及び設計を行う」という要件がある。これは、入居申請は単独で一つの企業が行うものであるが、必ず連携する他の企業の存在が必要であるということである。実態としては、企業支援的な需要はあるかもしれないが、共同開発という要件によって、入居希望者が限定されていることも考えられる。市の側で共同開発の相手方をマッチングさせてきたこともある。

(5) ものづくりセンターの今後について

平成30年度をもって現在の施設は廃止し、たとえば、大学と共同で行うなどの方向で、条例の改正を検討しているところである。その際、共同開発という形をどこまで維持するか、企業支援の要素をどこまで取り入れるか検討中である。

(6) 開発・交流プラザについて

開発・交流プラザは、民間技術者の OB 2 名が、任期付き職員として、常駐しており、企業などの相談に対応している。セミナーについては、隔月 1 回程度外部講師により実施されており、上記技術者 OB 職員 2 名が経験や人脈を活かして企画している。

「設計・開発室」は、タマティーエルオー株式会社が入居している。

2 現地見分に関して

(1) ものづくりセンター

ア 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 9 月 6 日、午後 2 時頃から。

直轄管理方式



ものづくりセンター

イ 見分状況

入居者に貸しているスペース以外の部分を見分した。貸し出す部屋自体は単にスペースであり、特別な設備や機材等が置かれているわけではない。



空き研究室

条例上有料で貸し出すことが規定されている機材が共同スペースに置かれていたが、あまり利用されることはないようである。現地に常駐している職員はいない。



貸出物品

(2) 開発・交流プラザ

ア 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 8 月 28 日、午前 11 時頃から。直轄管理方式

イ 見分状況

同施設は、JR 八王子駅北口からすぐのビルの 5 階に所在していた。

入居者の利用スペースである「設計・開発室」以外すべての部屋を見分した。

ウ 現場での聴き取り

開発・交流プラザは、企業 OB の任期付職員 2 名と事務を行う臨時職員 2 名が在籍している。任期付き職員 2 名は常駐であり、臨時職員は 2 名のうち 1 名が午前 10 時から午後 5 時まで勤務しているとのことであった。任期付き職員 2 名のうち、1 名が工業分野の専門であり、もう 1 名が化学分野の専門である。

相談利用については、特に枠は設けておらず、企業の希望があれば、適任の職員が随時対応し、時には企業の訪問も行っている。

交流スペースについては、相談に使っていない時間は、打ち合わせスペースとして利用されている。ただし、本条例が複数の企業の連携にあることから、2 以上の団体（企業）の共同の利用に限られる。



交流スペース



セミナールーム

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例について（その他）

現在のものづくりセンターは、条例改正を行った上で、移転することが予定されているから、本監査で意見等を行う意味はない。

条例改正にあたり、現在、現行条例の目的である企業間の共同開発と企業支援（主に創業支援）の需要とのバランスが検討されているところであると思われる。仮に企業支援という方向にも重きをおいていくのであれば、共同開発の要件を緩やかにしていく可能性もあるが、この場合、現在よりも特定の者への受益の要素が大きくなるから、使用料の設定において、受益者負担の割合を現在の約 2 分の 1 で維持すべきかどうか十分検討が必要である。

特に、指摘・意見はない。

2 事務の執行について

特に指摘、意見すべき点は見当たらない。

以 上

No.55 八王子市夕やけ小やけふれあいの里条例

制定年月日 平成 12 年 12 月 18 日

最終改正日 平成 17 年 7 月 1 日

関連所管 産業振興部観光課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条のとおり、「自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、農林業など地域の振興を図るとともに、市民の余暇活動の充実に資するため、」八王子市夕やけ小やけふれあいの里（以下、「本施設」という）を設置すること、またその運営・管理方法について定めたものである。

2 現行条例の規定内容

指定管理者制度の導入時の改正以来は改正がされていないものの、現状特に事務執行に支障を来しているわけではなさそうである。

第 7 条・第 8 条の「市長が定める基準」の内容は、本条例の施行規則第 8 条及び第 9 条で明らかにされており、望ましい規定ぶりとする。

条例後半（第 14 条ないし第 19 条）は、指定管理に関する規定である。

3 他の自治体での立法例

本施設は、平成 8 年 4 月の開設当初は農業体験施設「夕やけ小やけ文化農園」であった（所管課も農林課であった）が、開設後 3 年で 8 億円以上の赤字を出してしまい、平成 13 年 4 月から施設の目的を余暇施設に変え、施設設置条例も全面改正して（所管課も観光課に変わった）、施設内容についても抜本的改革を行った。

類似の施設として、近隣自治体ではあきる野市にある、廃校校舎を利用した「戸倉体験研修センター（愛称：戸倉しろやまテラス）」がある。その設置条例と本条例を比較すると、規定ぶりはおおよそ似通っているが、あきる野市の条例がその

目的として地域活性化とともに体験学習を通じた人材育成をより前面に打ち出しているのと比較して、本条例は「教育」の目的を明示してはおらず、文面上はもっぱら「観光」に力点を置いている点に違いがある。

第2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 8 月 14 日、午後 2 時より、担当課である観光課に対しヒアリングを行った。

農業体験施設として始まったが、経営不振を受け抜本的に改革し、観光施設にシフトした。平成 18 年の指定管理者制導入後は公益社団法人八王子観光協会が指定管理者となっており、現在（平成 29 年度以降）は夕やけ小やけ共同事業体（観光協会が改組した公益社団法人八王子観光コンベンション協会と株式会社アーバンの共同事業体）が指定管理者である。

バスが転回できるようになっており、公共交通機関の拠点としても機能している。年間利用者は 10 万人前後であり、どうしても家族連れが多く来る夏休み期間の土日の天候に左右されてしまう。屋内イベントの企画に努めている。

施設名は、童謡「夕焼小焼」の作詞者中村雨紅の地元であることによる。施設老朽化に伴い、修繕が課題。

2 現地見分に関して

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 8 月 23 日、午前 11 時頃から開始。指定管理方式、公募

指定管理者：夕やけ小やけ共同事業体

(2) 施設について

開設年月日 平成 8 年 4 月

場所 東京都八王子市恩方町 2030 番地

敷地面積 68,757.70 m²（うち市有地 52,718.72 m²、賃借地 16,038.98 m²）

総建物延面積 6,456.85 m²

施設内容 タヤけ小やけ館、ふれあい館、おおるりの家（宿泊施設）、御食事処
「いろりばた」、農産物直売所、ふれあい牧場、キャンプ場、体験た
んぼ、ボンネットバス等

(3) 内部閲覧の結果

① タヤけ小やけ館

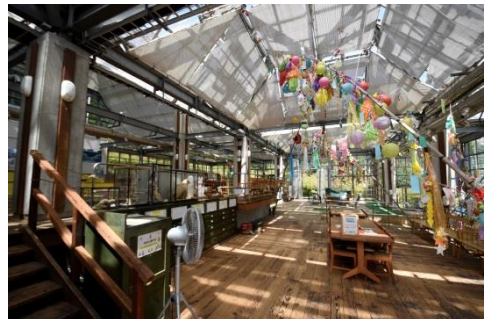
「夕焼小焼」の作詞者中村雨紅に関する展示、地元出身の写真家前田真三のギャラリー、市民作品のギャラリー、地元出身のアーティストであるチャーリー磯崎のロートアイアンミュージアムがある。落ち着いた雰囲気の良い展示館であるが、本施設に多く来るであろう小学生にとってはやや渋いかもしれない。



写真家前田真三のギャラリー

② ふれあい館

かつて温室として使われていたガラス張りの建物であり、空調を効かせるには費用がかかりすぎるとのことで、現在は冷暖房なしの状態で、たとえば流しそうめんなどの屋内イベントに使用している。周囲にはミツバツツジが植えられており、春には丘一面がピンク色になる。内部には、市民から寄付を受けた種々の玩具が備え置かれ、昔遊びができるようになっている。往査時は地元小学生が製作したという七夕飾りが建物内外に飾り付けてあった。やはりバブルの面影を感じさせる建物であり、温室から改変して少しでも使い勝手を良くしようとしてきた跡がそこかしこに見受けられた。空調なしとすると真夏はさすがに厳しそうではあるが、可能な限りの活用が望まれる。



ふれあい館

③ おおるりの家

宿泊施設であり、9 部屋の和室がある。1 階には舞台付きのホールがある。同ホールは災害の際の避難場所にも指定されている。3 階には温泉ではないが大浴場があり、日帰り入浴もできる。空調が特殊な構造のものであり、最近客室の空調が故障し修理に 100 万円以上を要したとのことであった。1 階のロビーに空室状況表があったが、8 月についてはほぼ満室、9 月も週末についてはほぼ満室であり、稼働率は年間通じてみると 7~8 割とのこと、健闘しているといえる。



おおりの家客室

④ 御食事処「いろりばた」

地元産野菜を使用し、そば・てんぷら等の料理を提供している。おおりの家の宿泊客は、食事はここでとることとなる(朝食も提供している)。店内は昔の農家の台所をイメージしたという素朴な雰囲気、客席数も十分にあった。理想を言えば主に宿泊客向けに、メニューがもう少し多様だとよいと感じた。



お食事処「いろりばた」

⑤ 農産物直売所

管理事務所の一角を地元農協が管理しており、地元産の新鮮な農産物を購入できる。



農産物直売所

⑥ その他

農産物直売所の近くにはポニーやヤギ、ウサギなどの小動物とふれあえる小さな牧場があり、施設奥にはかつてよりは縮小したというものの水田もあり、農業体験施設としての名残があった。5 月には田植え体験、10 月には稲刈り体

験、年始には収穫したもち米で餅つきの催しをされているとのことである。園内の水路では蛭を育成しており、集客に役立てている。ふれあい牧場の近くには、かつて陣馬街道を実際に走っていたボンネットバスが、西東京バス株式会社からの寄贈



ボンネットバス

を受けて展示されており、中に入って楽しむことができる。このほか、時間の関係で視察しなかったものの、キャンプ場があり、テントを借りて宿泊できる。

(4) 全体的な印象に関して

各所に家族連れで楽しめる工夫がされており、指定管理者の努力を感じた。

しかし、施設の大部分は平成 8 年 4 月に文化農園としてスタートした際の建築物であり、特に木造構造物（木道・手すり等）には老朽化が感じられた。施設では、建材をできるだけリユースしながら、安全上支障のないよう整備をしているとのことであった。

3 指定管理固有の側面として

現在の指定管理者であるタヤけ小やけ共同事業体の代表団体たる公益社団法人八王子観光コンベンション協会は、文化農園時代の受託者であった観光協会の後身であり、指定管理制導入後も実質的に同団体が管理を担ってはいるが、公募による選定が行われてきており、指定管理者の選定自体には特段の問題はない。

受領済みの資料によれば、平成 29 年度の指定管理料は 101,340,952 円、利用料収入は 32,098,750 円、利用料収入／指定管理料は 32%であった。

第 3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について（言及なし。）

指摘・意見として言及することは見当たらない。

第 7 条・第 8 条の「市長が定める基準」の内容は、本条例の施行規則第 8 条及

び第9条で明らかにされており、市民からわかりやすく望ましい規定ぶりと考える。

2 本条例に基づく事務執行について（意見）

現場の職員からの聴取では、集客のために蛍鑑賞やマス掴み取り大会などさまざまなイベントを企画し工夫していることが感じられたが、引き続き、なるべく悪天候による影響を少なくすべく、屋内イベントの企画立案の努力が望まれる。

また、宿泊施設については、7月と8月の土日については往復はがきのみでの予約受付であり、6ヶ月前の前日が最終受付日とのことであり、より利便性の高い予約システム（オンライン予約等）を導入した方が、稼働率向上や新たな利用者の獲得につながるのではないかと考える。

一方で、施設の老朽化により大小修繕を要し、施設経営を圧迫していることが見て取れたので（特にまとまった修繕については別途費目を指定して市費を支出しているが）、施設管理上是非とも必要なものについては市の備品として位置付け市の経費で購入するなど、指定管理者に修繕費を過剰に負担させることのないよう配慮を要すると考える。

以 上

No.56 八王子市農村環境改善センター条例

制定年月日 昭和 55 年 3 月 17 日

最終改正日 平成 17 年 12 月 7 日

関連所管 産業振興部農林課

第 1 本条例に関して

1 現行条例の条文（目的及び設置）

第 1 条：「農業者等に対し、農業経営及び生活の改善並びに健康の増進等に必要な施設を供与し、もって農村環境の改善を図るため、」（同センターを設置する。）

2 資料

(1) 制定理由について

本条例には、全 30 ページに渡る詳細な制定理由が記されている。この訳は、必ずしも不明であるが、本センターの使用料が、原則無料であること。本センターを使用できる者が、農業経営者、農業従事者に限らず、地域住民も含まれること。また、本センター内に集会施設のみならず、多目的施設を包含していることに、関係しているかも知れない。

(2) 他市の例

他市において同種の施設を設置しているか否かを調べてみると、同様なセンターを設ける条例は比較的多い。但し、その設置目的は多様である。「農村地域における住民の教養の向上、健康の増進等を図るため、」（宮崎市の例）「教養の向上」の力点を置くものもあり、八王子市と同様に、「総合的な農業の振興並びに農村の環境改善及び生活改善活動を推進するとともに、市民の健康増進、地域連帯感の醸成を図るための施設として」設置する例もある（徳島市の例）。また、広く「地域住民の生活環境、文化、教養の向上及び農林業の振興、福祉の増進を図るため、」と、相当広範な目的を持つ例もある（今治市の例）。

3 制定理由の合理性

要は、都心かそれ以外かではなく、自治体の面積広く、市の中心部に比して行政サービスがいきなり難しい地域に、公平の見地から設置するものであり、こうした目的自体は妥当なものと解すべきと思われる。資料において、恩方の場合において、センターの使用料が原則無料であることや、使用権利者が地域住民も含まれることは、こうした観点からも理解できる。

4 指定管理者制度導入に伴う条例の整備

なお、制定理由においては、「管理委託」に関しては、他の条例と同様に明記しない、としていた。しかし、「管理委託」についても、客観的な適正が図られるべきは言うまでもないし、それが市民に対しても、市民の目から透明化が図られるべきは当然である。この意味で「指定管理者制の導入に関して」第 13 条から第 18 条までの規定を設けていることも、妥当であると考ええる。

第2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

- (1) 交通不便な場所において、その近隣住民に対して公共的なサービスを公平に享受させようとの、実質的な目的は、そのとおりといえる。上川のセンターが昭和 57 年 3 月末日、恩方のセンターは、同 55 年 3 月末日竣工なので、両センターで、既に築後 36 年、38 年を経過している。
- (2) 老朽化の点が顕著なので、現在廃止を含めて検討している。廃止となる場合、地元に売却することも含め検討している。
- (3) 別途、恩方センターにおいて、以下のように実地見分を実施した。

2 現地見分に関して

- (1) 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 8 月 23 日、午後 1 時 25 分頃から開始 指定管理方式

指定管理者：東京都森林組合

(2) 建物

開設年月日 昭和 55 年 6 月

敷地面積 1,850 m²

総床面積 339 m² 多目的ホール 和室

2、会議室、展示室。

(3) 内部閲覧の結果

① 和室 1、2

和室 2 室は、境を外してあった。さすがに年代物であることは明らかで、畳なども相当に劣化があることは認められた。ただ、掃除が行き届かなくて不快であるようなことは決してなく、清潔に保たれている。写真のように裸足で中に上がらせて貰ったが、ザラつくようなことはなかった。



和室



展示室

② 展示室

展示室は、現在では道具置き場として使用されている。今は使用していない機械類、備蓄用の飲料水等が置いてあった。



多目的ホール

③ 多目的ホール

この建物で、最大の部屋である。天井も高く球戯を行うことも可能な広さである。ピンポン台、移動用黒板、映写用のスクリーン等の備品があったが、その全てには、八王子市の備品であることのシールの添付が確認できた。

(4) 全体的な印象に関して

建築から 38 年経過した、相当古い建物であるが、内部はよく手入れがされて

おり、備品であることの市のシールの添付なども、大変よく管理されている。

3 指定管理固有の側面として

使用料は完全に無料であることから、指定管理に関して、利用料（収入）の概念はない。

施設の費用頻度については、最も使いやすいと思われる多目的ホールについては、年間 348 回使用されている。週 1 回の月曜休館であるので、年間の使用可能日は $365 \times 6/7 = 313$ 回であるので（年末年始休みは掲載していない。）ほぼ、日に一度以上は使っていることになる。よって、現在では十分に地域に根付いている。基本的に問題はないと思われる。

第3 提言（指摘・意見等）

本条例自体について、それに基づく事務執行についてとも、指摘・意見・その他として、言及する点はない。

前述のように（第2 「1」 ②）施設があまりに老朽化しているので、廃止を含めて検討対象になっている施設である。ただ、不便な場所の施設ということで、近隣住民から、長年親しまれ、かつ、丁寧に使われているという印象である。

施設は古いが、清掃等は行き届いていて、十分に清潔である。指摘・意見等として言及することは見当たらない。

以 上

No.57 八王子都市計画事業上野第2地区土地区画整理事業施行規程

制定年月日 昭和61年3月31日

最終改正日 平成18年3月1日

関連所管 拠点整備部区画整理課

第1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

本条例の趣旨は、第1条にあるように、上野第2地区の土地区画整理事業に関し、土地区画整理法が掲げる事項やその他必要な事項を定めるところにある。

2 現行条例の規定内容

全22条からなる。第1章が総則（第1条―第5条）、第2章が費用の負担（第6条）、第3章が土地区画整理審議会（第7条―第14条）、第4章が地積の決定の方法（第15条―第17条）、第5章が清算（第18条・第19条）、第6章が雑則（第20条―第22条）と章分けされている。

第2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成30年8月13日、午後1時より、担当課である拠点整備部区画整理課に対し、ヒアリングを行った。監査人からの質問に対し、土地区画整理事業の施行規程の条項に関しては、全て土地区画整理法によって条項を設けることが規定されている事項であり、市の裁量を入れる余地はないとの回答があった。

第3 提言（指摘・意見等）

条例の内容にも、条例に基づく事務執行に関しても、指摘、意見、その他として特に言及するような点は見当たらない。

以 上

No.58 八王子都市計画事業中野中央土地区画整理事業施行規程

制定年月日 平成 5 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 18 年 3 月 1 日

関連所管 拠点整備部区画整理課

第 1 本条例に関して

本条例は、土地区画整理法第 3 条第 4 項の規定により八王子市が施行する中野中央地区の土地区画整理事業（以下「事業」という。）に関し、法第 53 条第 2 項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものである。

第 2 事務執行に関して

ヒアリングにおいて、中野中央地区につき、同地区は戦前から市街化され、戦災による消失をまぬがれた地域であり、昔からの狭小な道路に建物が密集し、公共施設が未整備のままであり、住環境の悪化を招いていることから、本区画整理事業を実施していることが説明された。その他、書面において、事業者、地区の現状、設計の概要等が示された。

第 3 提言（指摘・意見等）

1 本条例に関して

本条例は土地区画整理法第 53 条第 2 項に掲げられた事項を記載しているのみであり、内容的にほぼ裁量の余地のないものである。また、事業の大枠の定め方をするものであるから、事業に変更があっても、本条例の改正は必要がない。そのため、特に指摘、意見すべき点は見当たらない。

2 事務の執行について

本監査のテーマ及びテーマの広さの観点から、個別の区画整理事業の内容に踏み込んで監査することは不可能である。そのため、特に指摘、意見すべき点はない。

以 上

No.59 八王子都市計画事業中野西土地区画整理事業施行規程

制定年月日 平成 10 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 18 年 3 月 1 日

関連所管 拠点整備部区画整理課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条ないし第 3 条規定のとおり、中野西（中野上町 1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、中野山王 1 丁目及び暁町 1 丁目の各一部）を対象とする土地区画整理事業の遂行について定めるもの。

2 現行条例の規定内容

事業の名称、対象地区、事務所所在地、費用負担、審議会、地積決定の方法、精算、延滞金の徴収、換地処分の特例。

下位規範として施行規則がある。

3 他の自治体での立法例

近隣市である日野市の土地区画整理事業施行規程「日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例」と比較してみたところ、同条例は、おおむね本条例と同様の規定ぶりであったが、保留地の処分方法・評価・換地の基準及び換地処分について条項が設けられている点が異なった。

第 2 事務執行に関して

平成 30 年 8 月 14 日、午後 1 時より、担当課である区画整理課に対しヒアリングを行った結果は、以下のとおりである。

現在、市では 5 つの地区で区画整理事業を進めており、その一つが本条例の対象とする中野西の区域である。

本事業の立案経緯としては、この地区では住宅が密集し道が狭く入り組んでおり、

防災上も危険であったためであった。昔からの町並みで古い建物が多い地区である。

平成 10 年 2 月に市が都市計画決定をし、現在の建物移転率は 4.21%、仮換地指定率 2.91%、事業費ベースの進捗率が 7.87%と、土地区画整理事業として突出して遅延しているというわけではないが、進捗がやや遅めである。長期化しておりもっと早くならないのかとの声は出ている。まだ地権者との交渉に行けていないところがほとんどではあるが、今アプローチしている中では大きな反対はない。市では、後でトラブルにならないよう、可能な限り、仮換地指定前に地権者の同意を得るようにしており、これまで反対しているのに押し切って事業を進めたという例はない。

第 3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について

指摘・意見として言及すべき点は見当たらない。

2 本条例に基づく事務執行について（その他）

指摘・意見・その他として言及すべき点は見当たらない。

工事と建物の補償財源が限られているので進捗が思うに任せないとのことであったが、地権者らの理解を得つつ、可能な限りの迅速化が望まれる。

以 上

No.60 八王子都市計画事業打越土地区画整理事業施行規程

制定年月日 平成 4 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 18 年 3 月 31 日

関連所管 拠点整備部区画整理課

第 1 本条例に関して

1 本件規程が制定された経緯

本件規程は、八王子市内の打越の地域が、八王子市基本構想、及び、基本計画において、現在事業が完了している北野駅南口地区、片倉地区と併せ、交通の要衝として機能性が高まり、生活環境の整った住宅地としての発展目指すことのできる安全で快適な居住環境を整備する地域として位置づけられている。そのための手法としては、土地の区画整理を行い、八王子の東玄関としての整備を整える。

地権者との事業説明、関係機関への協議調整が進み、都市計画決定、事業決定ができる見通しが着いていた。そこで、土地区画整理法第 3 条第 4 項の事業として、八王子市がこれを施行する。よって、同法第 52 条第 1 項による「施行規程」を決める必要が生じたことから、本条例が制定された次第である。

2 施行規程で規定される主な内容

- (1) 審議会関連事業の施行機関として、審議会を構成する(第 7 条ないし第 14 条)
- (2) 地積の決定方法及び清算 第 15 条以下第 18 条以下

第 2 事務執行に関して

ヒアリング結果

- (1) 八王子市が施行する土地区画整理事業において、施行規程及び事業計画を定めるべきと法定（土地区画整理法第 52 条・第 53 条第 1 項）されていることから、設けられた条例である。
- (2) その単位は、事業名称、施行地区、事業の範囲（第 53 条第 2 項第 1 号ないし第 3

号)等で決まる。これは、打越地区の区画整理事業である。ほかの施行規程に比較し、本条例(打越地区の場合)は、面積も地区内人口も、相対的に少ない(9.4ha、750人)

- (3) 本地区を含む京王電鉄高尾線の南部地域一帯は、国道 16 号のバイパス化と京王線の立体化によって、近年市街化の進行が著しい。本市「八王子 21 プラン」では、東南部地域として生活環境の整った住宅地への発展が目指されている。
- (4) 事業認可は、平成 4 年 7 月 24 日で、既に 26 年余を経過済みであるが、換地処分も平成 28 年 6 月 24 日に終了しており、現状では、終局段階であるとのことである。

第 3 提言(指摘・意見等 言及すべき点なし。)

No.57 規程から本 No.60 規程まで、いずれも、平成 18 年 3 月 1 日改正の条例である。本条例単体で見れば、面積も地区内人口も、相対的に少ない(9.4ha、750人)ことから、完全終了まで時間を要しているとも思われる。しかし、市として、総合的見地から、一体的な土地区画整理事業であることを考えれば、特に問題はなく、指摘・意見・その他として言及すべき点には該当しない、と考える。

以 上

No.61 八王子市清川交通遊園条例

制定年月日 昭和 62 年 12 月 22 日

最終改正日 平成 17 年 12 月 7 日

関連所管 道路交通部交通事業課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

本条例の目的は、第 1 条に「児童に交通知識及び交通道德を体得する場を提供することにより、交通安全思想の高揚を図る」ことにあると規定されている。条例全体の趣旨として、幼児、低学年児童及び、これら保護者さらに高齢者を主として、施設による安全教育を行い、交通事故の発生を防止し、交通安全の推進を図るものである。

2 現行条例の規定内容

全 6 条からなり、第 1 条が「目的及び設置」、第 2 条が「位置」、第 3 条が「開園時間」、第 4 条が「休園日」、第 5 条が「使用料」、第 6 条が「委任」について定めている。

交通遊園の開園時間は、4 月から 9 月までが、午前 9 時から午後 5 時までであり、1 月から 3 月まで及び 10 月から 12 月までが午後 4 時までである。

使用料は、無料である。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 7 月 30 日、午後 2 時 30 分より、担当課である道路交通部交通事業課に対し、ヒアリングを行った。

(1) 交通遊園は、市の直轄管理であり、職員はシルバー人材センターへ委託。

(2) 来場者数は、平成 27 年度 1 万 2,140 人、平成 28 年度 1 万 2,377 人、

平成 29 年度 1 万 2,407
人と、この数年間、ほぼ
変わらない。

- (3) 常時、シルバー人材セ
ンターの職員が 1 名、非
常勤の嘱託員が 1 名配置
されている。

- (4) 主な設備内容として、
貸出用の自転車、三輪
車、豆自動車、ストライ
ダー、遊園固定の交通設
備として、横断歩道、
信号機、踏切、各種交

通標識、交差点、固定遊具として、ブランコ、砂場等がある。

- (5) 地元密着型の施設で、遊園周辺の住人の利用者が多いが、休みの日は遠方か
ら来る方もいる。
- (6) 交通の便はよくない。



貸出用の自転車



マメ自転車、三輪車



常備されているヘルメット



管理室



清川交通遊園の様子



遊具場

2 現地見分

- (1) 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 9 月 10 日、午後 1 時 30 分から開始。直轄管理方式

- (2) 内部閲覧の結果

- ① 施設自体は高架下にある。敷地内に管理事務所があり、シルバー人材センターの職員が入場受付、乗物の貸出等の設備管理を行っている。
- ② 横断歩道や踏切などの、基本的な交通設備は、整っている。
- ③ 非常勤の嘱託員は、午後は小学校に出張で、安全教室を行っているとのこと

であった。随時安全教室を行っているとのこと。

- ④ 平日は小学校があるので、幼児とその保護者の利用が多い。現に現地見分中の1時間の間に3組の幼児と父親が利用しに来ていた。成人のみの利用も可能。



管理室2階の講義室

- ⑤ 障害児の学童クラブや保育園も、本施設を利用している。乗り物に乗れなくとも砂場やブランコ等があり、幼児も施設として楽しめる環境である。
- ⑥ 遊園内での危険行為がないように、シルバー人材センターの職員と嘱託員が遊園内を監視している。カメラや望遠鏡、マイクでの放送などが行える。
- ⑦ 高架下にあるので、天候が雨でも利用できる場所は、強みである。
- ⑧ 広告については、前にショッパーなどの媒体に掲載されたことがある。あとはリーフレットなどを各公共施設に置くほか、冊子への掲載などを行っている。

第3 提言（指摘・意見等）

1 条例自体に関して

言及すべき点は見当たらない。

2 事務執行に関して（意見）

交通遊園の趣旨目的から、使用料を無料としているところには意義があると考ええる。施設の設備も充実しており、多くの市民に利用してもらえる施設である。そのためにも、広報を充実するべきであると思われる。

ここ数年、利用者の数はほぼ横ばいである。また利用者数に関しては、小学校の授業などの固定利用の数が大きな割合を占めると考えられる。

市役所や図書館を始め、公共施設に専用のリーフレットを作成して置いたり、市のホームページや、市報などで今まで以上にアピールすることなども

検討すべきである。

せっかくこれだけの良い設備を備えた施設があるのだから、単に営業を継続するだけではなく、多くの人に知ってもらい、利用者数を増加させることを、もっと積極的に検討していくべきであると思われる。

以 上

No.62 八王子市営駐車場条例

制定年月日 昭和 52 年 5 月 2 日

最終改正日 平成 18 年 9 月 27 日

関連所管 道路交通部交通事業課

第 1 本条例に関して

本条例は、市の市街地における自動車の駐車需要に応ずるため、駐車場を設置するものである（本条例第 1 条）。

駐車場の名称及び位置は、次のとおりである。

八王子市営八王子駅北口 地下駐車場	八王子市旭町 1 番 B1 号
八王子市営旭町駐車場	同 旭町 9 番 1 号
八王子市営南大沢駐車場	同 南大沢二丁目 27 番地

駐車料金も本条例で定められており、一般の時間制の料金システムのほか、回数券、定期利用の制度も設けている。時間制には一日の上限額の設定はない。

指定管理者制度を採用している。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリングの結果

(1) 指定管理者

指定管理者は、東急コミュニティーグループ連合体である。同連合体は、一般社団法人八王子市まちづくり公社などが構成企業となっており、代表者は株式会社東急コミュニティーである。

(2) 平成 29 年度決算

次のとおりである。

	八王子駅北口地下	旭町	南大沢
収入	346,126,724 円	55,978,076 円	25,354,720 円
維持費	146,203,946 円	78,726,919 円	218,993,517 円

(3) 駐車台数・回転率

平成 29 年度の駐車台数、回転率は次のとおりである。回転率とは、駐車台数（実績）を駐車可能台数で除した数値であり、区画における車両の入れ替わりが 1 日で何台発生しているかを表した指標である。表に二輪車は含んでいない。

	八王子駅北口地下	旭町	南大沢
台数	643,391 台	41,285 台	104,982 台
回転率	4.1	0.8	2.7

(4) 入出庫可能時間について

八王子駅北口地下駐車場は午前 6 時から午後 12 時まで、旭町駐車場は 24 時間、南大沢駐車場は午前 8 時から午後 10 時 30 分までである。

旭町駐車場は、平成 18 年 11 月から 24 時間化となっている。そこで、平成 18 年度と平成 19 年度の収支の決算の差額を比較すると、使用料収入が 7,019,217 円増加し、他方で指定管理料が 4,084,424 円増加している。

(5) 今後について

回数券は、周辺の店舗の利用を想定して販売している面があり、周辺の店舗が購入し、これを各店舗の客に渡していることがあるようである。

今後、駐車料金について、上限設定を設けるかなど検討中である。

2 現地見分に関して

(1) 八王子駅北口地下駐車場、旭町駐車場

ア 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 9 月 4 日、午後 4 時頃から。指定管理方式

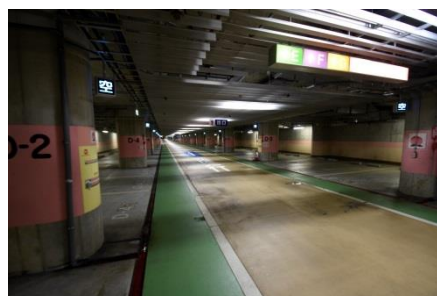
指定管理者：東急コミュニティーグループ連合体

イ 見分状況

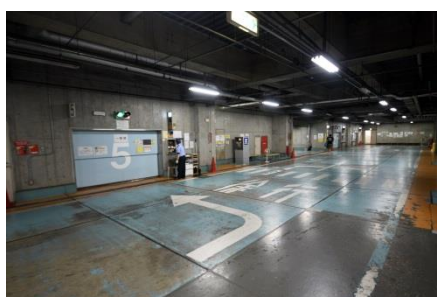
各駐車場全体を歩いて見分した。

八王子駅北口地下駐車場は地下 2 階までであり、駅から北に延びる形で南北に長い駐車場である。地下 1 階は利用の多い状況であったが、地下 2 階は比較的空いていた。なお、往査日時は、台風接近に伴い交通に影響が出始めているころであるから、これが駐車場の利用状況に影響している可能性もある。

旭町駐車場は、立体駐車式（機械式）の駐車場である。



八王子駅北口駐車場



旭町駐車場

ウ 現場での聴き取り

現場の管理のうち、整備・誘導業務等の一部の業務については、指定管理者が警備会社に委託しており、八王子駅北口地下駐車場は株式会社 SPD セキュリ A に、旭町駐車場は東都警備保障株式会社に委託している。現場にいるスタッフは、各警備会社勤務である。

(2) 南大沢駐車場

ア 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 9 月 6 日、午前 11 時 30 分頃から。指定管理方式

指定管理者：東急コミュニティーグループ
連合体



南大沢駐車場

イ 見分状況

駐車場全体を歩いて見分した。駐車状況としては、まだ十分に空きのある状態であった。

ウ 現地での聴き取り

同駐車場は、公共施設の入ったビルの地下に位置している。ただし、公共施設を利用しても、割引等の制度はない。周辺にはアウトレットパークなどの買い物施設があるため、週末には比較的長い時間利用され、三井アウトレットパークと提携した料金システムもある。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例について（その他）

料金等について検討する。上限設定がないことが特徴的である。

本条例の目的である「市の市街地における自動車の駐車需要に応ずるため」の駐車需要とは、駅（鉄道）を利用する需要と、駅周辺の商店等を利用する需要が考えられるところ、上限設定なしで回数券を発行する現行条例は、どちらかといえば後者の需要を重視していると考えられる。現状の八王子駅北口地下駐車場の回転率や商店活性化の観点から、現行の上限なしの料金設定も合理的な選択肢の一つではある。ただ、平日については、駐車スペースの空もあるとのことであるから、平日に限定した最大料金制の導入によって利用者増につなげることも所管課は視野に入れている。今後も、検討を続けていくことが望ましい。

以上、料金等についての検討内容を述べたが、現行条例に特に問題はないため、指摘、意見とするまでには当たらない。

2 事務執行について

特に、指摘、意見すべき点は見当たらない。

以 上

No.63 八王子市営住宅管理審議会条例

制定年月日 昭和 52 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 15 年 7 月 2 日

関連所管 まちなみ整備部住宅政策課

第1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第1条のとおり、市営住宅の適正な管理運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項に基づき、八王子市営住宅管理審議会の設置について定めたもの。

2 現行条例の規定内容

全8条からなり、審議会の設置、所掌事項、組織、委員の任期、会長の選任等、会議等について定めている。

第8条で「市長が定める」とされている定めはなく、下位規範はない。

3 他の自治体での立法例

近隣市の日野市に同様の条例（日野市営住宅管理審議会条例）が確認できた。委員の定員について、同市では学識経験者選出の委員が4人と八王子市より1人多く、従って審議会全体人数も10人以内とされている。また、八王子市では委員3人以内を市議会議員から選ぶこととなっているのに対し、日野市では公募による市民3人以内とされている。

第2 事務執行に関して

平成30年8月14日、午後3時より、担当課である住宅政策課に対しヒアリングを行った結果は、以下のとおりである。

1 市営住宅について

市内には現在、20の市営住宅（団地）（1,374戸）がある。低額所得者向けであり、収入基準は都営住宅と同じにしている。入居者の決定にあたっては平成29

年度までは公開抽せん方式のみによっており、心身障がい者世帯・一人親世帯・高齢者世帯は当選率を 2 倍にしていたが、平成 30 年度からは公開抽せん方式に加え、より住宅困窮度の高い世帯が入居しやすいポイント方式を導入した。募集は年 3 回なされ、市報やホームページに掲載するほか、冊子を市役所や図書館等に備え置いている。

市では平成 29 年 10 月に市営住宅整備・管理計画（平成 29 年度～38 年度）を策定した。今後は人口減少社会となることから、一時的な市営住宅の不足に対しては、新たに市営住宅を建設するのではなく、民間賃貸住宅の賃貸人に補助を出すという新たな住宅政策（住宅セーフティネット制度家賃低廉化補助）により補完することで対応していく方針である。

老朽化した木造市営住宅を廃止したいが、入居者の移転が難しく、廃止が進まない。

また、高齢単身世帯が増加しているが、孤独死リスクをおそれて民間賃貸では入居を拒否されることがあり、高齢者の住居確保が課題である。

2 市営住宅管理審議会について

審議会の審議内容は、市営住宅に関する重要課題全般であり、管理計画、市営住宅条例の改正、上記のポイント制導入、市営住宅の廃止、住宅セーフティネット制度についてなどである。

委員のうち、学識経験者は大学教授 1 名と商工会議所から推薦を受けた建設業経営者 2 名。議員委員 3 名は、議会から推薦してもらう。市民委員は公募しているが毎回応募者が 1 名しかいないため、それ以外の委員は前回の再任となっている。

委員は有償で、1 回の出席で 12,000 円の日当を支払っている。

開催頻度に関する規則はなく、審議を要する事項がある時に随時開催する。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について

指摘・意見・その他として言及すべき点は見当たらない。

2 本条例に基づく事務執行について（その他）

指摘・意見として言及すべき点は見当たらない。

市民委員（「市営住宅の入居者及び民間の借家又は借間に居住する者」）の公募に応募が少ないのが課題とのことであったが、公募に先立って、たとえば市営住宅の掲示板での告知など、周知へ向けた努力が望まれる。

以 上

No.64 八王子市消防団員賞じゅつ金支給条例

制定年月日 昭和 61 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 19 年 3 月 8 日

関連所管 生活安全部防災課

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

非常勤消防団員(以下「消防団員」という。)に対する賞じゅつ金の支給に関し必要な事項を定めることを目的とした条例である（第 1 条）

2 本条例の内容

条例において、賞じゅつ金の種類及び支給額は次のとおりとなっており、八王子市消防団員賞じゅつ金審査委員会（委員 5 人、任期 3 年）の審査を経て支給することとなっている。

賞じゅつ金の種類	支給額
殉職者賞じゅつ金	3,000 万円以内において、危険の度合い及び功労の程度を考慮して市規則で定める基準により算出した額
障害者賞じゅつ金	3,000 万円以内において、公務災害補償条例第 9 条第 2 項に規定する障害等級に応じ、危険の度合い及び功労の程度を考慮して市規則で定める基準により算出した額

※ 賞じゅつ金とは、公務を遂行すべく活動する中で負傷したり死亡したりした者へ、その行為を称えて国から給付される金員で、消防署員、警察官等に支給されるものである。

賞じゅつの支給額については市規則で定める基準により算出した額（第 3 条第 1 項）とされているほか、審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、市

規則で定めることとされており（第 6 条第 5 項）、八王子市消防団員賞じゆつ金支給条例施行規則（最終改正日 平成 19 年 3 月 8 日）において支給基準や審査委員会の組織等について定めている。

第 2 事務執行に関して

直近数年において賞じゆつ金の支給実績はなく、委員会も開催されていない。

第 3 提言（指摘・意見等）

特に、指摘ないし意見として、言及すべき点はない。

以 上

No.65 八王子市奨学資金支給条例

制定年月日 昭和 35 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 19 年 12 月 7 日

関連所管 教育委員会事務局（学校教育部教育支援課）

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

市内に居住する者で高等学校等に在学し、成績良好、身心健全にして、かつ経済的理由により修学困難なものに対して修学上必要な学資金を支給し、もって有用な人材を育成することを目的としている（第 1 条）

同条例を制定した昭和 36 年 6 月当時の起案書においては、同条例の制定趣旨が詳細に記されていないが、一般論として、優秀で勉学の意欲がありながらも経済的理由により援助を必要とする学生に対して奨学金を支給することにより、社会に有用な人材を育成することを目的としていると推察される。また、同条例第 1 条の目的、第 2 条の資格に関して、昭和 35 年 3 月の制定時と平成 19 年 12 月の最終改正にて、表現の違いはあるものの、実質的な変更は加えられていないように見受けられることから、条例の設置趣旨そのものは昭和 35 年以降、特段の変質は生じていないと推察される。なお、平成 19 年 12 月改正は、学校教育法の一部改正に伴う、引用条文の条項改正であり、内容的な改正ではない。

2 本条例の下位規範及び決定の基準

この条例の施行について必要な事項は、市規則で定めることとされており（第 10 条）、八王子市奨学資金支給条例施行規則（最終改正日 平成 29 年 9 月 15 日）において、決定の基準や申請の様式等を定めている。このうち規則第 3 条において決定の基準が示されており、具体的には以下の 4 項目が掲げられている。

- (1) 学業成績 高等学校等の課程を履習する能力を有し、将来良好な成績をあげると認められること。(おおむね同学年の平均水準以上であること。)
- (2) 健康状態 修業に耐えうる見込みが確実であること。
- (3) 人物 将来有識者として、社会に奉仕するにふさわしい資質と教養をそなえていると認められること。
- (4) 学資状態 学資が家計から全く得られないか又は一部しか得られないこと。

第2 事務執行に関して

1 奨学金支給等の状況について

直近4か年における奨学金の申請・決定及び支給状況は次のとおりである。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総 数	支給額（千円）	45,996	46,814	45,918	45,768
	支給総人数（人）	374	379	370	369
一般奨学生	申請件数（件）	255	223	221	234
	決定件数（件）	120	121	120	120
特別奨学生	申請件数（件）	64	60	65	51
	決定件数（件）	15	16	24	17

2 八王子市奨学審議会の設置について

受給資格を有する居住者からの申請により、予算の範囲内において奨学生を決定することとなっており、奨学生の選考その他奨学金支給事業を円滑かつ適正に運営するため、八王子市奨学審議会を設置している。八王子市奨学審議会は八王子市奨学審議会規則（制定年月日 昭和60年9月30日 最終改正日 平成20年7月22日）に基づき委員13人をもって組織されており、毎年3月下旬に会議を開催しているとのことである。

3 決定基準の運用及び見直しについて

4 項目の決定基準が規則において定められているのは前述のとおりであるが、実際の事務執行においてはこれらを定量化する必要がある、学力・学校所見・家庭状況等の評価項目を点数化し、合計得点（満点は百点）の高い申請者から順に採用予定人数（近年は毎年 120 名）に至るまでの申請者について、審議会での最終決定を経て奨学資金の支給を決定しているとのことである。

（参考：平成 30 年度の奨学生募集要項の概要）

1. 採用予定人員	120 名（選考）【参考：平成 30 年度奨学生応募者 205 名】
2. 支給する奨学金	月額 10,000 円（返済の必要はない）
3. 支給期間	高等学校入学から卒業までの期間 休学の場合は、その期間支給を休止する 受給資格を欠いた場合（市外への転出、退学、原級留置、所得制限額を超過した場合等）は、支給を停止する
4. 対象校	高等学校（全日制・定時制・通信制）・中等教育学校のうち後期課程・高等専門学校・専修学校のうち高等課程 高等学校の卒業資格が得られないサポート校は対象にならない
5. 申請資格	(1) 保護者と市内に引き続き 1 年以上居住していること。 (2) 成績が良好で、心身共に健全であること。 (3) 経済的な理由により修学が困難なこと。 (4) 他に奨学を目的とする団体から学資の支給または貸付を受けていないこと。
6. その他申請基準	(1) 中学校第 3 学年 2 学期の成績が概ね良好と認められること （注意：評定平均値が 5 段階評価で 3.0 以上） (2) 前年の世帯全員の総所得金額が各世帯の生活保護基準額の 1.5 倍以下であること。

本条例は、平成 19 年 12 月を最後に改正されてはいないが、平成 22 年度に公立高校授業料無償制度が導入される等、我が国の高等教育を巡る事情は大きく変化してきている。この点、所管課によると、国や都の制度変更に伴い奨学金制度そのものを廃止する自治体も出てきているものの、八王子市としては、通学費・修学旅行費・参考図書費等に充てるため、その必要性は薄れていないとの判断から、制度を継続しているとのことである。また、平成 22 年度以前は、学力、学校所見、所得金額、家庭状況の 4 項目を評価項目とした選定基準にて運用していたが、生活保護世帯においては高等学校等就学費（生業扶助）として学用品費等や交通費等の給付があるなかで、生活保護世帯を少し上回る程度の所得状況にある低所得世帯こそ真に支援の必要性があるとの考えから、平成 23 年度以降は選定基準を見直し、学力、学校所見、家庭状況の 3 項目を点数化し、申請基準内における所得の高低にかかわらず合計得点によって判断する現行の方式に改めたとのことである。100 点を満点とした選定基準に基づく選定は明瞭性が確保されており、申請に対する処分について、市の裁量の余地は極めて限定的である。

（参考：平成 30 年度の選定基準）

学力（評定平均値）	70 点	} 100 点満点
学校所見	15 点	
家庭状況	15 点	

第 3 提言（指摘・意見等）

条例自体、それに基づく事務執行に関してのいずれについても、特に、指摘ないし意見として、言及すべき点はない。

なお、平成 29 年度の包括外部監査において「申請に対する処分について」というテーマにより、奨学金の支給・特別奨学金の支給を広義の監査対象としたものの、「申請に対する処分を行うに際して市の側に、裁量の余地が全くないもの、または

ほとんどないといえるもの」という整理から、同年の包括外部監査においても狭義の監査対象とはしていなかったところである。

以　　上

No.66 八王子市文化財保護条例

制定年月日 昭和 52 年 3 月 15 日

最終改正日 平成 19 年 9 月 28 日

関連所管 教育委員会事務局（生涯学習スポーツ部文化財課）

第 1 本条例に関して

- 1 本条例の目的：「文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。第 182 条第 2 項）の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財及び東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号。以下「都条例」という。）の規定による指定を受けた文化財で、八王子市（以下「市」という。）の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することである。」（本条例第 1 条）

そして、文化財を 4 類型（有形、無形、民俗、記念物）に分け、各制約を設けている。

2 文化財保護条例の特性

- (1) 文化財保護条例は、条例中でも最も人権の観点から注意が必要な条例である。典型的に問題となり得るのは、市民、取り分け文化財の所有者・管理者等の財産権（憲法第 29 条）との関連である。財産権の典型は所有権であり、所有権は、最古の人権であり、その内容は対象物を自由に使用、収益、処分し得る権利であるからである。つまり、文化財といえども他人（市民）の所有物であるのだから、これに干渉することは、人権（財産権）を侵害する余地を常にはらむことになる。
- (2) 都の同名の条例（上記「1」の都条例）には、第 3 条（都などの責務）の第 4 項に「東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。」とこの旨の明記がある。

2 文化財の価値

一方、文化財は、それは他によって代替ができないものであり、それを管理・保存して公開に供せば、「市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献できる」（本条例第1条）ことは間違いない。そこで、「記念物」を除く、他の文化財（有形、無形、民俗）を公開することは、不可欠の重要性を持つ。この見地から、本条例では、この3文化財には「公開」の規定を設けている（第16条、第24条、第31条）。何故なら、各文化財が、適正に管理保存されるだけで、それが死蔵されるだけで、公開がされない、ないし、公開がされにくいという状況があれば、「（一般）市民の文化的向上に資すること」は困難であるからである。

3 他市の例について

(1) 横浜市の例

同市の条例には、（市指定の文化財の）管理又は修理に多額の費用を要する場合の補助金の交付規定もあるが、次のような規定もある。同市の条例では、文化財保護条例では、「所有者が教育委員会と協議して市指定有形文化財を一定期間公開するときは、市は、その費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。」との規定（同条例第18条第1項）がある。これは、正に公開することにこそ、最も重要な意義があることに着目したもので、2（2）の点に着目した、見習うべき面がある。

(2) 札幌市・安曇野市の例

ア 札幌市・安曇野市の例では、「文化財を損壊、棄損」してしまった場合にも、罰則規定が存在しない。これは、文化財保護条例が、所有権に対する重大な制約になり得ることに着目した、果敢な政策決定と評価できる。

イ 八王子市を含む罰則規定を設けている条例でも、「過失で」所有者側が「損壊、棄損」した場合（実態としてはこうした類型がほとんどではないか。）には、罰則の適用を予定していないと思われる。罰則規定は、基本的に故意犯を予定していると解釈されるからである（刑法38条第1項第1文）。また、過失で「損壊、

棄損」等した場合に、多くは所有者側である者を、罰金刑とはいえ、処罰することは不都合であるからである。

また、罰金刑を維持することについては、さらなる問題も出て来る。施行規則の「様式第 10 号（第 9 条関係）」によれば、「文化財の滅失等の届」の例が載っており、そこには「3 届出事実の状況」として、「「滅失」「き損」...等の届出事由について記入すること。」となっている（（注）記）。そうすると、本条例第 55 条との関係で、罰金に係る事実に関し、行為者に「何人も自己に不利益な事実の供述を強要されない（権利）」（憲法第 38 条第 1 項「自己負罪拒否特権」の侵害）をしているのではないか、という問題も出て来るからである。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

- (1) 八王子市においては、文化財の所有者等と市の間で、文化財の財産権を巡って、トラブルが発生した事案はほとんどないとのことであった。
- (2) 管理修理の補助金の交付申請の点であるが、八王子市においては、補助額の割合が多いこともあり（「8/10 以内」八王子市文化財等保存活用等推進事業補助金交付要綱 第 3 条第 1 号）、必要のある所有者等が交付申請をしているとのことであった。

2 条例の下位規範

本条例については、「八王子市文化財保護条例施行規則」（昭和 52 年 4 月 1 日）が施行されており、様式例を含めて、よくできている、と思われる（ただし、第 1 「3」（2）イの点は除く）。

第 3 提言（指摘・意見等）

- 1 「指摘」ないし「意見」として言及すべきところは見当たらない。
- 2 「その他」として下記の点に言及する。

再ヒアリングにおいて、「八王子市文化財管理公開謝礼金支給要綱」（平成 15 年 4 月 1 日施行 以下「平成 15 年要綱」という。）があることが判明したことから、「その他」として以下の点に関して言及する。

なお、平成 15 年要綱は、条例第 3 条の精神に則り、文化財所有者等の日常の保存・管理・公開に要する労に対し、文化財管理公開謝礼金（以下「謝礼金」という。）を支給することを目的とするもので（同要綱第 1 条）、一定の支給対象文化財に限定して、一定の支給対象者に、支払われるものである。

(1) 安定した制度へ（その他①）

3(1)横浜市の例で述べたように、公開こそが、「市民の文化的向上に資すること」に直結するのであるから、公開についても、助成金を拠出するというやり方が、条例上の制度として安定して、継続される方が望ましい。もとより、要綱は対内的には規範としての意味はもつが、対外的には規範的な意味は持たず、事務処理上の準則に過ぎないからである。

(2) 支給対象文化財及び支給対象者の拡大へ（その他②）

平成 15 年要綱における支給対象文化財及び支給対象者は、相対的に歴史的、文化財的な価値の高いものであることが推察されるが、公開された文化財を観察できる一般市民にとっては、歴史的、文化財的な価値の高いかどうかの点と、観察できた市民の受ける文化財からの感銘とは必ずしも一致しない。

従って、支給対象文化財及び支給対象者に関しては、徐々にでもよいので、拡大する方向に向けるべきである。

(3) 刑事罰について（その他③）

本条例も、他の市の条例でも、文化財を損壊、棄損、隠匿した者について、（5 万円以下：本条例の場合）の罰金ないし科料が規定されているものが多い。しかし、前述のように、実際は故意による滅失・毀損行為のみが問題になるのみであり、また、付随的な問題も生じうる（第 1「3」(2)イ）。

八王子市の場合は、故意で文化財を損壊、棄損、隠匿するようなケースは、極め

て特異であるようである。そうであるなら、札幌市の例のように、刑事罰を科さない、という判断もあり得る。

現実には、故意による文化財の損壊、棄損、等の例で、その行為主体が所有者等の場合など、端的に自分で自分の所有物を損壊、棄損してその人が刑事罰を受けることになるので、検察も起訴をはばかりが多いようである。この点にこそ、市町村という、一面では明らかに公権力である主体が、条例を定立した後とはいえ、物について自由に使用、収益、処分ができる所有権に容喙するという、文化財保護条例特有の悩ましさが存在することは、あらためて、ここで再認識しておきたい。

以　　上

No.67 八王子市姫木平自然の家条例

制定年月日 昭和 51 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 18 年 9 月 29 日

関連所管 教育委員会事務局（生涯学習スポーツ部生涯学習政策課）

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

本条例の目的は、第 1 条に「恵まれた自然環境の中で、団体生活を通じて少年の心身の健全な育成を図る」ことにありと規定されている。

2 現行条例の規定内容

全 21 条からなり、主な条文では、第 3 条が「事業」、第 4 条が「休業日等」、第 5 条が「利用対象団体等」、第 7 条が「利用料金」、第 15 条が「指定管理者による管理」について定めている。

利用料金は条例の別表において、定められている。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 8 月 8 日、午後 2 時より、担当課である教育委員会事務局（生涯学習スポーツ部生涯学習政策課）に対し、ヒアリングを行った。

- (1) 指定管理者は、長野県の長和町振興公社。
- (2) 長和町と提携した地域型施設。
- (3) 平成 13 年まで、収入は右肩下がりであったが、小中学校における移動教室、スキー教室での利用を主にすることで、収入が回復した。現在は学校利用が 50% 前後で推移している。
- (4) 自主事業としての、利用料金等収入、食堂収入、小売収入等が収益を上げており、全体の収入を上げている。

第3 提言（指摘・意見等）

小中学校の固定利用者数を確保しているため、安定した収入が見込まれる施設である。長野県の長和町振興公社とも良い関係を築きつつ、施設運営されている。特に指摘・意見等として言及することは見当たらない。

※なお、「姫木平自然の家」も含め、その全てについて現地見分を行うべきことを、原則としていたが、当施設に関しては、何分遠隔地にあることから、どう調整しても現地見分がかなわなかったことを、ここに付記する。

以 上

No.68 八王子市郷土資料館条例

制定年月日 昭和 42 年 4 月 1 日

最終改正日 平成 19 年 3 月 28 日

関連所管 教育委員会事務局（生涯学習スポーツ部文化財課）

第 1 本条例に関して

本条例は八王子市郷土資料館の設置条例であり、郷土資料館は、「郷土の資料その他文化的、教育的資料を収集し、保存し、展示して、教育並びに調査研究等に資することにより、市民及び地域社会の文化の発展に寄与するため」に設置されるものである（本条例第 1 条）。

郷土資料館は、八王子市上野町 33 番地に所在している。

入館料は設定されていない（無料である）。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリングの結果

(1) 来館者数

平成 28 年度 22,992 人、平成 29 年度 24,972 人。平成 29 年度が増加しているのは、市制 100 周年及び開館 50 周年の特別展を行ったことなどが考えられる。

(2) 経費（決算）

平成 27 年度	5,700,700 円
平成 28 年度	5,496,298 円
平成 29 年度	5,206,190 円

2 現地見分に関して

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成 30 年 8 月 28 日、午後 1 時 30 分頃から。直轄管理方式

(2) 見分状況

常設展示室、特別展示室、収蔵庫、特別収蔵庫など全体を見分した。

(3) 現地での聴き取り

職員は正職員 5 名、嘱託職員 6 名に加え週 3 日勤務する臨時職員 2 名がいる。

収蔵庫中の収蔵物について、現在、すべての収蔵物の内容を記載した書類が存在する。ただし、同書類は一覧性に乏しい。

今年度からデータベース化に着手している。



常設展示室



特別展示室



収蔵庫

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例について

特に指摘、意見とすべき点は見当たらない。

2 事務の執行について（その他）

本資料館は職員の数も多く入れ替わりもあるため、どの職員でも収蔵物と場所がすぐに把握できるようしておくべきである。この点、対象所管課も現状の問題点を把握し、後日、データベース化のための契約も完了し、改善へ向けての着手をしていることを確認できたため、「その他」としてその完了を早期に終えることを付言するに留め、特に指摘、意見とはしない。

以 上

No.69 八王子市絹の道資料館条例

制定年月日 平成元年 12 月 26 日

最終改正日 平成 17 年 12 月 7 日

関連所管 教育委員会事務局（生涯学習スポーツ部文化財課）

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条のとおり、「絹の道の歴史に関する資料を展示して、市民の郷土の歴史に対する理解を深め、もって市民の文化の向上に寄与するため、」八王子市絹の道資料館（以下、「本施設」という）を設置することを定めたものである。

本施設は、絹の道（1859 年の横浜開港から鉄道が発達する明治の中ごろまで、輸出用の生糸が多数運ばれたルート。約 1.5 キロメートルが市の史跡に指定されている）に関する歴史の周知・資料展示のための施設である。

2 現行条例の規定内容

平成 17 年末以来は改正がされていないものの、現状特に事務執行に支障を来しているわけではなさそうである。

第 6 条の、入館拒否・利用制限をなしうる事由については、第 1 項が「迷惑をかけ」又は「かけるおそれがあると認められる」とき、第 2 項が「その他資料館の管理上支障があると認められるとき」という、かなり主観的かつ包括的な内容となっている。

郷土資料館条例と異なり職員設置の規定がないので、無人にすることも規定上は可能である。

3 他の自治体での立法例

近隣自治体での同種施設（郷土の歴史資料館ではあるが包括的なそれではなく特定テーマに絞ったもの）設置条例としては、国立市の「国立市古民家設置条例」が挙げられる。同条例では、本条例と異なって指定管理者制をとっており、郷土

文化館と同じ指定管理者が選定されている。

また、多摩市には歴史的価値のある建築物として市指定有形文化財旧多摩聖蹟記念館があるが、その設置・管理条例である「旧多摩聖蹟記念館に関する条例」では、入館料は本条例と同じく無料であるが、建物内部の一部をギャラリーとして一般に有料で貸し出すことにしており、その使用料についての定めがある。

第2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成30年7月31日、午後2時30分より、担当課である文化財課に対しヒアリングを行った。

入館者数は、平成29年度は年間7,888人であった。指定管理ではなく、シルバー人材センターに業務委託して管理人として1名を配置している。維持費は年間4,173,195円（平成29年度決算額）であり、うちシルバー人材センターへの業務委託料が260万円余、電気代が90万円であった。

2 現地見分に関して

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成30年8月30日、午後2時30分開始。

直轄管理方式（業務委託）

管理業務受託者：公益社団法人八王子市

シルバー人材センター



絹の道資料館の外観

(2) 施設について

開設年月日 平成2年3月

名称 絹の道資料館

場所 東京都八王子市鎌水989番地2

施設内容 展示室、休憩室

土地・建物ともに市が保有している。



展示室

(3) 内部閲覧の結果

① 展示室

絹の道に関する説明・写真が掲示されている。

往査時には観覧者はいなかった。

② 休憩室

木製のテーブルと椅子が並べられており、絹の道の散策後などに休憩できる。

飲食も可。子ども連れなどにとっては特に使いやすそうな印象を受けた。

地元のランナーが休憩していることもあるとのことであった。

③ その他

本施設は、絹の道の途中に位置しており、
終点である「絹の道碑」がある大塚山公園
まで、徒歩で絹の道を散策できる。勾配は
きついが、緑のトンネルのようになっている
箇所もあり、風光明媚な散策路である。



絹の道

(4) 全体的な印象に関して

施設自体は、大人向けの静かな資料館という印象である。小学生が社会科見学等で来ることもあるとのことだが、小学生にはやや難しく、また、経済史に関する施設なので興味を引きにくいかも知れない。絹の道それ自体と相まって、充実した歴史探索の時間を与えてくれる、地味な中にもよい文化施設と感じた。

3 管理方式に関して

指定管理でなく管理業務の委託によっているとのこと、特段それによる支障があるとは思われない。利用者数については、平成 29 年度については1年間を平均すると1日あたり 25.6 名であり、この種の施設としては十分な水準と考える。駐車場も、十分なスペースがある。パネル展示を閲覧するだけでなく解説が欲しい時には予約すれば市が養成したガイドボランティアによる解説を受けられるとのことであるから、シルバー人材センターの管理人のみで解説員が常駐していなくとも、

特に支障はなさそうである。

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について

指摘・意見として言及することは見当たらない。

入館料が無料であることは、市の歴史の周知という観点から妥当な範囲内のものであると考える。

2 本条例に基づく事務執行について（その他）

閲覧に現段階で支障はないが、開設から 30 年弱を経ているためか、元々の色調もあってか、展示物が全体的に色あせている印象は受ける。史実に関する掲示であるから内容が大幅に変わるということはないであろうが、目下、展示替えや活性化策を検討中とのことであるので、鋭意進められたい。

以 上

No.70 八王子市陵南プール条例

制定年月日 昭和 49 年 6 月 26 日

最終改正日 平成 16 年 3 月 1 日

関連所管 教育委員会事務局（生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課）

第 1 本条例に関して

1 本条例の立法趣旨

条例第 1 条のとおり、「市民の健康の増進と体位の向上を図るため、」八王子市陵南プール（以下、「本施設」という）を設置することを定めたものである。

本施設は、都立陵南公園の中の一角に位置している。

2 現行条例の規定内容

第 3 条第 2 項には、市長が「特別な理由があると認めたとき」は使用料を減免できる旨の規定があるが、その規定が他の規範においてなされているかについては文面上明らかでない。

3 他の自治体での立法例

あきる野市では、市民プールについては他の体育施設とともに「あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例」で定め、指定管理者制をとっている。ただし、屋内プールと屋外プールの両方を併設した施設である。

日野市では、市民プールについて他の体育施設とともに「日野市体育施設条例」で定め、指定管理者制をとっている。屋外プールのみであり、50 メートルプールもある。従って、夏期のための営業に限られる屋外プールだからといって、必ずしも指定管理者制によることが不可能というわけではない。

第 2 事務執行に関して

1 ヒアリング結果

平成 30 年 8 月 14 日、午後 4 時より、担当課であるスポーツ施設管理課に対し

ヒアリングを行った。

管理方式は、業務委託であり、現在の受託会社は株式会社アートオブスペースである。担当課としては、夏場だけなので単体では指定管理になじまないとの考えである、とのことである。

使用料の減免については、他の屋外運動施設とともに、「八王子市屋外運動施設運営要綱」第7章に定められている。「免除」とは別に「無料」という概念もあり、土曜に中学生以下が無料になるのは「免除」ではなく同要綱第8章の「無料」だとのことであった。

結局は使用料を払わないというだけのことで同じことではあるが、「無料」は、週休二日制の導入による子どもの居場所確保施策として市が独自に行っているもののとのことであるので、別概念を設ける意義がないわけではないのであろう。

課題としては施設の老朽化である。利用人数が減少傾向にあること、年間2ヶ月しか営業しない施設のため、改修のための十分な予算獲得が難しい。公共施設管理計画では、廃止を含めた検討の対象になってしまっている。

2 現地見分に関して

(1) 往査日、時刻、管理方式

平成30年8月28日、午後3時30分開始。

直轄管理方式（業務委託）

管理業務受託者：株式会社アートオブスペース

(2) 施設について

開設年月日 昭和49年7月

場所 東京都八王子市東浅川町31番地

総面積 4,142 m²

施設内容 25メートルプール（325 m²）、幼児プール（101 m²）

(3) 内部閲覧の結果

① 施設入口

入口の券売機で利用券を買い、管理職員に見せるシステムである。

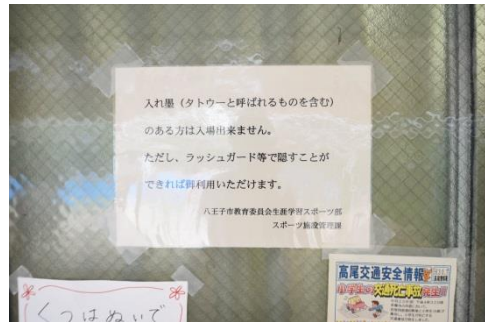
小学3年生以下は保護者同伴でないと入場できないこと、入れ墨のある人はラッシュガード等で隠さない限り入場できないこと等、注意書きの看板が設置されている。水温と塩素濃度の検査結果も掲示されていた。



陵南 プール入口

② 管理事務所

施設入口からの通路沿いに管理事務所の建物があり、職員の休憩等に使われている。男女更衣室も同じ建物にある。更衣室内部は、ロッカーは十分な数が設置されていた。更衣室入口にも、入れ墨に関する掲示があった。



入れ墨に関する掲示

③ 25 メートルプール

往査時には数人の子ども達が利用していた。施設職員は十分な人数確保されている様子であった。当日は暑く、職員もこまめに休憩をとるよう交代頻度は高くしているとのことであった。写真は点検時に撮影したものである。



プール

④ 幼児プール

往査時には利用者はいなかった。老朽化によるプール底の錆がやや目立った。

⑤ その他

シャワー・腰洗い槽、濾過器室等附属設備がある。

(4) 全体的な印象に関して

受託者による管理がいきとどき、安全が確保されていることがよく感じられた。安全性に支障はないものの、プールサイドや塗装面等施設の外観上の老朽化は否めない印象であった。



幼児プールの底の錆

3 管理方式に関して

指定管理でなく管理業務の委託によっており、特段それによる支障があるとは思われない。利用者数については平成 29 年度までの 5 年間は減少が続いており、平成 29 年度については 6,906 人であった。それでも 1 か月半程度しか利用可能期間がないため、1 日あたりで考えると 150 名以上の来場があることになり、利用者数の水準としては十分な水準ではないかと考える。



濾過器室

第3 提言（指摘・意見等）

1 本条例自体について（その他①）

指摘・意見として言及することは見当たらない。

現状の業務委託で支障があるわけではないが、日野市の例に見るように、単体の屋外プールだからといって必ずしも指定管理者制によることができないというわけではないので、指定管理者制の導入は検討されてもよさそうである。

2 本条例に基づく事務執行について（その他②）

プール底面のボウリング調査もなされているほどであり安全面では支障のない状態であるものの、プールサイドの塗装をし直す等して全体的にもう少し明るい雰囲気にした方が清潔感が感じられ、利用者の増加にもつながるのではないかと考える。

以 上